

人口増強・興亞の基

人口問題研究

第四卷 第十號

昭和十八年十一月二十日刊行

調査研究

育児費調査結果の概要(一)..... 関山直太郎(二)
妻の職業別出産力調査結果概説(一)..... 島村俊彦(三二)

彙報

現情勢下に於ける國政運営要綱の閣議決定——藥事法施行期日の件及同法施行令の公布
——厚生省分課規程の改正——特定職種に對する男子就業禁止に關する件等の公布——兵
役法中改正の件その他兵役關係諸法令の公布——滿洲國緊急農地造成計畫に對する協力接
助に關する件の閣議決定——大藏省の結婚出生保險並に修學保險要綱の發表——臺灣同胞
に對する徵兵制施行の決定——大東亞會議の開催並に大東亞共同宣言の採擇——南方諸地
域に關する諸情報

厚生省研究所

人口民族部

人口問題研究

第四卷 第十・十一・十二號

調査研究

育児費調査結果の概要(一)

關山直太郎

- 第一序 説
- 第二 所得階級別の扶養子女數
- 第三 子女數と一般生活費總額
- 第四 子女數と一般生活費の内譯
- 第五 同一所得階級に於ける子女數と一般生活費の内譯
- 第六 子女數と育児費總額
- 第七 子女數と育児費の内譯
- 第八 同一所得階級に於ける子女數と育児費の内譯

育児費調査結果の概要(一)

- 第九 子女數と一般生活費及育児費合計額
- 第十 子女數と室數及疊數
- 第十一 子女數と衣料切符消費量
- 第十二 要 約

第一序 説

戦争が長期に亘り、情勢が日に苛烈となるに及び、銃後生活も著しく深刻化し、衣食住殊に衣食の問題が一入世人の關心を引く様になつた。特に多數の子女を擁する家庭に於ては、物量及貨幣量の兩面に於て、此問題は甚だ痛切となり、人口政策的見地からも決して等閑視するを許さなくなつた。曩に妻竝に十八歳未満の子女を有する家庭に對して、所得税の減免及び家族手当の支給が斷行せられ、又其率及び支給範圍が擴充強化されたのは、かゝる政策的見地からなされたものであることは云ふ迄もない。而して現行の制度によれば、所得税の扶養家族控除は妻竝に子女一人につき月二圓(子女五人以上の場合に夫々月三圓)、又家族手当は夫々月五圓であることは周知の通りである。即ち一人の子供があれば月々七圓、五人の子供があれば月々四〇圓の手當が支給されると云ふことが出来る。勿論これ等の金額は、夫自體として妻竝に子女の養育費を幾分でも軽減して、以て人口政策の一端に資しようとする云ふのであつて、毫も養育費を補償し、或は保證し

ようと意圖するものではない。従て其の目安も、單に財政的に許さるゝ範圍内、社會的な大凡その見込内に決定されてゐるので、必ずしも科學的・實證的の基礎に成つたものではあるまい。從來家計の調査は我國に於ても決して乏しくなく、殊に内閣統計局は十數年來全國的に家計調査を施行し、年々貴重な資料を公刊してゐる。之に依れば一般生活に於ける貨幣支出が夫々の部門に分類されて居り、都市別・職業別・収入階級別の生活費を知ることが出来る。而も分類の中には育児費・教育費の如き項目も存してゐて、一應の参考となるのであるが、然し同統計は本來育児費・教育費の調査を目的としてゐるのではないのであるから、全面的に育児費調査に役立つといふことを得ない。況んや同調査は能ふ限り標準的家庭（家族員平均四人餘）を取ることをしてゐるため、養はるゝ子女數が餘りに寡少な憾があり、従て又統計の表章も子女數別の分類を持つて居ず、此點は育児費調査の上から見て甚だ遺憾とされてゐたのである。

當研究所人口民族部では、此の缺を補ひ、實際的な基礎資料を提供するため、曩に昭和十八年一月決定を経て、育児費調査を執行することとした。

其の要綱は本誌第三卷第十一號に之を掲げたが、今此の内調査対象・調査事項及調査地域を摘記すれば次の如くである。調査対象を満十三歳未満の子女（必ずしも實子女に限らず）を有する家庭としたのは、此等の者が一般に國民學校初等科以下の幼児であつて、全く自活力のない被養育者であるのに對して、十三歳以上の者には中等學校其他に通學する者、或は早くも自活の資を多少共獲得する者があり、育児費調査の対象としては適當しないと認められたからである。此點所得税法や家族手当制度に於て、十八歳未満の子女を免税或は給付対象としてゐるのと吻合しないのも已むを得ない。又全然子供を有しない家庭をも含めたのは、比較對照上の便を思つたから

である。尚ほ地域の選定及調査対象を國民學校の教員と限定したのは、第一次の試みとして全くの便宜に出たものであるが、調査の客觀性・妥當性を高からしむるためにも稍、適正ではないかと考へられる。又支出を現金支出に限つたのも多少問題であるが、調査を簡便ならしむる趣旨に於て、之亦已むを得ないものと諒察されたい。

(一) 調査対象

第一次の試みとして先づ全國代表的なる都市及農村の國民學校有配偶男職員中左の條件に叶ふ者に調査票を配布し、記入を求むることとした。

(イ) 夫婦と満十三歳未満（昭和五年四月二日以後出生）の子供だけの家庭

(ロ) 夫婦だけの家庭

(二) 調査事項

左の項目に付き昭和十八年二月中の實績（貨幣支出）を記入せしむ。但し事項によつては二月一日或は二月末日現在のものもある。

(イ) 家族關係

夫妻氏名及年齢

子女の性別・順位及年齢

(ロ) 一般生活費（育児費として分析し難き費目）

住居費、食費、衣料費、光熱費

(ハ) 育児費

牛乳代、間食代、身の廻品代、玩具代、教育費、保健費、醫療費、其の他

(ニ) 平均月收

(ホ) 室數及疊數

一	子	五九七	六	七三	二三八	一六四	六一	三四	一五	三	一一	二
二	子	七三三	四	三七	二一八	二五一	一一四	四六	二五	九	一三	五
三	子	五八六	一	二一	九六	二二九	一三七	四四	二四	一二	一六	七
四	子	三四三	一	三	三四	二二六	九七	三六	二六	八	一〇	一
五	子	一〇〇	一	一	八	三三	三六	二一	六	一	一〇	一
六	子	三三	一	一	一	一一	一一	四	二	一	二	二
七	子	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

國民學校教員の所得は上下概して極端なる開差のないことは、豫め想像された所である。即ち此事は、略、所得を同じうする、從て又生活内容も

分相異することが判るのであつて、云ふ迄もなく前者の方が後者よりも一般に所得額が多い。

略、同程度と豫測される此等の人々の間に於て、子女の有無多寡が如何に消費生活、就中育児費の面に影響を及ぼしてゐるかを測定しようとする本調査の目的に甚だ叶つたものと云ふべきである。今前表に就て見るに、一〇〇圓乃至一二〇圓の所得者を最多として、一二〇圓乃至一四〇圓の所得者が之に亞ぎ、此兩者で全體の四割七分を占め、更に此前後の八〇圓乃至一〇〇圓、一四〇圓乃至一八〇圓の所得者を加ふれば總數の八割五分に達し、八〇圓未満及一八〇圓以上の所得者は僅に一割五分に止まるのである。然し之を更に詳しく市部と郡部とに分けて見ると、所得者の集中度が幾

即ち市部に於ては一二〇圓乃至一四〇圓の所得者層が最も多く、一四〇圓乃至一六〇圓の者が之に亞ぎ、右兩者で總數の四割七分を占むるに對し、六〇圓未満は全然なく、八〇圓未満は總數の〇・五%にも足らない。然るに郡部に於ては一〇〇圓乃至一二〇圓の所得者を最多とし、八〇圓乃至一〇〇圓之に亞ぎ、右兩者で總數の五割九分を占め、且つ六〇圓未満が約一%を存するに對し、一六〇圓以上は全體の八%に過ぎないのである。今各所得階級別の平均所得額を子女數別に表示すれば左の如くである。

第二表 所得階級別・子女數別平均所得額

		(一) 全 國											
子女數	總平均	六〇圓未満	六〇圓以上 八〇圓未満	八〇圓以上 一〇〇圓未満	一〇〇圓以上 一二〇圓未満	一二〇圓以上 一四〇圓未満	一四〇圓以上 一六〇圓未満	一六〇圓以上 一八〇圓未満	一八〇圓以上 二〇〇圓未満	二〇〇圓以上			
總平均	三三・五三	三三・七四	三三・三三	三三・五三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三
〇	二九・九一	三三・〇〇	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三
一	二八・〇八	三三・七〇	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三
二	二五・九七	三三・四七	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三	三三・三三

次に此等の擁する満十三歳未満の子女数を観るに、一子世帯一〇〇六、二子世帯一一六三、三子世帯九〇四、四子世帯五〇六、五子世帯一五六、六子世帯三〇、七子世帯三であつて、二子世帯が最多数であり、一子世帯が之に次ぐ。又無子の世帯は六六八であつて、總數の一割五分に當る。子供數の順位は郡部も市部も同様であるが、無子世帯の率は市部が僅に高し。尚、子女數の合計は九〇四九人であつて、之を全世帯數四四三六に割

當つれば、平均二・〇人となり、此内無子の家庭六六八を除きたる有子女の世帯三七六八に割當つれば、平均二・四人となる。市部と郡部とを比較すれば郡部が稍、高い。今各所得階級別の有子女率及平均子女數を掲ぐれば次の如くであつて、大體に於て所得の増大に従ひ有子女率は大となり、又其子女數も増してゐることを知るのである。

第三表 所得階級別有子女率及平均子女數(一世帯當)

子女數	總數		六〇圓未満		六〇圓以上		八〇圓以上		一〇〇圓以上		一三〇圓以上		一四〇圓以上		一六〇圓以上		一八〇圓以上		二〇〇圓以上		
	有子女世帯數	率																			
子女數合計	四、四三六	〇・八五	三、七六八	〇・四二	一、六五二	〇・六九	一、一〇四	〇・七九	一、三二六	〇・八七	一、一〇四	〇・八九	一、二七一	〇・八九	一、一〇四	〇・八九	一、一〇四	〇・八九	一、一〇四	〇・八九	一、一〇四
平均子女數	二・四	二・〇																			
有子女世帯數	三、七六八	〇・八五	三、七六八	〇・四二	一、六五二	〇・六九	一、一〇四	〇・七九	一、三二六	〇・八七	一、一〇四	〇・八九	一、二七一	〇・八九	一、一〇四	〇・八九	一、一〇四	〇・八九	一、一〇四	〇・八九	一、一〇四
率	二六	二〇〇																			
子女數合計	九、〇四九	〇・四二	九、〇四九																		
平均子女數	二・〇	〇・七	二・〇																		
有子女世帯數	一、三六八	〇・二九	一、三六八																		
率	〇・八四	〇・二九	〇・八四																		
子女數合計	三、一七九	〇・三	三、一七九																		
平均子女數	一・九	〇・八	一・九																		
有子女世帯數	二、七八五	〇・七	二、七八五																		
率	〇・八六	〇・四二	〇・八六																		
子女數合計	五、八七〇	〇・七	五、八七〇																		
平均子女數	二・一	〇・七	二・一																		
有子女世帯數	二、三八二	〇・七	二、三八二																		
率	〇・八六	〇・四二	〇・八六																		

備考 平均子女數の内(イ)は總世帯に對するもの、(ロ)は有子女世帯に對するものとす。

育兒費調査結果の概要(一)

第三 子女數と一般生活費總額

茲に一般生活費と稱するのは、住居費・食費・衣料費・光熱費及其の合計であつて、此等は一般に生活必需費と目され、概して子女の有無多寡によつて必然的に増減するものと認められるものである。但し如何程之が實際に増高するかは、消費の性質上直接に且つ明細に分析することを得ない種類のものであるから、特に之を直接の育児費と分けて觀察することとしたのである(衣料費の中には大人用と子供用とを分けたが、之は直接に子供の衣料として購入した分を記入させたのであつて、布圍・敷布・蚊帳其の他

第四表 所得階級別・子女數別・一般生活費總額

(一) 全 國

子女數	總平均	六〇圓未満	六〇圓以上	八〇圓未満	八〇圓以上	一〇〇圓未満	一〇〇圓以上	一三〇圓未満	一三〇圓以上	一六〇圓未満	一六〇圓以上	一八〇圓未満	一八〇圓以上	二〇〇圓未満	二〇〇圓以上
總平均	八三・七三	四一・八一	八〇圓以上	一〇〇圓未満	一〇〇圓以上	一三〇圓未満	一三〇圓以上	一六〇圓未満	一六〇圓以上	一八〇圓未満	一八〇圓以上	二〇〇圓未満	二〇〇圓以上	二〇〇圓未満	二〇〇圓以上
〇	七五・三三	三五・五八	五三・四五	六一・四八	七三・六八	八六・四一	九六・九五	一〇七・九二	一二六・四〇	一三七・二八	一五三・五二	一七三・七二	一九三・二八	二一三・五二	二二七・二八
一	七三・六六	五七・二四	五三・二八	五九・五二	七二・八六	八六・四一	九〇・八九	一〇五・九六	一二三・二八	一四三・五二	一六三・七二	一八三・九六	二〇三・二八	二二三・五二	二三七・二八
二	八一・七六	三九・七六	四九・六〇	六一・二四	七〇・三三	八七・九一	九五・六九	一〇四・三二	一二三・六八	一四三・九二	一六三・二八	一八三・五二	二〇三・二八	二二三・五二	二三七・二八
三	九一・二六	—	六一・六六	六八・二六	七三・二二	八八・〇〇	一〇四・四七	一二三・九四	一四三・三〇	一六三・六六	一八三・九〇	二〇三・二六	二二三・五〇	二四三・八六	二五七・六二
四	九四・一五	—	五〇・八〇	六四・二〇	七三・五七	八六・三五	一〇三・九九	一二三・八八	一四三・二四	一六三・六〇	一八三・八四	二〇三・二〇	二二三・四四	二四三・八〇	二五七・五六
五	九七・一三	—	五八・二二	六八・三三	七八・五四	八七・九六	九五・九一	一〇四・三五	一二三・七六	一四三・一二	一六三・四八	一八三・八四	二〇三・二〇	二二三・四四	二四三・八〇
六	一〇〇・三〇	—	—	七五・一五	七八・四六	一〇一・一八	九五・九一	一一二・七六	一三二・一二	一五二・四八	一七二・八四	一九三・二〇	二一三・五六	二三三・九二	二五三・二八
七	九九・三〇	—	—	—	七三・四六	九一・〇一	一〇一・一八	一一二・七六	一三二・一二	一五二・四八	一七二・八四	一九三・二〇	二一三・五六	二三三・九二	二五三・二八

(二) 市 部

子女數	總平均	六〇圓未満	六〇圓以上	八〇圓未満	八〇圓以上	一〇〇圓未満	一〇〇圓以上	一三〇圓未満	一三〇圓以上	一六〇圓未満	一六〇圓以上	一八〇圓未満	一八〇圓以上	二〇〇圓未満	二〇〇圓以上
總平均	一一〇・四五	—	六〇圓以上	八〇圓未満	八〇圓以上	一〇〇圓未満	一〇〇圓以上	一三〇圓未満	一三〇圓以上	一六〇圓未満	一六〇圓以上	一八〇圓未満	一八〇圓以上	二〇〇圓未満	二〇〇圓以上
〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

を含んで居らず、従て子供の衣料費の全部といふわけではない。勿論茲に採らなかつた消費項目、例へば交通費・通信費・交際費・修養娛樂費・旅行費等の如きも、概して子供の有無多寡に依つて増減すると考へられるが、此等は所謂文化費と稱せられるものであつて、前記の生活必需費の如く直接明白に影響を受けるものと云ふことを得ない。本調査に於て故らに此種の費目を採らなかつたのは、斯かる理由からであり、而して又之によつて記載及調査の複雑化することを避けたのであつた。

先づ所得階級別の一般生活費合計を子女別に掲げる。

に於ては六〇圓未満が七九・三%を一般生活費に充つるに對し、二〇〇圓以上に於ては五三・六%が之に充當される。殊に郡部に於ては一五〇圓内外に於ては其の五〇・九%が、二〇〇圓級に於ては四三・一%が此一般生活費に充てられてゐるに過ぎない。然し市部に於ては一〇〇圓以下の所得者では殆ど全部が生活費に充てられ、殊に六七十圓級に於ては一般生活費のみで、も赤字を呈して居るのが知られ、二〇〇圓前後に於て六〇%内外となり、始めて若干の餘裕が生じてゐると認められるのである。

次に無子世帯の生活費を一〇〇とする場合、一子を増す毎に幾許の増高を示すかを、指數を以て表はせば左の如くである。

第五表 無子世帯を基準とする所得階級別・子女數別一般

生活費總額の指數

(一) 全 國

子女數	總平均	六〇圓	八〇圓	一〇〇圓	一二〇圓	一四〇圓	一六〇圓	一八〇圓	二〇〇圓
〇子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
一子	108.00	120.80	101.30	101.30	101.30	101.30	101.30	101.30	101.30
二子	122.60	127.50	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00
三子	134.50	127.50	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00
四子	146.00	127.50	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00
五子	157.00	127.50	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00
六子	168.00	127.50	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00
七子	179.00	127.50	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00

(二) 市 部

子女數	總平均	六〇圓	八〇圓	一〇〇圓	一二〇圓	一四〇圓	一六〇圓	一八〇圓	二〇〇圓
〇子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
一子	108.00	120.80	101.30	101.30	101.30	101.30	101.30	101.30	101.30
二子	122.60	127.50	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00
三子	134.50	127.50	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00
四子	146.00	127.50	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00
五子	157.00	127.50	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00
六子	168.00	127.50	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00
七子	179.00	127.50	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00

(三) 郡 部

子女數	總平均	六〇圓	八〇圓	一〇〇圓	一二〇圓	一四〇圓	一六〇圓	一八〇圓	二〇〇圓
〇子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
一子	109.50	120.80	101.30	101.30	101.30	101.30	101.30	101.30	101.30
二子	126.30	127.50	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00
三子	137.00	127.50	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00
四子	149.50	127.50	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00
五子	155.50	127.50	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00
六子	169.00	127.50	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00
七子	179.00	127.50	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00	104.00

右に依て見れば、總平均に於ては一子の世帯は一〇六・〇八、二子の世帯は一〇一・六八となり、順次一二四・六六、一二八・六〇、一三二・六七、一六四・三二と遞増し、七子に至つて一三五・六四と低下してゐる。但し此低下の理由は七子世帯が總て郡部所在であり、且つ其數も僅か三件に止まつて、極めて偶然的のものであるからに外ならない。

次に市部に於ては一〇一・三八、一〇九・八六、一一九・〇五、一二三・七二、一二九・四八、一六一・〇一と逐増し、更に郡部に於ても一〇九・九五、一一六・二二、一三七・〇八、一四三・九三、一五〇・五一、一八九・九八と規則的に上昇し、唯前記の理由から七子世帯のみ一七九・〇二と低下し

てゐるのである。

全國・市部・郡部の夫々に就て各所得階級別に詳しく觀察説明することは煩に失するから、之を省略し、試みに夫々の最頻値の所得階級及其前後に就て略説しよう。全國平均に於ては一〇〇圓乃至一二〇圓の所得者が最多數であるが、此所得層に於ては無子世帯よりも有子世帯の生活費が遞増するといふ一般的傾向を示さず、寧ろ一子世帯及二子世帯は無子夫婦よりも少き費用を以て生活してゐることが知られる。勿論此所得層は郡部に於て壓倒的に大であり、茲では一子世帯一〇六・九〇、一一五・八〇、一三四・八〇、一三八・二四、一三四・〇八、一三八・七九、一一七・六五と概ね遞増してゐるが、市部に於ては一子世帯は九三・六三と激落し、二子世帯一〇四・八四、三子世帯一一五・八五、四子世帯一〇七・三三、五子世帯一三九・二〇となつてゐる。即ち都市に於ては此級の所得者は一人の子供を有する世帯よりも、寧ろ無子の夫婦が贅澤な生活をしてゐることが推知される。而も此傾向は一四〇圓乃至一六〇圓の所得層にも見られ、無子世帯の一〇〇に對して、一子世帯は九七・二一、二子世帯は九九・九一となつてゐるのである。郡部に於て斯かる傾向を示してゐるのは一八〇圓以上の所得者であつて、無子世帯は屢、一子、二子、甚しきは三子、四子世帯よりも多額の生活

第六表 子女數別一般生活費内譯

(一) 全國

子女數	住居費			食費			衣料費			光熱費				
	家賃	其他	合計	米麥費	其他	合計	大人用	子供用	合計	薪炭代	瓦斯代	電氣代	其他	合計
總平均	九・九二	五・四九	一五・四一	一三・〇二	二七・九一	四〇・九三	九・八九	七・四三	一七・三三	六・七〇	・六〇	二・一九	・五七	一〇・〇六
〇子	一一・四九	六・二七	一七・七六	八・四五	二四・七七	三三・三三	一三・八〇	・二一	一四・〇一	五・四五	・四七	一・九〇	・四〇	八・三三
一子	一〇・八二	四・七八	一五・六〇	一〇・四三	二六・一九	三六・六三	九・六〇	六・六五	一六・二五	五・八三	・六二	二・二四	・六一	九・三〇

育児費調査結果の概要(一)

費を支出してゐることが知られる。

次に都市の最頻値所得層である一二〇圓乃至一四〇圓の階級では、一子一〇二・三八、二子一〇七・五二、三子一一四・七二、四子一二〇・八五、五子一二六・八四、六子一四七・六六と遞増し、又此層は郡部に於ても全國平均に於ても同様の増高ぶりを示してゐるのである。

第四 子女數と一般生活費の内譯

本調査に於ては一般生活費として住居費・食費・衣料費及光熱費をあげ、更に夫々の主要費目として家賃・米麥費・薪炭代・瓦斯代・電氣代等を區別し、又衣料費に就ては大人用と子供用とを分けた。住居費の「其他」には一般修繕費・障子・襖紙・硝子・墨等の費用や、水道・井戸の入費・家具・什器及設備費等を含め、又食費中の米麥費には之と代用せらるゝウドン・パン代をも含め、「其他」には副食物費・調味料・漬物代及外食費等を含めた。被服費中大人用には家庭用をも入れ、尙綿代・絲代・仕立代・洗濯費も含め、光熱費中の「其他」には石炭代やマツチ代を入れることとした。所得階級別に就ては後述することとし、今總平均について住居費・食費・衣料費及光熱費を子女數別に表示すれば次の如くである。

六	子	一・五五	一六九四	一八四九	三・三一	三〇・四四	五二・七五	九・八四	一一・七五	三二・五九	一〇・〇〇	—	二・二七	・三六	三二・五五
七	子	一・三三	二・九二	四・一五	二六・五八	三三・七九	六〇・三七	八・四〇	一六・一〇	三四・五〇	七・九四	—	二・三五	—	一〇・三九

右に依て觀れば、住居費は全國總平均一五四四一錢、此内家賃が約一〇圓を占め、食費は四〇圓九三錢で、此内米麥費は約一三圓を占めてゐる。衣料費は大人用(家庭用を含む)九圓八九錢、子供用七圓四三錢で、合計一

七圓三二錢となり、光熱費は市部と郡部とは費用を大に異にしてゐるが、薪炭・瓦斯・電氣代其他を合せて合計一〇圓〇六錢となつてゐる。市部と郡部との費用の差異は勿論光熱費に限らず、家賃に於ても著しく郡部が低率

であることは表の示す通りである。尙ほ無子家庭に僅少の子供用衣料費があるのは、恐らく最近に生るべき子供の爲に支出せられたものと解せられる。次に無子世帯の支出額を一〇〇として、一子女を増す毎に如何に各費目が増減するかを左に表示しよう。

第七表 無子世帯を基準とせる子女數別一般生活費内譯の指數

(一) 全國

子女數	住居費			食費			衣料費			光熱費				
	家賃	其他	合計	米麥費	其他	合計	大人用	子供用	合計	薪炭代	瓦斯代	電氣代	其他	合計
〇	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00
一	九〇・七	七六・四	八七・八	三三・四	一〇七・七	一四〇・一	六九・七	三二・六	一〇二・三	一〇六・七	三三・九	一一三・六	一五三・五	一一九・三
二	八六・九	七二・四	八二・四	四二・四	一一三・七	一三三・一	六七・五	三二・六	一〇〇・一	一三三・八	三三・七	一一五・七	一五〇・〇	一一三・四
三	七九・九	七〇・八	七五・八	四七・六	一二九・八	一四〇・六	六七・四	四二・〇	一〇九・四	一四九・七	三三・〇	一一三・六	一四七・〇	一一〇・七
四	七二・六	九一・七	六四・九	三七・七	一二九・〇	一四九・九	五九・四	五二・三	一三三・七	一四八・七	三三・九	一一三・七	一四七・〇	一一〇・七
五	七二・一	六三・九	六九・八	二五・四	二六・八	一五二・二	六三・五	六四・九	一五八・四	一五七・〇	二七・〇	一一三・三	一四七・〇	一一〇・七
六	六二・〇	三三・八	三三・四	二九・三	一五九・七	一四九・七	六一・〇	五九・〇	一四三・六	一七五・六	九一・九	一一三・六	一四七・〇	一一〇・七
七	一〇七・〇	四六・七	三三・七	三四・六	二二六・三	一八二・五	六〇・七	七六・六	一四八・八	一四九・六	—	一一三・六	—	一一三・六

(二) 市部

子女數	住居費			食費			衣料費			光熱費				
	家賃	其他	合計	米麥費	其他	合計	大人用	子供用	合計	薪炭代	瓦斯代	電氣代	其他	合計
〇	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	—	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00	100-00
一	九〇・九	六三・三	八二・六	一六・六	一〇六・四	一〇〇・〇	六三・九	—	一〇〇・四	一〇九・九	三三・三	一一三・六	一五三・八	一一九・三
二	八八・五	七九・一	八三・〇	一六・三	一一九・六	一三九・六	六三・四	—	一一二・七	一二三・四	三三・九	一一三・六	一五三・八	一一九・三

育児費調査結果の概要(一)

(三) 郡部

子女數	住居費			食費			衣料費			光熱費				
	家賃	其他	合計	米麥費	其他	合計	大人用	子供用	合計	薪炭代	瓦斯代	電氣代	其他	合計
三 子	八三二	八三三	一六六五	一六七五	一三七一	一五九三	五八五四	—	二〇〇〇	一四六九五	一六二六	一三六二八	一七三〇八	一四七八七
四 子	七九〇	八九七	一五八七	一九六六	一四〇五七	一五二七七	五二五七	—	一五八四	一五五五三	一六三三九	一四五六八	一八八四六	一四九九三
五 子	八五五	六七〇	一五二五	二五四〇五	一三三〇	一六〇三	四三九九	—	一四〇〇	一五一五三	一七八六	一三〇七〇	二七三〇	一五三三三
六 子	一三九四	一三〇四	二六九八	三六二九	一八六六	三三三三	三五六二	—	八六九三	二四二二	一四七五	一三六二四	四三三	一七三六
七 子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〇 子	一〇〇〇	一〇〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	二〇〇〇
一 子	九五五	九三三	一八八八	二六六六	一〇三三	一一〇八	七三〇	一〇〇七	一四〇七	一〇六三	四〇〇〇	一〇三六七	一八七八	一〇八七五
二 子	九〇五	七三三	一六三八	一五三三	一〇〇〇	二五三三	七〇六	三六五〇	四三五六	一三三五	八〇〇〇	一七〇七	四三三	一三三五
三 子	八六六	二五八七	一三五四	一八七五	二四四九	一五六九	七九六	三二八二	四〇七五	一四三七	四〇〇〇	一六六七	二四二四	一三八九
四 子	八三三	一〇六四	一八九七	二二六三	三三〇八	五五七三	六六三	三三〇〇	三九〇九	一四三六	六〇〇〇	一四九九	三三三	一五七七
五 子	八〇三	六三三	一四三六	二二七五	二七二四	四九〇九	八〇六	四五六七	一六二五	一四九六	—	二二〇七	一三六六	一四〇六
六 子	七三三	四三〇四	一四三七	二七六八	一六四四	一九〇六	八八七	四一九六	一八八三	一五五〇	—	一三〇六	八八八	一四三四
七 子	一四八	七八三	九三三	一八二五	一八二五	三六五〇	七五七	五七五〇	六五〇七	一三二〇	—	一五〇六	—	二〇〇四

先づ全國平均に就て云へば、住居費中家賃は子女數を増す毎に漸落し、「其他」は必ずしも規則的でないがやはり低落の傾向があり、合計に於ても一二の例外を除けば漸減してゐる。此の傾向は市部も郡部も略、同様である。次に食費に就ては子女の増す毎に例外なく遞増するのは當然であつて、米麥費も「其他」の費用も、又都會も郡部も此の點變りはない。

即ち全國平均に於ては、米麥費は一三三・四三三、一四六・〇四、一七九・六四、二一七・七五、二五六・四五、二九八・三三、三一四・五六と漸増し、「其他」の費用は米麥費程顯著でないが、之亦略、漸増を示して居り、合計に於ては一一〇・三三三、一二二・二二二、一三四・八六、一四九・四九、一五二・三八、一九四・九七、一八一・七三となつて居る。而して市部に於ては米麥

費の遞増率は郡部程顯著でないのに對して、「其他」の費目に郡部よりも増高率が大であることは注意に價し、合計に於ては一〇八・二七、一二三・九六、一三九・二八、一五二・七七、一六〇・二二、一二三五・三三となつて、郡部の一一〇・八三、一二二・六六、一三六・九一、一五七・二五、一六一・〇九、一九九・〇六、二二七・八一と大なる逕庭はない。

次に衣料費に就て見れば、大人用は子供の増すに従て市部・郡部共に遞減するの傾向があり、全國平均に於ては無子世帯一〇〇に對し、一子世帯六九・五七、二子世帯六七・二五、三子世帯六七・四六、四子世帯五九・六四、五子世帯六二・五四、六子世帯六一・〇九、七子世帯六〇・八七となつてゐる。特に市部に於て此傾向の著しいことは統計の示す通りである。勿論子

供用の衣料費は子女の数が増すに従つて増大するのは當然であるが、前表に於ては例外的な無子世帯の子供用衣料費を基準としたため、異常な指數を現出したが、試みに一子世帯の衣料費を一〇〇として、二子以上世帯の衣料費を見れば次の如くである。

第八表 一子世帯を基準とせる子女數別子供用衣料費の指數

	全國	市部	郡部
一 子	一〇〇	一〇〇	一〇〇
二 子	一二二	一一五	一三一
三 子	一四五	一三六	一五八
四 子	一六二	一四二	一八五
五 子	二〇四	一九四	二三五
六 子	一七四	一三六	二〇九
七 子	二四二	—	二八六

即ち一子を増す毎に衣料費の支出額は一般に遞増するのは云ふ迄もないが、其遞増率は市部よりも郡部の方が寧ろ大であつて、五子の場合市部は約二倍弱となるに對して、郡部は二倍以上となつてゐる。

斯くの如く衣料費に於て子女の増す毎に大人用の支出額は遞減し、子供用の費用が遞増すると云ふことは、取も直さず父母の犠牲に於て養育費が支出せられてゐると云ふことで、先の家賃の遞減と同じく注目に値ひするものと考へられる。尚ほ大人用及子供用を合計したる全額に於ては、兩者相殺のためさ程顯著ではないが、子女を増すに従て多少づつ増嵩し、全國平均に於ては無子世帯に對し三子で三五%餘、五子で五八%餘を増し、市部では同じく二〇%竝に三一%餘、又郡部では四五%弱竝に八九%強を夫々増してゐる。

最後に薪炭代・瓦斯代・電氣代及「其の他」に分けられた光熱費は、子女數が増すに従て何れも増大してゐる。尤も瓦斯は殆ど全く市部にのみ使

用され、又薪炭は郡部に於てより多く使用されてゐるのであるが、全國平均に於ては多少之が蔽ひかくされた傾きがある。今市部の瓦斯代を見るに、無子世帯を一〇〇として、一子世帯より六子世帯まで一三一・二五、一四四・六四、一六一・六一、一六三・三九、一六七・八六、一四三・七五と概ね遞増し、又郡部の薪炭代も同様に一〇六・八二、一一二・二五、一四五・七四、一四二・六四、一四九・六一、一五五・〇四と遞増してゐる。電氣代も勿論遞増の傾向を示してゐるが、其の程度は瓦斯代及薪炭代の如く著しくない。又右三者竝に「其の他」の費目共に、三四子迄は概して規則的且つ顯著に増嵩するが、四五子から其の増嵩率が概ね小さくなるか、或ひは又停止してゐることが注目される。

第五 同一所得階級に於ける子女數と一般生活費の内譯

國民學校の職員の所得は既述の様に上下大なる開差はないが、それでも自ら其間若干の隔りがあり、殊に郡部と市部とを全體として比較すれば、稍、顯著な相違がある。而して一般に所得の増加に伴なひ生活内容に變化が起り、消費項目に異動が生ずるのは自然の數であるから、更に嚴密に子女の有無多寡によつて消費生活の變動を觀察するには、一層細かに所得階層を分け、能ふだけ等質的なものとしなければならぬ。仍て以下各所得階層夫々に就て住居費・食費・衣料費・光熱費の變化を検して見ることにする。尤も郡部に於ては八〇圓未満及一六〇圓以上、市部に於ては一〇〇圓未満及一八〇圓以上は世帯實數僅少で、子女數の分布も稀薄であるから、總て此らは省略に附したい。採録總數は全體に對して市部七割六分、郡部八割四部、全國八割である。

先づ實數を所得階級別・子女數別に掲げる。

第九表 所得階級別・子女數別一般生活費內譯

(一) 全 國

(1) 八〇圓以上 一〇〇圓未滿

子女數	世帯數	總額	住居費		食費		衣料費		光熱費						
			家賃	其他	米麥費	其他	大人用	子供用	薪炭代	瓦斯代	電氣代	其他			
總	七七七	六、四八八	五、七六七	三、三三七	九、〇四四	二、〇七二	三、〇一八	八、四四四	四、九四四	二、四四八	六、四四八	三、〇一八	二、四四八	三、〇一八	八、四四八
〇	一六二	五、六三三	七、八八四	三、八〇〇	二、五〇四	七、九八二	一、九三三	二、七二〇	三、〇三三	〇・七	五、五八	三、〇一八	二、四四八	三、〇一八	八、四四八
一	二四七	五、五三三	六、〇六六	三、〇〇四	九、一〇〇	二、六六四	三、六六六	七、九三三	五、七七	三、三六九	六、二二	三、〇一八	二、四四八	三、〇一八	八、四四八
二	三三六	六、三〇四	四、九七	三、七六	二、八三三	一、九九八	三、八一	七、三三	六、〇五	二、四四〇	六、二四	〇・七	一、七三	三、〇一八	八、四四八
三	九八	六、六六	四、〇九	四、五二	七、七	一、八五六	三、五〇	七、七七	六、二	二、四四九	八、七〇	〇・七	一、七〇	三、〇一八	八、四四八
四	八	八、〇三	二、七五	四、四三	七、〇	一、八九七	三、七九	五、八八	七、八	三、三〇六	七、〇七	〇・七	一、五三	三、〇一八	八、四四八
五	一	七、五二	一	一	二、六〇〇	一、三九	四、一五〇	六、〇	九、〇〇	一、五三〇	一、五三〇	〇・七	一、五三	三、〇一八	八、四四八
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(2) 一〇〇圓以上 一二〇圓未滿

子女數	世帯數	總額	住居費		食費		衣料費		光熱費						
			家賃	其他	米麥費	其他	大人用	子供用	薪炭代	瓦斯代	電氣代	其他			
總	一、三三	五、三六八	三、三三	四、八〇	三、三三	三、三三	三、三三	八、四四	六、七	一、五三	一、五三	〇・七	一、五三	三、〇一	八、四四
〇	一五	七、五七	二、七	八、七	二、〇	八、七	二、五	三、九	〇・五	二、三	五、五	〇・七	一、九	〇・七	八、三
一	一七二	七、二八六	一、〇七四	四、七	一、四九	一、〇八	二、五	三、九	五、四	一、二	五、五	〇・七	二、五	〇・七	八、三
二	二九七	七、〇三三	七、七	三、〇	一、〇三	一、八	二、六	七、七	七、四	一、五	七、七	〇・七	二、〇	〇・七	八、三
三	二〇	七、三	五、七	六、三	二、三	二、三	六、三	七、六	八、三	一、六	八、五	〇・三	一、八	〇・三	八、三
四	二六	七、七	四、四	三、五	七、九	三、七	四、〇	七、七	二、〇	一、七	九、三	〇・六	一、九	〇・六	八、三
五	三	七、六	四、六	三、三	三、〇	三、〇	四、一	六、七	二、一	一、七	九、三	〇・六	一、九	〇・六	八、三
六	一	七、七	五、〇	一	三、八	一、五	三、六	三、五	三、五	一、〇	一、〇	一、九	一、九	一、〇	八、三
七	一	六、六	一	一	三、三	一、〇	三、六	一、七	一、七	一、〇	一、〇	一、九	一、九	一、〇	八、三

(3) 一二〇圓以上 一四〇圓未満

子女數	世帯數	總額	住居費		食費		衣料費		光熱費					
			家賃	其他合計	米麥費	其他合計	大人用	子供用	薪炭代	瓦斯代	電氣代	其他合計		
總	九五〇	八六四一	二二三七	一六四四	一五五〇	二八九	四一四	九三二	八三八	一七五元	六五二	〇六八	〇九六	九六六
〇	一〇〇	七六六七	一三六六	六〇〇	八〇五	二八八七	三九三	三〇四	〇六九	一四二〇	五四二	〇六四	〇三六	八六六
一	一九七	八六四一	一五八六	四八〇	一〇〇八	二九三三	五九九九	九七五	七八六	一七六一	五四六	一〇〇	〇五〇	九六六
二	二五五	八七九一	一三六六	四三三	一三二六	三〇四八	四三六四	九一九	九〇〇	一八一九	六二四	〇七九	〇三三	九六六
三	三三一	八八〇〇	九六四	一五五五	一四七九	二八七四	四四〇四	八八三	九六五	一八四七	七三四	〇六八	〇三六	一〇七一
四	四一	八七九六	七三三	五〇九	一九三二	二七三〇	四六六一	六九一	九七三	一六六三	七六四	〇六八	〇三六	一〇七一
五	四	一〇二八	五四一	五四四	二〇八五	三六三	二四六三	七五三	三三九	一九八一	八四三	〇三六	〇三三	一〇七一
六	三	一〇二八	五七〇	三三三	六八九	三七一	五九九三	六六四	六五四	一九六八	九六九	〇三三	〇三三	一〇七一
七	一	九一〇一	五七〇	〇六〇	四三〇	二八四八	二七五〇	五九八	二〇〇	一〇九二	三三三	〇七〇	〇三三	一〇七一

(4) 一四〇圓以上 一六〇圓未満

子女數	世帯數	總額	住居費		食費		衣料費		光熱費					
			家賃	其他合計	米麥費	其他合計	大人用	子供用	薪炭代	瓦斯代	電氣代	其他合計		
總	五四六	九六九五	二二七六	一八七三	一四二五	五八六	四八一	一〇六三	八六六	一九二九	六七五	〇九六	二五〇	一〇六二
〇	六四	八二五五	一四三三	六三六	三〇六〇	九一三	三〇二六	三三三〇	〇三〇	一三六〇	五八四	〇七〇	〇〇一	八九七
一	八七	九〇八九	一三三三	六四一	一九五四	一一〇八	三二〇八	二二七四	六九九	一八七三	五〇九	〇九二	〇五〇	九〇六
二	一五一	九五六九	一四三三	四七五	一九〇九	一三三三	三二〇八	四三二六	二七四	一八七三	五〇九	〇九二	〇五〇	九〇六
三	二二六	一〇四四七	一四三三	四七五	一九〇九	一三三三	三二〇八	四三二六	二七四	一八七三	五〇九	〇九二	〇五〇	九〇六
四	七四	一〇三九九	一〇三六	七九四	三〇五五	一四四八	三六五四	五二〇二	九一〇	一九三三	九〇二	一〇八	〇七二	一〇七一
五	三七	九八九九	一〇三六	五八九	一九二七	一九二三	三三二五	五四三八	九六一	一九三三	七三三	〇九二	〇五〇	一〇七一
六	六	九七九一	七〇〇	二六九	九六三	三三九三	二八九九	五二六三	八四二	二五三三	三三〇七	〇九二	〇五〇	一〇七一
七	一	一四一七四	一	八二五	八二五	三〇二〇	五八八七	八八九七	一三二九	二〇三八	三三〇七	八七〇	一八五	一〇七一

育兒費調查結果の概要(一)

(2) 一四〇圓以上 一四〇圓未満

子女數	世帯數	總額	住居費	食費	衣料費	光熱費
總	四四	100,560	19,180	21,600	9,360	4,320
〇	五	9,540	3,260	8,080	1,450	3,880
一	一六	9,570	2,070	9,930	9,450	1,050
二	一四	100,570	19,170	21,560	8,880	4,320
三	八	107,330	16,820	21,500	7,230	4,430
四	五	123,040	17,640	19,230	7,440	6,540
五	五	128,650	17,960	19,850	6,430	6,590
六	一	136,130	15,000	18,600	8,500	3,400
七	一	150,000	17,500	18,600	8,500	3,400

(3) 一四〇圓以上 一六〇圓未満

子女數	世帯數	總額	住居費	食費	衣料費	光熱費
總	三三	110,560	18,580	23,550	11,580	5,480
〇	三	107,000	23,800	9,600	1,790	4,230
一	五	103,910	19,160	10,760	3,830	1,510
二	一五	106,900	19,180	13,000	3,590	4,330
三	九	126,730	16,540	14,150	10,340	1,580
四	六	126,900	16,740	17,530	8,230	1,780
五	六	129,040	15,670	19,330	11,560	1,780
六	二	140,900	23,000	27,900	14,600	2,010
七	一	150,000	23,000	27,900	14,600	2,010

育児費調査結果の概要(一)

(4) 一六〇圓以上 一八〇圓未滿

子女數	世帶數	總額	住居費		食費		衣料費		光熱費						
			家賃	其他合計	米麥費	其他合計	大人用	子供用	合計	薪炭代	瓦斯代	電氣代	其他合計		
總數	三五九	二六六〇	一六七八	八四二	二四四二	四三一	五九五四	二五二二	九三三	三三四六	四七六	一八七	二八一	九五	二〇四一
〇子	三三	二〇六八	一九六六	九九一	七六七	三〇二五	四二八二	二五八八	—	三五六	—	—	—	—	九四〇
一子	三三	二五九五	一九七四	五八〇	二五五四	二二八八	四三九〇	一七三三	九八八	二七〇一	四〇〇	一三三	二六六	七九	九二一
二子	六二	二八二四	一八八三	八二四	二二六九	四三二八	五七九七	一五二五	一〇二二	二五七六	四五五	二〇一	二八五	四三	九八四
三子	七〇	二五六一	一九〇三	八四七	二五八八	四七四二	六三三〇	一一四九	一〇五七	三〇〇六	五〇三	一九七	二八三	九八	一〇八一
四子	六	二四八三	一七〇四	一〇四四	一七〇一	五〇三三	六七三〇	八五五	九六一	六八六	五七四	二二五	三〇八	一三七	一一八四
五子	二二	二〇四二	一九八九	三六六	二〇五九	五九三六	五九九七	五二七	一〇九五	一六二二	五八〇	三三六	二七三	六九	一一二八
六子	五	一六五一	一一三三	二五二〇	四二六三	四九七三	九三三三	七九六	一五三三	三三三二	五九九	二六八	五五二	六五	一一四二
七子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(三) 郡部

(1) 八〇圓以上 一〇〇圓未滿

子女數	世帶數	總額	住居費		食費		衣料費		光熱費						
			家賃	其他合計	米麥費	其他合計	大人用	子供用	合計	薪炭代	瓦斯代	電氣代	其他合計		
總數	七〇〇	五九八八	四四二	一五三三	二〇四四	一八三七	二九四一	八三三	五二四	二三四六	六六四	〇三	一六八	三三	八八七
〇子	二二	五三〇三	五三六	三三〇	八六六	一七三三	二一八八	二〇八	〇九	一一二七	五九九	〇二	一六九	三二	八〇〇
一子	三六	五七六六	四七六	三〇〇	九四三	一七七〇	二七三三	七九七	五九五	二二九二	六五四	〇二	一六六	三六	八五七
二子	二八	五九七一	四〇四	二六三	一一八四	一九五三	三三三六	七四二	六〇三	二三四四	六二四	〇五	一六六	三九	八二四
三子	六六	六七九五	五八六	四三三	一四四四	一八五七	三三〇一	七九三	七〇六	一四九九	八八四	一	一七六	九七	一一一七
四子	三四	六六六六	二七四	四四六	一七八二	一八九七	三三九九	五八八	七二八	一五〇六	七〇七	七	一五三	四六	九三三
五子	八	八〇三三	二七五	四二二	二〇九九	一六〇八	三六六七	二〇八	一一〇一	二五〇九	一〇五六	—	一九四	一三〇	一三七〇
六子	一	七五一五	—	—	二六〇〇	一三三〇	四二五〇	六二〇	九〇〇	一五二〇	一五五〇	—	二九五	—	一八四三
七子	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(4) 一四〇圓以上 一六〇圓未満

子女數	世帯數	總額	住居費			食費			衣料費			光熱費			
			家賃	其他	合計	米	其他	合計	大人用	子供用	合計	薪炭代	瓦斯代	電氣代	其他
總數	三七	1,610.00	400.00	48.00	848.00	1,561.00	37.00	2,000.00	851.00	1,149.00	869.00	1,011.00	1,047.00	1,161.00	1,151.00
〇子	三	56.53	4.00	3.53	7.53	6.51	1.02	8.53	6.31	2.22	8.53	7.67	0.86	1.66	4.00
一子	三	70.59	3.73	7.01	10.74	2.68	8.06	10.74	5.57	5.17	10.74	6.94	3.80	1.62	10.15
二子	四	77.11	3.90	7.99	11.89	2.35	9.54	11.89	7.64	4.25	11.89	6.94	4.95	1.61	10.15
三子	四	78.85	4.00	7.85	11.85	2.27	9.58	11.85	6.53	5.32	11.85	6.94	4.91	1.61	10.15
四子	五	90.66	3.67	9.23	12.90	2.89	10.01	12.90	7.33	5.57	12.90	6.94	5.96	1.61	10.15
五子	三	92.74	5.01	9.73	14.74	2.89	11.85	14.74	8.00	6.74	14.74	6.94	7.80	1.61	10.15
六子	四	76.45	—	7.64	7.64	3.55	4.09	7.64	3.55	4.09	7.64	6.94	0.70	1.61	6.44
七子	一	122.24	—	122.24	122.24	88.87	33.37	122.24	22.91	99.33	122.24	6.94	1.61	10.15	122.24

今、以上の數字に就て子女數別の變動が如何に現はれてゐるかを容易に觀察するために、總支出額に對する各費目の百分率を算出すれば次の如くなる。

第十表 所得階級別・子女數別一般生活費内譯の百分率

(一) 全 國

(1) 八〇圓以上 一〇〇圓未満

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費	子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
總數	1,000.00	141.40	491.91	219.45	141.30	〇子	1,000.00	141.14	527.21	110.71	110.71
〇子	1,000.00	19.86	46.23	20.64	13.37	一子	1,000.00	27.81	43.47	17.66	11.05
一子	1,000.00	15.29	47.31	23.00	14.38	二子	1,000.00	20.75	49.29	18.34	11.63
二子	1,000.00	12.62	51.94	22.88	13.55	三子	1,000.00	14.62	49.49	21.75	14.14
三子	1,000.00	12.60	49.08	22.52	16.82	四子	1,000.00	9.85	52.78	22.43	14.93
四子	1,000.00	10.85	55.42	19.67	14.06	五子	1,000.00	—	49.71	27.76	16.07
						六子	1,000.00	—	55.07	25.89	19.04
						七子	1,000.00	—	—	—	—

(2) 一〇〇圓以上 一二〇圓未満

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
〇子	1,000.00	8.56	45.65	28.74	17.05
一子	1,000.00	—	55.33	20.33	24.55
二子	1,000.00	—	—	—	—
三子	1,000.00	—	—	—	—
四子	1,000.00	—	—	—	—
五子	1,000.00	—	—	—	—
六子	1,000.00	—	—	—	—
七子	1,000.00	—	—	—	—

(3) 一二〇圓以上 一四〇圓未満

子女數	總額	住居費合計	食費合計	衣料費合計	光熱費合計
總數	100.00	19.03	44.08	10.36	11.53
〇子	100.00	25.15	45.55	18.39	10.90
一子	100.00	23.33	45.59	20.38	10.72
二子	100.00	19.55	46.50	20.69	11.25
三子	100.00	16.81	50.05	20.99	11.17
四子	100.00	14.37	53.98	19.26	11.40
五子	100.00	12.34	52.58	22.52	11.57
六子	100.00	6.81	61.91	19.35	11.92
七子	100.00	4.72	61.51	25.18	8.58

(4) 一四〇圓以上 一六〇圓未満

子女數	總額	住居費合計	食費合計	衣料費合計	光熱費合計
總數	100.00	19.33	49.62	19.90	11.16
〇子	100.00	24.95	47.70	16.47	10.87
一子	100.00	22.50	47.49	20.61	10.41
二子	100.00	19.95	49.66	20.65	9.71
三子	100.00	19.67	48.84	18.50	11.99
四子	100.00	15.65	52.29	21.32	10.84
五子	100.00	9.76	52.66	24.08	13.50
六子	100.00	9.50	61.66	18.88	9.97
七子	100.00	5.77	62.99	23.77	7.47

(5) 一六〇圓以上 一八〇圓未満

子女數	總額	住居費合計	食費合計	衣料費合計	光熱費合計
總數	100.00	19.87	49.62	10.03	10.48
〇子	100.00	23.99	42.27	23.96	10.79

(1) 市部

(1) 一〇〇圓以上 一二〇圓未満

子女數	總額	住居費合計	食費合計	衣料費合計	光熱費合計
總數	100.00	28.33	45.64	17.30	8.73
〇子	100.00	36.01	39.36	17.36	7.26
一子	100.00	26.74	47.28	17.19	8.90
二子	100.00	23.76	48.23	19.98	9.14
三子	100.00	27.51	50.31	12.49	9.69
四子	100.00	13.37	59.72	11.11	15.91
五子	100.00	16.41	60.12	37.1	19.76
六子	100.00	—	—	—	—
七子	100.00	—	—	—	—

(2) 一二〇圓以上 一四〇圓未満

子女數	總額	住居費合計	食費合計	衣料費合計	光熱費合計
總數	100.00	23.88	49.15	17.24	9.10
〇子	100.00	29.81	46.41	15.91	7.89
一子	100.00	26.91	45.54	18.29	9.26
二子	100.00	23.94	48.91	17.92	9.23
三子	100.00	19.86	54.31	16.76	9.07
四子	100.00	22.59	54.35	14.01	10.03

育兒費調査結果の概要(一)

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
七子	100.00	27.78	48.69	14.38	8.95
六子	100.00	23.67	47.39	9.77	6.27
五子	100.00	21.78	46.89	9.77	6.27
總數	100.00	27.78	48.69	14.38	8.95

(3) 一四〇圓以上 一六〇圓未滿

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
七子	100.00	33.66	49.24	18.52	9.48
六子	100.00	30.50	45.08	16.80	7.62
五子	100.00	24.23	46.07	21.04	8.67
四子	100.00	23.87	49.29	19.33	8.62
三子	100.00	22.21	49.51	17.67	11.62
二子	100.00	19.98	54.13	16.96	8.92
一子	100.00	14.87	52.70	23.75	8.69
總數	100.00	155.00	670.20	59.94	115.54

(4) 一六〇圓以上 一八〇圓未滿

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
七子	100.00	33.73	49.78	18.78	8.70
六子	100.00	28.04	39.39	23.71	8.85
五子	100.00	23.03	46.81	23.29	7.86
四子	100.00	22.83	49.07	19.77	8.33
三子	100.00	23.23	51.18	17.84	8.74
二子	100.00	23.01	53.95	14.55	9.48
一子	100.00	20.97	54.31	14.60	10.22
總數	100.00	233.34	558.67	141.19	75.99

(三) 郡部

(1) 八〇圓以上 一〇〇圓未滿

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
七子	100.00	33.87	49.53	33.67	14.94
六子	100.00	16.33	47.49	21.07	15.09
五子	100.00	13.52	47.28	24.26	14.94
四子	100.00	11.25	52.52	33.51	13.80
三子	100.00	12.35	48.58	32.06	17.03
二子	100.00	10.85	55.42	19.67	14.05
一子	100.00	8.56	45.65	28.74	17.05
總數	100.00	111.95	478.11	255.51	147.74

(2) 一〇〇圓以上 一二〇圓未滿

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
七子	100.00	33.90	50.15	33.86	15.09
六子	100.00	16.88	48.95	18.06	16.11
五子	100.00	14.80	51.39	19.46	14.35
四子	100.00	12.18	49.33	23.70	15.81
三子	100.00	13.53	49.42	22.53	14.53
二子	100.00	10.17	51.63	22.86	15.33
一子	100.00	9.11	51.94	24.54	14.39
總數	100.00	64.45	497.72	277.76	160.77

(3) 百二〇圓以上 百四〇圓未滿

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
七子	100.00	33.50	49.00	34.05	14.43
六子	100.00	17.48	44.15	32.49	15.69
五子	100.00	11.64	45.76	27.15	15.42
四子	100.00	11.95	47.81	25.51	14.74
總數	100.00	115.57	486.72	123.20	60.28

三	子	100.00	14.14	46.36	24.63	14.85
四	子	100.00	10.47	53.91	21.18	13.25
五	子	100.00	9.30	53.30	24.12	13.30
六	子	100.00	6.06	60.70	20.59	12.65
七	子	100.00	4.72	61.51	25.18	8.58

(4) 一四〇圓以上 一六〇圓未満

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費	
總數	100.00	11.69	50.46	33.95	14.88	
〇	子	100.00	13.78	53.99	15.82	17.41
一	子	100.00	15.20	50.77	19.65	14.36
二	子	100.00	9.81	51.05	25.60	13.52
三	子	100.00	14.88	46.76	21.22	17.21
四	子	100.00	9.75	49.79	27.03	13.44
五	子	100.00	7.89	52.66	24.22	15.25
六	子	100.00	3.99	56.74	30.73	8.53
七	子	100.00	5.77	62.99	33.77	7.47

以上の百分率表から歸納して多少の説明を加へて見よう。先づ總平均に就て見れば、郡部に於ては所得の如何に拘はらず、各費目の占むる夫々の割合は殆ど不變であるといふことが指摘される。即ち住居費の割合は一四〇圓乃至一六〇圓階級の二一・六九%を最低として、概ね一二%強、食費は一三〇圓乃至一四〇圓階級の四九%を最低として他は概ね五〇%内外、衣料費は一〇〇圓乃至一二〇圓階級の二一・八六%を最低として二二乃至二四%、光熱費は二二〇圓乃至二四〇圓階級の二四・四三%を最低として大體一五%内外を占めてゐるのである。

育児費調査結果の概要(一)

八・三三%を最高として順次遞減して一六〇圓乃至一八〇圓階級の二二・二七三%となり、所謂シユワーベの家賃の法則が茲にも現はれてゐるといふことが出来る。次に食費に就ては一〇〇圓乃至一二〇圓階級の四五・六四%を最低として、他は總て四九%臺であるが、所得の増大につれて多少づゝ遞増してゐる。衣料費は概ね一七一・一八%で、輕微な遞増傾向とも云へるが、殆ど不變であり、又光熱費は八一・九%で之亦略々不變と云つてよろしう。

郡部と市部とを合計した全國平均は、八〇圓から一八〇圓迄五階級あるわけであるが、其大體の傾向は郡部が相殺されるか、或は上下兩層に於て市、郡本來の傾向が其儘現はれて、又自ら別個の様相を呈してゐるのである。即ち住居費に就ては、八〇圓乃至一〇〇圓階級の二四・七〇%を最低として、漸次増大して、一六〇圓乃至一八〇圓階級の二九・八七%に及び、先に掲げたシユワーベの法則と正に反對の傾向を示してゐる。

次に食費に就ては一〇〇圓乃至一二〇圓階級の四八・九一%を最低として、他は總て四九%臺であつて殆ど不動である。所得が増すに従て食費の占むる割合は少なくなるといふ有名なエンゲルの法則は、此程度の所得差に於ては發現しないことが觀察されるのである。又衣料費は八〇圓乃至一〇〇圓階級の二一・九三%を最高として略々遞減して二〇%内外となり、更に光熱費は之亦八〇圓乃至一〇〇圓階級の二四・三〇%を最高として一六〇圓乃至一八〇圓階級の二〇・四八%迄明かに遞減してゐることが看取されるのである。

次に子供の有無多寡によつて此等の割合は如何に變化するかを見よう。先づ住居費に就て云へば、其の郡部たると市部たるとを問はず、又所得階級の如何を問はず、無子世帯を最高として、子女の増すに従て遞減するの

傾向を示してゐる。之は全く意外な現象であるが、殆んど全く一貫した事實であつて、寔に注目に値すると云へる。次に食費に就ては之と反對に何れの場合も無子世帯が最低の割合を占めて、子女の増すに應じて其の占むる割合は大となつてゐる。この事は一般に豫想せらるゝ所であつて、敢て不思議となすに足らない。衣料費の割合は郡部に於ては各所得階級共に概ね無子世帯を最低として子女の増すに従て遞増するの傾向を示してゐるが、市部に於ては無子世帯必ずしも低からず、一六〇圓乃至一八〇圓階級の如きは却て無子世帯が最高で、他は漸減して居り、又他の所得階級では一子或は二子世帯が最高を示して、他は遞減するか又は固定的であることを示してゐる。之を全國的に見れば、一〇〇圓乃至一六〇圓階級では多少とも遞増の傾向があり、一六〇圓乃至一八〇圓階級では之と反對に明かに遞減を示して居り、最下級の八〇圓乃至一〇〇圓では不規則ながら概して固定的であると云へる。又光熱費の占むる割合は郡部市部共に各所得階級を通じて、概ね固定的であつて、子女の有無寡に依つてさ程顯著な變化を見せてゐない。強ひて云へば郡部に於ては一二〇圓乃至一四〇圓階級では子女の増すに従て漸減し、市部に於ては一〇〇圓乃至一二〇圓階級に於て、之と反對に遞増してゐることが指摘される。之を全國平均に見れば、一〇〇圓乃至一二〇圓階級では、子女の數と共に遞増し、他の階級に於ては多少増加の傾向があるが、略、固定的であると云つて差支へない。

次に各所得階級に於ける一般生活費の内譯が子女の有無寡によつて如何に變化するかを見よう。左表は無子世帯の支出を基準としてその指數を出したものである。

第十一表 無子世帯を基準とせる各所得階級一般生活費内譯の子女數別指數

		(1) 全國					(2) 八〇圓以上 一〇〇圓未満				
子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費	子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
0 子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	0 子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
1 子	131.70	104.56	112.80	124.89	110.77	1 子	131.70	104.56	112.80	124.89	110.77
2 子	146.66	89.26	122.11	129.01	118.30	2 子	146.66	89.26	122.11	129.01	118.30
0 子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	0 子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
1 子	131.70	104.56	112.80	124.89	110.77	1 子	131.70	104.56	112.80	124.89	110.77
2 子	146.66	89.26	122.11	129.01	118.30	2 子	146.66	89.26	122.11	129.01	118.30
3 子	161.44	73.88	133.62	147.56	119.92	3 子	161.44	73.88	133.62	147.56	119.92
4 子	173.24	61.86	135.76	170.93	119.92	4 子	173.24	61.86	135.76	170.93	119.92
5 子	177.04	59.21	135.31	190.83	176.09	5 子	177.04	59.21	135.31	190.83	176.09
6 子	182.10	—	153.24	—	237.25	6 子	182.10	—	153.24	—	237.25
7 子	—	—	—	—	—	7 子	—	—	—	—	—
0 子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	0 子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
1 子	97.68	72.87	110.76	101.06	102.71	1 子	97.68	72.87	110.76	101.06	102.71
2 子	95.60	49.95	107.85	119.55	123.86	2 子	95.60	49.95	107.85	119.55	123.86
3 子	104.95	55.28	119.48	129.25	134.32	3 子	104.95	55.28	119.48	129.25	134.32
4 子	105.44	38.81	125.61	135.10	146.37	4 子	105.44	38.81	125.61	135.10	146.37
5 子	106.84	37.73	129.30	135.26	143.91	5 子	106.84	37.73	129.30	135.26	143.91
6 子	105.32	24.44	120.42	165.51	153.14	6 子	105.32	24.44	120.42	165.51	153.14
7 子	89.35	—	113.07	130.87	163.75	7 子	89.35	—	113.07	130.87	163.75
0 子	120.00	140.00	120.00	140.00	120.00	0 子	120.00	140.00	120.00	140.00	120.00
1 子	120.00	140.00	120.00	140.00	120.00	1 子	120.00	140.00	120.00	140.00	120.00
2 子	120.00	140.00	120.00	140.00	120.00	2 子	120.00	140.00	120.00	140.00	120.00

子女數	總額	住居費合計	食費合計	衣料費合計	光熱費合計
三子	一一四・七八	七六・七一	一三六・二二	一五〇・九九	一三六・一一
四子	一一三・六四	六四・五七	一三三・四八	一七・九四	一三六・一一
五子	一一四・七四	五八・二八	一三二・四五	一四〇・五〇	一五二・三〇
六子	一一二・九七	五五・七四	一七九・五八	一三八・八七	一四四・二六
七子	一一八・七〇	二二・五〇	一六〇・三一	一六二・五五	九三・四二

(4) 一四〇圓以上 一六〇圓未満

子女數	總額	住居費合計	食費合計	衣料費合計	光熱費合計
〇子	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一子	一一〇・一〇	九四・八五	一〇九・六〇	一五七・七二	一〇五・四六
二子	一一五・九三	九二・六七	一二〇・七二	一四五・二九	一〇三・五七
三子	一二六・五五	九九・七六	一二九・五六	一四二・二五	一五・二八
四子	一二四・九七	七八・九八	一三六・〇九	一六二・二八	一二五・六四
五子	一一九・四四	四六・七〇	一三一・八四	一七四・五六	一四八・三八
六子	一一八・六一	四五・一五	一五三・五〇	一三三・九六	一〇八・八一
七子	一一七・一〇	五九・五六	一二五・九三	二四六・八四	一二七・六一

(5) 一六〇圓以上 一八〇圓未満

子女數	總額	住居費合計	食費合計	衣料費合計	光熱費合計
〇子	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一子	一一五・〇九	一〇二・四一	一二九・三二	一〇三・七六	一一・二八
二子	一二三・三二	九九・七六	一三二・七三	一〇〇・〇〇	九五・四七
三子	一三七・〇一	一〇八・六九	一五〇・三一	一〇四・六七	一二四・一七
四子	一一八・三七	九六・九八	一四八・八七	八三・二五	一二・二五
五子	一〇七・五八	七七・八九	一三三・九七	七三・二五	一四三・七一
六子	一六五・九二	一二五・四六	二〇一・九八	一四五・五六	一五五・七九
七子	—	—	—	—	—

(1) 市 部

(1) 一〇〇圓以上 一二〇圓未満

子女數	總額	住居費合計	食費合計	衣料費合計	光熱費合計
〇子	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一子	九三・六三	六九・五四	一一二・三四	九二・七五	一一四・八一
二子	一〇四・八四	六六・二六	一二八・一八	一二〇・六七	一三二・〇五
三子	一一五・八五	八八・五二	一四八・〇七	八五・三二	一五四・七〇
四子	一〇七・三三	三九・五六	一六二・八六	六八・六七	二三五・三三
五子	一四九・三〇	六三・四二	二二二・六一	二九・七八	三七八・九二
六子	—	—	—	—	—
七子	—	—	—	—	—

(2) 一二〇圓以上 一四〇圓未満

子女數	總額	住居費合計	食費合計	衣料費合計	光熱費合計
〇子	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一子	一〇三・八八	九二・四三	一〇〇・四六	一一七・七四	一一〇・二九
二子	一〇七・五三	八六・三七	一一三・三一	一一一・一〇	一二五・七五
三子	一一四・七三	七六・四三	一二四・二五	一一〇・九〇	一三一・八四
四子	一二〇・八五	八七・五五	一四一・五三	一〇六・四五	一五三・六六
五子	一二六・八四	一一八・二三	一三三・六三	一一四・六五	一四三・九〇
六子	一四七・六六	六二・七七	二二七・一四	九〇・七三	一一五・四五
七子	—	—	—	—	—

(3) 一四〇圓以上 一六〇圓未満

子女數	總額	住居費合計	食費合計	衣料費合計	光熱費合計
〇子	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
一子	九七・一一	七七・一七	九九・二三	一一一・五八	一一〇・五五
二子	九九・九一	七四・九三	一〇九・二三	一一四・三五	一一三・〇一
三子	一〇九・〇九	七五・八八	一二九・八〇	一二四・七四	一六六・三八

(4) 一六〇圓以上 一八〇圓未滿

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
七子	102.38	71.59	131.18	110.29	127.98
六子	111.25	54.24	130.04	157.23	126.99
五子	111.30	66.75	195.19	46.44	198.90

(2) 一〇〇圓以上 一二〇圓未滿

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
〇子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
一子	106.90	93.74	112.23	115.28	95.22
二子	115.80	83.55	126.69	145.54	113.68
三子	116.80	108.07	146.09	168.25	121.58
四子	116.34	83.33	145.79	175.00	131.59
五子	116.08	72.40	142.28	182.24	119.80
六子	116.79	53.08	140.96	213.29	138.49
七子	117.65	—	133.36	168.65	139.04

(1) 八〇圓以上 一〇〇圓未滿

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
〇子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
一子	109.30	85.79	129.79	107.27	96.91
二子	111.26	90.59	138.62	92.27	104.68
三子	116.48	92.27	151.26	87.61	115.00
四子	117.56	92.31	161.02	72.22	125.96
五子	103.99	77.76	143.40	64.02	118.94
六子	153.99	122.71	228.44	92.28	122.02

(3) 一二〇圓以上 一四〇圓未滿

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
〇子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
一子	110.91	73.86	115.02	133.94	107.67
二子	113.06	83.45	132.20	138.45	113.21
三子	118.87	104.26	135.34	141.26	120.45
四子	114.47	80.50	164.20	126.64	112.24
五子	114.63	75.31	170.99	151.92	118.53
六子	116.53	57.41	227.60	151.54	131.74
七子	153.99	41.63	224.56	172.46	83.27

(三) 郡部 (1) 八〇圓以上 一〇〇圓未滿

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
〇子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
一子	108.33	89.61	107.74	124.61	107.13
二子	113.33	76.91	124.54	120.31	103.00
三子	118.16	95.73	132.10	134.20	144.63
四子	115.10	81.99	146.11	126.92	126.63
五子	151.51	78.29	145.63	206.71	171.25
六子	141.49	—	164.81	136.08	230.63
七子	—	—	—	—	—

(4) 一四〇圓以上 一六〇圓未滿

子女數	總額	住居費	食費合計	衣料費	光熱費
〇子	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
一子	114.89	137.74	119.67	155.15	103.15
二子	114.04	88.32	119.50	200.78	96.34
三子	119.51	150.58	123.11	186.24	137.91

四	子	一五九九一	一一二八四	一五〇三五	二七三・二七	一三三四八
五	子	一六四〇八	九三・九七	一六三・〇七	二五・一一三	一四三七〇
六	子	一三五・五八	三九・二八	一四四・一八	二六・三四二	六六四六
七	子	二四九・八九	一〇四・六二	二九七・〇六	三七・五〇〇	一〇七・三二

右によつてみれば、總支出額は郡部・市部とも各所得階級を通じて、概ね子女数が多い程増大してゐることが判る。僅かの例外は市部の一〇〇圓乃至一四〇圓階級に於て一子世帯が、一四〇圓乃至一六〇圓階級に於て一子及二子世帯が、又全國平均の一〇〇圓乃至一二〇圓階級に就て同じく一子及二子世帯が、無子世帯よりも低くなつてゐることである。

住居費に就ては第三節の總平均の部に於ても指摘した通り、無子世帯が最高を示し、子女数が増すに従つて略、規則的に遞減して居り、之に對しては殆んど例外が見出されない位である。反對に食費に於ては子女数の増加と共に増嵩してゐるのは云ふ迄もなく、之に就ても殆ど例外はない。然るに衣料費及光熱費に於ては、都市と郡部と又所得の大小に依つて稍、異

第十二表 所得階級別・子女數別衣料費の大人用・子供用別百分率

(一) 全 國

子女數	八〇圓以上一〇〇圓未滿		一〇〇圓以上一三〇圓未滿		一三〇圓以上一四〇圓未滿		一四〇圓以上一六〇圓未滿		一六〇圓以上一八〇圓未滿	
	合計	大人 子供	合計	大人 子供	合計	大人 子供	合計	大人 子供	合計	大人 子供
總數	100.00	三三・三三	100.00	五五・五〇	100.00	四七・〇七	100.00	五三・九三	100.00	五七・〇七
〇	100.00	九・四三	100.00	九・九三	100.00	九・九二	100.00	四・八九	100.00	六・七九
一	100.00	五七・八五	100.00	五八・九五	100.00	五五・三七	100.00	四四・六三	100.00	六三・六八
二	100.00	四八・八五	100.00	五〇・二六	100.00	四九・四八	100.00	五〇・五三	100.00	五三・二六
三	100.00	五二・八九	100.00	四七・二一	100.00	四七・七五	100.00	五三・二五	100.00	四七・〇八
四	100.00	四四・〇二	100.00	四二・五八	100.00	四一・五五	100.00	四二・五五	100.00	四三・五九

つた様相を呈してゐる。先づ光熱費に就て云へば、大體に於て市郡の別なく、又所得階級の如何を問はず、子女数の増すに従つて増大してゐることは看取されるが、其増加ぶりは必ずしも食費の様に規則的であるといふことを得ない。次に衣料費に於ては、郡部では各所得階級とも子女数に應じて概ね遞増の傾向があるが、此場合も多子者必ずしも高率ではない。所が市部に於ては明かに郡部と異つた傾向が見られる。即ち一〇〇圓乃至一二〇圓階級では子女数が増すに従つて略、漸減し、一二〇圓乃至一四〇圓階級では二子及三子世帯を最高として居り、一四〇圓乃至一六〇圓階級及一六〇圓乃至一八〇圓階級では一子を最高として漸減して居る。要するに市部に於ては衣料費は概して子女の數に應じて増加することなく、寧ろ反對に減少してゐることが窺はれるのである。但し之は子女の衣料費が斯くの如く遞減するといふよりも、両親の衣料費が遞減してゐるのであつて、此ことは既掲第七表によつても之を推察することが出来るが、次に掲ぐる第十二表によつてより明白となる。

五	子	100.00	五三三	四六六	100.00	五六二	六一八	100.00	五九六	六〇四	100.00	五九七	六〇五	100.00	二九六	七〇〇
六	子	100.00	四〇七	五三二	100.00	—	—	100.00	五二六	四七二	100.00	五三七	四七三	100.00	三九六	六〇〇
七	子	—	—	—	100.00	—	—	100.00	五三六	四七四	100.00	五九七	六〇七	—	—	—

(一) 市 部

總	子	100.00	六八二	三二八九	100.00	—	—	100.00	—	—	100.00	—	—	100.00	—	—
一	子	100.00	九九二九	七	100.00	九七五一	二四九	100.00	五九二九	四〇七一	100.00	五八四六	四一五四	100.00	五八四六	四一五四
二	子	100.00	五八〇〇	四二〇〇	100.00	五三九四	四六〇六	100.00	六三二七	三六七三	100.00	六三四二	三六五八	100.00	—	—
三	子	100.00	五六三七	四三六三	100.00	四八九五	五一〇五	100.00	六一五三	三八四七	100.00	五六二九	四三七一	100.00	—	—
四	子	100.00	三五四五	六四九五	100.00	三九六三	六〇三七	100.00	五〇一二	四九八八	100.00	五二〇九	四七九一	100.00	—	—
五	子	100.00	六五三一	三四六九	100.00	四八二五	五一七七	100.00	四一四〇	五八六〇	100.00	四七〇八	五二九二	100.00	—	—
六	子	—	—	—	100.00	三七六三	六二三七	100.00	四四七五	五五二五	100.00	三三〇七	六七九三	100.00	—	—
七	子	—	—	—	100.00	三七〇四	六二九六	100.00	四四九一	五五〇九	100.00	三四三八	六五六三	100.00	—	—

(二) 郡 部

總	子	100.00	六八一	三八一九	100.00	—	—	100.00	—	—	100.00	—	—	100.00	—	—
一	子	100.00	九九一九	八一	100.00	100.00	—	100.00	五二五三	四七四七	100.00	五二五三	四七四七	100.00	五二五三	四七四七
二	子	100.00	五七二六	四二七四	100.00	五九七八	四〇三三	100.00	五八五四	四一四六	100.00	六一二八	三八七二	100.00	—	—
三	子	100.00	五五二三	四四八七	100.00	四八六〇	五一四〇	100.00	五二〇一	四七九九	100.00	四二五六	五七四四	100.00	—	—
四	子	100.00	五二九〇	四七一〇	100.00	四七九六	五二〇四	100.00	五二五一	四七四九	100.00	三九二六	六〇八四	100.00	—	—
五	子	100.00	四五〇二	五四九八	100.00	四二三五	五七六五	100.00	五九九三	六〇〇七	100.00	四五四〇	五四六〇	100.00	—	—
六	子	100.00	五二二三	四七六八	100.00	三七四七	六二五三	100.00	五七九九	六二〇一	100.00	三三一二	六七八八	100.00	—	—
七	子	—	—	—	100.00	—	—	100.00	五二一四	四七八六	100.00	五七一	四二八九	100.00	—	—

妻の職業別出産力調査

結果概説 (一)

島村俊彦

目次

- 一、はしがき
 - 二、妻の職業の従業時期別出産力
 - 三、妻の職業の種類別生産力
 - 四、妻の職業の種類及び従業期間別生産力
- 一、はしがき

職業と出産力との間に密接な關係の存することは既に一般に認められてゐる處である。然しながら職業と出産力とが如何なる意味に於て相關聯してゐるかといふこと、即ち職業と出産力との本質的な關係、ひいては職業別の出産力の差違の眞因如何といふ根本的な問題は勿論のこと、職業が出産力に影響を及ぼすものとせば其の程度は現實に何程のものであるかといふ現象的側面の調査研究も決して十分に果されてゐるとは云ひ難い。否寧ろ今後の研究に俟つべき部分が多いといつても決して過言ではないであらう。

妻の職業別出産力調査結果概説(一)

抑、人口の維持發展が民族、國家の存立繁榮にとつて不可缺の要件であることは今更述べる迄もないが、人口の維持發展の一要因たる出生が職業と密接なる關聯を有するとするならば、一國人口の職業別構成の如何は直ちに民族、國家の隆替に密接なる關聯を有つこととなる。斯くて人口の維持發展、ひいては民族、國家の存立繁榮の見地から一國人口の職業別構成に對し深甚なる考慮を拂ふことが必要とせられる。一國人口の職業別構成の如何は人口を左右する諸要因中重要なもの、一つであり、この側面を無視しては眞に有效なる人口政策は樹立し得ないものと考へられる。

勿論一國人口に於ける出生乃至は死亡に影響を及ぼす要因としては職業別構成の外に種々のものが考へられる。例へば人口の體性別構成、年齢別構成、配偶關係別構成、地域別構成等は何れも出生、死亡に影響することによつて人口状態を左右する處の要因であり、之等の各々の側面よりする研究が推進められることは等しく必要である。

然しながら近時我國人口の職業別構成が激變しつゝあること及びその反面に於て人口の地域別構成が激變せしめられつゝある事實に直而して、人口と其の職業別構成、人口と其の地域別構成との關係に關する研究の必要は最も切實となりつゝあるものと云ひ得やう。

次節以下に於て取扱ふ處は表題の示す如く、職業と人口との關聯に關する問題の全部ではなくして僅かに其の一部たる職業と出産力との關係に關する事項の中のしかも主として社會經濟的側面のみであるが、他の側面よりする研究と相俟つて総合的人口政策への一基準たるべきものと考へる。

さて職業と出産力との關係に關する研究の途上先づ最初に横たわる障礙は何といつても職業と出産力との關係に關する統計的資料の不足にある。勿論職業と出産力或は一般に人口の諸動態との關係に關しそれぞれの専門

家による統計的研究があり、中には極めて貴重なものもあるが、しかし其等の内の多くのものは、その調査研究の對象が非常に限定されて居つたり或は調査の對象が少數であつたりして資料としての利用價值の大でないものが尠くない。

かゝる事情に鑑がみ、人口民族部では昭和十八年二月職業別の出生力、特に妻の職業と出生力に關する實地調査を行ひ、其の後第一着手として最も概括的な事項のみについて集計及び結果の整理を行ひつゝあつたが、最近其の完了を見たので取敢へず其の概略を發表することとする。今回發表の分は謂はば速報であり、今後更に調査研究を進め、追々より詳細なる結果を發表して行くつもりである。

結果の記述に入るに先立ち、先づ調査の概要について簡単に述べて置かう。先づ調査の對象は後に述べる調査地域六十ヶ町村に居住する全夫婦で、之等の夫婦に對し町村當局を通じて調査票を配付して其の記入を依頼した。調査地域については今回は主として繊維工業に對し、古くから而も相當多量に女子出稼者を出す地方を選択するといふ方針を採り、なほ調査上の便宜をも考慮に入れて、結局鹿兒島、新潟、富山、岐阜、島根、長野、滋賀、廣島、岡山、山口の十縣に於て六十ヶ町村を選択し調査を行ふこととした。

次に調査票數であるが、配付した調査票のうち記入されなかつたもの及び記入不備のため使用しなかつたものがあつたから實際に集計に用ひた分は約四萬票であつた。

調査事項は之を夫妻關係の事項と出生兒關係の事項に大別出来るが、前者に屬する事項としては、住所、夫妻の氏名、夫妻の出生の年月日、夫妻

の初婚再婚の別、結婚年月、夫妻の現在の職業、妻の職業の經歷（職業の種類、従業期間）、夫妻の教育程度、夫婦の所得、農業者の區別、耕作段別を調査し、後者に屬する事項としては出生の順位、男女の別、出生の年月日、死亡又は死産の年月を調査した。

最後に統計表作成の技術上の問題であるが、諸數値は小數以下二位まで計算し第二位を四捨五入することを原則として居るが、特に細かな比較をするために第三位まで算出し、第三位を四捨五入したものもあり、統計表の形式が統一を缺いてゐるが、此の點豫め御斷りして置く。

二、妻の職業の従業時期別出生力

此處に妻の職業の従業時期といふのは、職業への従業の時期を結婚時を基準として分けたものであつて、「結婚前のみ従業せるもの」「結婚前後に跨つて従業せるもの」及び「結婚後のみ従業せるもの」の三つの何れかに分たれる譯である。尙農業を含む二種以上の職業に従事せるものについては、農業に従事した期間は之を除外して従業時期を定めることとした。一例を擧げれば、結婚時まで農業に従事し、結婚後農業以外の職業に従事した場合には、従業時期は「結婚後のみ従業せるもの」となる譯である。但し農業以外に職業経験なきものについては、農業の従業時期によることは勿論である。

妻の職業の従業時期を右の如くに定めの場合、従業時期の異なることによつて夫婦の出生力に如何なる差異が見られるかといふことを示して居るのが第一表及び第二表である。

先づ最初に妻の職業の従業時期別に見た夫婦數及び一夫婦當り出生兒を示せば第一表の如くである。

第一表 妻の職業の従業時期別夫婦数及び一夫婦當り出生兒數

従業時期	夫婦數	一夫婦當り出生兒數
結婚前のみ従業せるもの	一二〇八四	四・〇三
結婚前後に跨つて従業せるもの	一一・三五二	四・〇四
結婚後のみ従業せるもの	一三・一一五	四・二二

第一表について一夫婦當りの出生兒數を見ると、「結婚後のみ従業せるもの」が四・一二人と最大の出生兒數を示し、之に次いで「結婚前後に跨つて従業せるもの」の四・〇四人が多く「結婚前のみ従業せるもの」は四・〇三人で最も少い。

右の數字のみから判断すれば「結婚後のみ従業せるもの」の出産力が最も高く、「結婚前後に跨つて従業せるもの」が之に次ぎ、「結婚前のみ従業せるもの」の出産力が最も低いといふことになる。

處で先づ第一に吾々が注意を拂はなければならない事は、以上の三つの夫婦の集團に於て、若し婚姻持續期間別夫婦數分布が異なるとしたならば、單なる一夫婦當り出生兒數を以て正確なる出産力を比較することが出来ないといふことである。實際問題として三つの夫婦集團に於ける度數分布が完全に一致するといふことは到底考へられないことであつて、其の間多少の差違の有るのが寧ろ正常の状態と云つて良いであらう。従つて三つの夫婦集團の出産力をより正確に比較するためには、この三つの集團に於ける婚姻持續期間別夫婦數分布の差違を消去して、その上でそれぞれの出生兒數を比較することが必要となる。第二表の妻の職業の従業時期及び婚姻持續期間別の出生兒數はこの意味に於て第一表に比してヨリ精確なる出産力比較の尺度と謂ひ得やう。

妻の職業別出産力調査結果概説(一)

第二表 妻の職業の従業時期及び婚姻持續期間別夫婦數並に一夫婦當り出生兒數

婚姻持續期間	結婚前のみ従業せるもの		結婚前後に跨つて従業せるもの		結婚後のみ従業せるもの	
	夫婦數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	一夫婦當り出生兒數
一年未滿	一五二	〇・二二	一一六	〇・二一	七二	〇・二一
一年	五一八	〇・六二	三一七	〇・五三	二四〇	〇・五二
二年	五一七	〇・八九	三〇三	〇・八四	二七〇	〇・七六
三年	四一三	一・三〇	二八〇	一・一〇	二二一	一・〇二
四年	三六八	一・五〇	一九六	一・三六	二〇七	一・二七
五年	四二五	一・九一	二八三	一・六九	二二四	一・六二
六年	四二四	二・二〇	二九三	一・九四	三〇七	一・九〇
七年	四一七	二・五一	三三四	二・一四	三三三	二・一一
八年	四四二	二・九七	三一五	二・四九	三四三	二・四一
九年	三六三	三・一四	三四七	二・六一	二九九	二・五〇
一〇年	三六一	三・五三	二六五	二・八一	二九九	二・八四
一一一五年	一、八七五	四・一四	一、五〇八	三・六五	一、六二四	三・四八
一六二〇年	一、七六一	五・三四	一、五九六	四・五五	一、八二三	四・四八
二一三〇年	二、三五一	五・七二	二、六九四	五・二一	三、三〇七	四・九八
三一四〇年	一、一六五	五・六九	一、六六一	五・四一	二、二四一	五・二五
四一年以上	五三二	五・六八	八五四	五・七三	一、三〇五	五・四六

第二表について妻の職業の従業時期別一夫婦當り出生兒數を各婚姻持續期間について比較してみると、先づ「結婚前のみ従業せるもの」の一夫婦當り出生兒數は有ゆる婚姻持續期間を通じて常に「結婚後のみ従業せるもの」の一夫婦當り出生兒數よりも多い。また「結婚前のみ従業せるもの」の一夫婦當り出生兒數を「結婚前後に跨つて従業せるもの」の一夫婦當り出生兒數

と比較すると、婚姻持續期間一年以上を唯一の例外として、前者は常に後者よりも大なる出生兒數を示してゐる。次に「結婚前後に跨つて従業せるもの」の一夫婦當り出生兒數を「結婚後のみ従業せるもの」の一夫婦當り出生兒數と比較するに、僅かに婚姻持續期間一〇年を例外として前者は常に後者よりも大なる出生兒數を示してゐる。それ故吾々は原則として「結婚前のみ従業せるもの」が最大の平均出生兒數を有し、「結婚前後に跨つて従業せるもの」が之に次ぎ、「結婚後のみ従業せるもの」が最少の出生兒數を有するといふ事實を認めることが出来るのである。

然しながら右の事實のみから一般に「結婚前のみ従業せるもの」の出産力が最大であり、「結婚前後に跨つて従業せるもの」が之に次ぎ、「結婚後のみ従業せるもの」の出産力が最低であると斷定することは勿論出来ない。上記の結果は單に婚姻持續期間を同じくするといふ共通の條件の下に於ける比較に過ぎず、出産力に影響を及ぼすべき他の諸條件は何等顧慮されてゐないからである。妻の職業の従業時期と出産力との關係の解明のためには更に多くの異なる側面からの觀察が必要であることは謂ふ迄もないが、妻の職業別出産力調査の結果の概説を目的とする本文に於ては其等の掘下げた研究は他日に譲る外はない。

たゞ一言此處で述べて置きたいことは「結婚前後に跨つて従業せるもの」及び「結婚後のみ従業せるもの」の一夫婦當り出生兒數が殆ど例外なしに「結婚前のみ従業せるもの」よりも少いといふ事實の背後には、結婚後子女が生れないか或は寡子であるがために結婚後も職業に従事するものが相當あるのではないかといふこと、即ち「結婚前後に跨つて従業せるもの」及び「結婚後のみ従業せるもの」の二つの夫婦集團の中には本來出産力の低いものが特に澤山含まれて居るのではないかといふこと、換言すれば低出産力

が従業時期の原因であるか或は又結果であるかといふ疑問が生ずるといふ一點である。かゝる種類の疑問は統計の解釋に際し屢々遭遇する處のものであるが、其の真相を解明することも亦極めて困難である。無子或は寡子なるが故に結婚後も職業に従事するのか、結婚後も職業に従事することが無子或は寡子の原因なのであるかといふやうな事柄は今回實施した調査の事項のみによつては解明することは不可能である。この問題の研究は別の機會に譲ることとするが、此處にこの問題に關聯を有する一二の資料を參考までに掲げて置かう。

先づ無子或は寡子夫婦の割合が問題となるが、こゝには無子夫婦のみについて婚姻持續期間別に其の割合を示して置かう。(第三表參照)

第三表 妻の職業の従業時期及び婚姻持續期間別無子

夫婦割合(%)

婚姻持續期間	結婚前のみ従業せるもの	結婚前後に跨つて従業せるもの	結婚後のみ従業せるもの
一年未滿	七八・三	七九・三	七九・二
一年	三八・八	四七・九	四九・二
二年	二〇・五	二七・四	三〇・四
三年	九・九	一一・一	二六・二
四年	一二・五	一九・四	二三・二
五年	九・四	一五・九	一三・八
六年	一一・一	一〇・九	一一・四
七年	一〇・一	一四・八	一一・九
八年	六・三	一四・六	八・二
九年	八・三	一四・一	一四・〇
一〇年	六・六	一二・八	一二・四
一一一五年	六・八	九・九	一〇・二

一六―二〇年	七・四	八・〇	八・六
二一―三〇年	八・三	九・二	九・二
三一―四〇年	八・二	八・三	九・八
四一年以上	七・五	六・〇	六・五

第三表の結果を要約すると次の如く謂ひ得るであらう。

即ち「結婚前後に跨つて従業せるもの」と「結婚後のみ従業せるもの」の間には餘り明確な差違を認め難いが、この二者と「結婚前のみ従業せるもの」の間との間には明かな差違が認められる。「結婚前のみ従業せるもの」の無子夫婦割合は僅かな例外（婚姻持續期間六年及び四一年以上）を除けば他の二者に比し、有ゆる婚姻持續期間を通じて最も低く、而もその差違は可成り顯著である。そこで一般に「結婚前後に跨つて従業せるもの」及び「結婚後のみ従業せるもの」の無子夫婦の割合は高いと云つて良い。しかし無子夫婦の割合の高いといふことが従業時期の結果であるか、或は逆に無子夫婦の割合が高いといふことが従業時期の原因であるかは目下の處之を判斷する資料は無い。

次に「結婚前後に跨つて従業せるもの」及び「結婚後のみ従業せるもの」に於ける無子夫婦の割合が「結婚前のみ従業せるもの」に比して高いといふことについては従業時期別の結婚年齢の差違が關係してゐるのではないかと云ふことが想像されるので左に従業時期別の初婚者年齢度數分布を掲げて置かう。尙結婚年齢の比較のためには平均婚姻年齢によるのが最も簡便であるが、この計算は今の處出來てゐないので初婚者年齢度數分布によつて大體の傾向を見ることがしよう。

第四表 妻の職業の従業時期別初婚者年齢度數分布

妻の職業別出生力調査結果概説(一)

初婚年齢	結婚前のみ従業せるもの		結婚前後に跨つて従業せるもの		結婚後のみ従業せるもの	
	夫婦數	%	夫婦數	%	夫婦數	%
一六歳未満	一四〇	一・三	三二七	三・三	七一四	六・二
一六歳	二二七	二・三	四五五	四・六	七五九	六・六
一七歳	五〇九	四・八	六九八	七・〇	一、一八九	一〇・四
一八歳	七六〇	七・二	一、四四一	一四・五	一、四三二	一三・四
一九歳	一、三〇一	一三・二	一、九一	一九・一	一、五八五	一三・七
二〇歳	一、三八〇	一三・一	一、三三〇	一三・四	一、四九八	一三・一
二一歳	一、三五八	一三・九	一、〇四七	一〇・六	一、一七四	一〇・二
二二歳	一、二一九	一二・六	九五七	九・六	八七六	七・六
二三歳	一、〇八九	一〇・三	七二八	七・三	六六五	五・八
二四歳	八二四	七・八	六一六	六・二	四七七	四・二
二五歳	六二二	五・九	五〇九	五・一	三一六	二・八
二六歳	三九六	三・八	三三五	三・四	二五五	二・二
二七歳	二四五	二・三	二四二	二・四	一六四	一・四
二八歳	一四七	一・四	一五五	一・六	一一五	一・〇
二九歳	九〇	〇・九	一一三	一・一	六一	〇・五
三〇歳	六一	〇・六	七五	〇・八	四八	〇・四
三一―三五歳	一三四	一・三	一六二	一・六	一三六	一・二
三六―四〇歳	二二三	二・二	三一	〇・三	一九	〇・二
四一―四五歳	一一	〇・一	八	〇・一	八	〇・一
四六歳以上	三	―	三	―	二	―
合 計	一〇、五四九	一〇〇・〇	九、九二六	一〇〇・〇	一、四八三	一〇〇・〇

第四表を概観するに「結婚後のみ従業せるもの」が他の二者に比して最も早婚であるといふことが出來やう。「結婚後のみ従業せるもの」に於ては一九歳で結婚したものゝ割合が他の二つの夫婦集團に比べて可成り高く、反之二三歳以上で結婚したものゝ割合は最も低い。のみならず度數分布の山

が一九歳の處にあり、しかも他の二者の山に比して著しく高いからである。試みに初婚者年齢度分布を圖表に書いて見ると、この夫婦集團の曲線が最も左方即ち若年の方に片寄つてゐることが極めて明瞭に分るのである。

次に「結婚前後に跨つて従業せるもの」と「結婚前のみ従業せるもの」とを比較するに前者は後者に比し、一八歳未満で結婚した者の割合高く、反之、一九歳以上で結婚した者の割合が低い。また度數分布の山も前者は一九歳の處にあるのに後者は二〇歳の處にあるので平均婚姻年齢を算出したならば恐らく前者の方が多少とも低く出るであらうと思はれる。

以上の如く婚姻年齢の差違を調べて見ると、極めて大雑把な見方ではあるが、先づ大體「結婚後のみ従業せるもの」が最も早婚であり、「結婚前のみ従業せるもの」が最も晩婚であり、「結婚前後に跨るもの」が兩者の中間にあるものと見て良いであらう。右の判断にして誤りなしとすれば従業時期別無子夫婦割合の差違と結婚年齢の差違との間には餘り密接な關係は無さるうに思はれる。

三、妻の職業の種類と出産力

こゝに妻の職業の種類といふのは過去に於て最も長期間従事した職業の種類を指すことにする。尚同一種類の職業に二回以上従事せる場合には其の期間は通算することとした。但し農業を含む二つ以上の職業に従事せるものについては農業に従事した期間を除外して職業の種類を決定することとした。従つて農業者として表章されてゐるものは農業以外の職業に従事した経験なきもののみである。

右の如き方法によつて妻の職業を決定した場合職業の種類別の出産力が

如何なる状態にあるかを示したものが第一表以下の諸表である。先づ妻の職業の種類別夫婦數及び一夫婦當り出生兒數を示せば第一表の如くである。

第一表 妻の職業の種類別夫婦數及び一夫婦當り出生兒數

妻の職業の種類	夫婦數		一夫婦當り出生兒數
	夫	婦	
女工	八、九二一	三、六七	
紡織工	一、六四二	三、五四	
女工	四四五	二、二一	
繅工	五、五三二	三、九五	
製絲工	一、三〇二	三、一四	
繅工	一八、六四一	四、二七	
農業者	四六六	二、八五	
教員	四、九九〇	四、六四	
家事使用人	三、六〇一	三、三七	
其の他有業者	三六、六一九	四、〇七	
有業者合計	三、八三六	三、二八	
無業者	四〇、四五五	三、九九	
總 合 計			

第一表に於て職業の種類名を一夫婦當り出生兒數の多い順に並べると、家事使用人、農業者、女工、其の他有業者、無業、教員となるが、最大の出生兒數を示せる家事使用人と最少の出生兒數を示せる教員との間には、一・七九人といふ著しい開きがあり、また全夫婦の平均出生兒數（三・九九人）以上の出生兒數を示してゐるのは家事使用人及び農業者のみであり、他は何れも平均以下である。次に女工の内譯について、出生兒數の多い順に並べると、製絲工、紡織工、其の他女工、人絹工の順で、何れも總平均三・九九人以下であり、また製絲工と人絹工との間には一・七四人といふ大きな開きが見られる。

更に女工の内譯を含めて、出生兒數の多い順に職業名を並べると、家事
 使用人、農業者、製絲工、紡織工、其の他有業者、無業、其の他女工、教
 員、人絹工となる。

第一表に示されてゐる處を掻摘んで次の如く云ふことが出來やう。

家事使用人及び農業者の一夫婦當り出生兒數は最も多く、教員及び人絹

工は最も少く、其れ以外のものは兩者の中間にあるが、その中では製絲工

及び紡織工の出生兒數は多い方である。全職業中で職業總平均の出生兒數

三・九九人以上の出生兒數を示してゐるのは僅かに家事使用人、農業者に過
 ぎず、他は何れもそれ以下である。殊に教員及び人絹工の出生兒數は總平
 均に對しそれより一・二四人及び一・七八人と非常に劣つてゐる。

單なる一夫婦當り出生兒數が出生力比較の尺度として缺陷の多いことは
 前節で述べた通りである。試みに職業の種類及び婚姻持續期間別夫婦度數
 分布を見ると第二表の如くなつて居る。

第二表 妻の職業の種類及び婚姻持續期間別夫婦度數分布

婚姻持續期間	女工		紡織工		人絹工		製絲工		其他		農業者		教員		家事使用人		其他有業者		有業者合計		無業		總合計	
	夫婦數	%	夫婦數	%	夫婦數	%	夫婦數	%	夫婦數	%	夫婦數	%												
一年未滿	27	1.1	28	1.7	7	1.6	55	0.9	23	1.5	151	0.8	10	2.3	9	0.6	3	0.9	151	0.9	3	0.8	151	0.9
一年	56	4.0	65	5.1	15	3.1	185	3.1	65	4.0	311	3.1	33	4.5	17	1.7	14	4.0	311	3.1	17	4.0	311	3.1
二年	55	4.0	90	5.5	12	2.4	194	3.5	71	4.5	331	3.1	37	4.7	23	2.3	15	4.0	331	3.1	23	4.7	331	3.1
三年	50	3.6	67	4.1	18	3.6	180	3.1	58	3.6	311	3.1	33	4.5	25	2.5	14	3.9	311	3.1	25	4.5	311	3.1
四年	41	3.0	66	4.1	12	2.4	133	2.3	59	3.6	279	2.7	15	3.3	12	1.2	8	2.2	279	2.7	12	3.3	279	2.7
五年	40	2.9	63	3.9	11	2.2	100	1.8	33	2.0	253	2.5	9	2.0	11	1.1	9	2.5	253	2.5	9	2.0	253	2.5
六年	33	2.4	70	4.3	10	2.0	76	1.3	21	1.3	209	2.0	3	2.3	11	1.1	5	1.4	209	2.0	3	2.3	209	2.0
七年	34	2.5	71	4.4	10	2.0	61	1.0	17	1.0	174	1.7	3	2.3	11	1.1	4	1.1	174	1.7	3	2.3	174	1.7
八年	27	2.0	61	3.8	9	1.8	33	0.6	14	0.8	144	1.4	3	2.3	11	1.1	3	0.8	144	1.4	3	2.3	144	1.4
九年	25	1.8	50	3.0	11	2.2	25	0.4	11	0.7	116	1.1	3	2.3	11	1.1	3	0.8	116	1.1	3	2.3	116	1.1
十年	25	1.8	49	3.0	9	1.8	20	0.3	11	0.7	116	1.1	3	2.3	11	1.1	3	0.8	116	1.1	3	2.3	116	1.1
十一年	25	1.8	49	3.0	9	1.8	20	0.3	11	0.7	116	1.1	3	2.3	11	1.1	3	0.8	116	1.1	3	2.3	116	1.1
十二年	25	1.8	49	3.0	9	1.8	20	0.3	11	0.7	116	1.1	3	2.3	11	1.1	3	0.8	116	1.1	3	2.3	116	1.1
十三年	25	1.8	49	3.0	9	1.8	20	0.3	11	0.7	116	1.1	3	2.3	11	1.1	3	0.8	116	1.1	3	2.3	116	1.1
十一年	25	1.8	49	3.0	9	1.8	20	0.3	11	0.7	116	1.1	3	2.3	11	1.1	3	0.8	116	1.1	3	2.3	116	1.1
十二年	25	1.8	49	3.0	9	1.8	20	0.3	11	0.7	116	1.1	3	2.3	11	1.1	3	0.8	116	1.1	3	2.3	116	1.1
十三年	25	1.8	49	3.0	9	1.8	20	0.3	11	0.7	116	1.1	3	2.3	11	1.1	3	0.8	116	1.1	3	2.3	116	1.1
十一年	25	1.8	49	3.0	9	1.8	20	0.3	11	0.7	116	1.1	3	2.3	11	1.1	3	0.8	116	1.1	3	2.3	116	1.1
十二年	25	1.8	49	3.0	9	1.8	20	0.3	11	0.7	116	1.1	3	2.3	11	1.1	3	0.8	116	1.1	3	2.3	116	1.1
十三年	25	1.8	49	3.0	9	1.8	20	0.3	11	0.7	116	1.1	3	2.3	11	1.1	3	0.8	116	1.1	3	2.3	116	1.1

妻の職業別出生力調査結果概説(一)

三十四年	五三〇	五八	三三	八一八	三三三	六九	九二	七十一	三三九	一七九	三	六七	八四	一六九	三三	九六	五〇〇	一三九	七十一	九七	五四一	一三五
四年以上	一四二	一六	〇	一〇二	二四	二一	三	一七	一九〇	一〇四	八	一七	四一	九〇	一三	三六七	七	一四	六四	二九四	七	
合計	八三三	一〇〇	一六三	一〇〇	四四	一〇〇	五三三	一〇〇														

第二表について、一夫婦當り出生兒數の最も少い人絹工の度數分布を見ると、婚姻持續期間一年乃至七年の夫婦の割合は他の職業に比して非常に高いことが分る。特に婚姻持續期間二年及び七年の割合は一〇・一%及び八・四%で前者は家事使用人(二・六%)及び農業者(二・一%)の五倍近く、後者も家事使用人及び農業者(二・四%)の四倍近くの比率を示してゐる。右の如く比較的短かい婚姻持續期間に於ける夫婦の割合が大であるといふことは、反面に於て、比較的長期の婚姻持續期間に於ける夫婦の割合が小であることを意味するから、これが人絹工の一夫婦當り出生兒數の少いことの原因の一部をなして居るものと考へられる。更に一夫婦當り出生兒數の少い教員について見ても、人絹工と同一の事が云へるのであつて、十年までの比較的短かい婚姻持續期間に於ける夫婦割合は非常に高く、例へば持續期間二年をとつて見ると、六・七%で農業者(二・一%)家事使用人(二・四%)の約三倍の高率となつてゐる。

第三表 妻の職業の種類及び婚姻持續期間別一夫婦當り出生兒數

婚姻持續期間	女		男		内		譯		農業者	教員	家事使用人	其他有業者	合計	無業	總合計
	女工	紡織工	人絹工	製絲工	其他	農業者	教員	家事使用人							
一年未滿	二二	一四	一四	二六	一七	二二	一〇	一七	二四	二一	一六	二一	二一	一六	二一
一年	五八	四九	五三	六〇	六三	五三	四八	六七	五九	五七	五七	五七	五七	五七	五七
二年	八三	八〇	八一	八七	八一	八三	九一	九八	七七	八四	八四	八四	八四	八四	八四
三年	一・二六	一・三三	一・一八	一・二九	一・二二	一・二二	一・二四	一・二三	一・〇〇	一・一七	一・二九	一・一七	一・二九	一・一九	一・一九
四年	一・五一	一・五八	一・四三	一・五九	一・二七	一・三六	一・三三	一・四七	一・一三	一・四〇	一・三二	一・三九	一・三九	一・三九	一・三九
五年	一・八一	一・九〇	一・五二	一・八八	一・四二	一・七二	一・八九	一・八〇	一・七四	一・七七	一・八〇	一・七七	一・八〇	一・七七	一・七七

次に一夫婦當り出生兒數の最も多い農業者及び家事使用人について見ると、比較的短かい婚姻持續期間に於ける夫婦割合は有ゆる職業中最も低く、反之長期の持續期間に於ける割合は非常に高くなつてゐる。例へば持續期間二一—三〇年について見ると、農業者の夫婦割合は二四・五%、家事使用人は二三・八%であるが、之に對し人絹工は僅かに三・六%、教員一六・四%に過ぎない。かゝる事情が家事使用人及び農業者の一夫婦當り出生兒數を多からしむる一因をなして居るものと考へられる。

右の例によつて知り得る如く婚姻持續期間別夫婦度數分布は職業によつて可成り違ふから、單なる一夫婦當り出生兒數を以て生産力比較の尺度とすることは不適當であると云はなければならぬ。そこで職業別の出生力比較に當つては、之を少くとも婚姻持續期間別に行ふことが必要である。第三表が即ちその結果を示したものである。

六	年	二・一八	二・〇九	一・九三	二・三三	一・九二	一・九二	二・三三	二・〇一	二・〇二	二・〇四	二・〇一	二・〇三
七	年	二・四四	二・四三	二・二七	二・五二	二・二八	二・二一	二・一八	二・三五	一・九一	二・二七	二・一六	二・二六
八	年	二・八二	二・七二	二・五九	二・九八	二・三八	二・五〇	二・六三	三・一六	二・三二	二・六六	二・四〇	二・六三
九	年	三・〇七	二・八二	二・七三	三・二一	二・六五	二・六四	二・四五	二・九六	二・三一	二・七七	二・五五	二・七四
一〇	年	三・三九	三・七二	二・七九	三・五二	二・七五	二・九六	二・三二	三・三三	二・八一	三・一〇	二・九八	三・〇九
一一	一五年	四・〇五	四・二二	三・五三	四・〇九	三・七一	三・六二	三・〇五	四・一二	三・三四	三・七八	三・五一	三・七五
一二	二〇年	五・〇三	五・四三	四・〇九	五・一一	四・二〇	四・六二	四・一二	五・四九	四・二〇	四・七九	四・二二	四・七四
一三	三〇年	五・二一	五・五六	四・六三	五・二七	四・六六	五・二三	四・三七	六・〇一	四・五七	五・二六	四・六二	五・二一
一四	四〇年	五・二八	四・八七	六・三八	五・四八	四・五三	五・三八	四・六五	五・八八	四・六八	五・四〇	四・四一	五・三四
一五	四一年以上	五・三〇	五・五〇	—	五・三四	五・二七	五・六二	三・二五	五・七七	四・九三	五・五八	四・九四	五・五三

第三表について其の顯著な特徴を挙げれば大體次の如く云ふことが出來やう。

先づ農業者の出産力の特徴は短かい婚姻持続期間に於ては、他の職業に比して寧ろ低いが、持続期間の長くなると共に次第に高まり、三一年以上といふ相當長い持続期間となると非常に高い出産力を示して居るといふことである。試みに持続期間二年を取つて見ると農業者の一夫婦當り出生兒數は一・二二人で女工の一・二六人、教員の一・二四人、家事使用人の一・二三人、無業の一・二九人よりも少く、また總平均の一・二九人にも及ばないのである。持続期間が之よりも稍長い一〇年を取つて見ても農業者の出生兒數は二・九六人で女工の三・三九人、家事使用人の三・三三人、無業の二・九八人よりも少く、また總平均二・〇九人にも及ばないといふ状態で農業者も短かい婚姻持続期間に於ては決して普通に想像される程高い出産力を示してゐないのである。

然るに婚姻持続期間が二一年以上となると其の出産力は次第に高まり、三一年以上となると非常に顯著なものとなつてゐる。試みに持続期間二

一三〇年を取つて見ると、出生兒數は五・二三人で女工の五・二一人、教員の四・三七人、其の他有業者の四・五七人及び無業の四・六二人を追ひ越し、また總平均の五・二一人をも凌駕してゐるのであるが、たゞ家事使用人の六・〇一人には及ばない。尙家事使用人の出産力は非常に高く、農業者は婚姻持続期間一年未滿を除く他の有ゆる持続期間を通じて常に家事使用人以下の出産力を示してゐる。たゞしかし、持続期間二一三〇年以後に於ける農業者の出生兒數増加の勢ひは至つて旺盛であるが、家事使用人に於ては寧ろ減少しつゝあるといふこと、従つて農業者と家事使用人との出生兒數の差は漸次縮少されて居るといふ點は注目される。

甚だ複雑な仕方ではあるが、いま假に婚姻持続期間を初期と後期とに、また出産力を高と低に分つとすれば、以上述べたやうな農業者の出産力の上に見られる特色に著眼して、農業者の出産力は初低後高の型に屬するものであると云ふことも出來やう。

次に家事使用人について觀察するに、その出産力は有ゆる婚姻持続期間に互つて高く、殆ど全持続期間を通じて總平均以上の出生兒數を示して居

るが、長い持續期間に於て特にさうである。持續期間十六年以後に於ては五・五人乃至六人の出生兒數を有し、他の有ゆる職業の上にある。但し持續期間三一四〇年に於ける人絹工の出生兒數は六・三八人で家事使用人の五・八八人を凌駕してゐるが、この持續期間に於ける人絹工夫婦の實數は僅かに八に過ぎないから、それが果して人絹工の正しい出産力を示してゐるや否やは非常に疑はしい。人絹工は他の持續期間に於ては極めて低い出産力しか示してゐないから、この三一四〇年に於ける出産力は恐らく眞實のものではなく、全く偶然のものであると考へられる。

農業者の例にならつて、家事使用人の出産力の特徴を一つの型に當倣めると大體初高後高の型に入れらるべきものと思はれる。

次は女工であるが、之は婚姻持續期間一五年までは大體家事使用人と同程度の相當に高い出産力を示して居り、殆んど例外なしに農業者を凌駕してゐるが、持續期間一六年以後は常に家事使用人以下であり、また三一年以後は農業者に及ばない。斯様に、長い持續期間に於ける女工の出産力は家事使用人及び農業者には及ばないが、其の他の職業に比べれば依然として高いから、家事使用人と同様、初高後高の型に當倣めて差支へないであらう。

しかし女工も之を更に内譯別に見ると異つた結果が現れて来る。

先づ紡織工の出産力は農業者に比し、婚姻持續期間の短期長期とも一般に著しく高く、略家事使用人に匹敵する。たゞ持續期間一六年以後に於ては家事使用人に比し、また三一年以上に於ては農業者に比して若干の遜色があるが之を全體的に見ると、依然その出産力は高く女工と同様初高後高型に屬するものと見て差支へない。

人絹工の出産力は持續期間一〇年未満といふ比較的短期の場合には必ず

しも低くない。勿論家事使用人や紡織工には劣るが、大體農業者程度の出産力を示してゐるのである。しかし一〇年以上の比較的長い持續期間について見ると農業者よりも著しく低く、略無業及び其の他有業者に類似し、教員よりも稍高い出産力を示してゐるに過ぎない状態であつて、出産力型は初低後低に屬するものと見て良いだらう。

製絲工の出産力は一般に極めて高く、有ゆる持續期間（但四一年以上を除く）を通じ斷然農業者の上にある。持續期間一〇年あたりまでは紡織工に比して寧ろ高いとさへ思はれる出産力を示してゐるが一〇年以上に於ては紡織工に比して概して僅かながら劣つてゐる。製絲工を家事使用人と比較すると一―一五年頃までは餘り差違は無いが二―三〇年以後では相當に劣つてゐる。また持續期間四一年以上では農業者に劣ることが認められる。しかし製絲工の出産力は一般に高い方であり、初高後高型に入れらるべきものと思はれる。

次に其の他女工について見るに、婚姻持續期間一〇―一六年頃までは大體農業者程度の低い出産力を示してゐるが、其れ以後に於て農業者の出産力がグン／＼延びるに拘らず、餘り延びないために持續期間の長くなるに従つて農業者との差を次第に擴げ、持續期間一〇年以後は大體人絹工と同程度、無業、其の他有業、及び教員に比べて若干高い出産力を示してゐるといふ状態で初低後低型に屬するものと見られる。

次に教員は九年未満といふ比較的短かい婚姻持續期間に於ては農業者に比し一般に高い出産力を示して居り、時には他の有ゆる職業をも凌駕してゐるが、然し一〇年以上の比較的長い持續期間に於ては其の出産力は他の職業に比して著しく低く、僅かの例外を除けば有ゆる職業中の最低位にある。それ故教員の出産力の特徴は初高後低型たる點にあるといへよう。

其の他有業者の出産力は極めて僅かの例外を除き、有ゆる婚姻持續期間を通じ、農業者及び總平均よりも低い。總ての妻が大體妊孕期間を経過したと思はれる處の持續期間三一—四〇年に於けると、この一夫婦當り出生兒數は四・六八人で、之を家事使用人に比べると一・二〇人、農業者に比べても〇・七人といふ大きな開きを見せて居る。従つて其の他有業者の出産力型は初低後高といつてよいであらう。

最後に無業について見るに、比較的短期の婚姻持續期間に於ては左程低くはなく、持續期間七年位までは農業者及び總平均に比し稍高くなつて居る。しかしそれ以後は他の職業に比し相對的に低下し、漸次其の他有業者及び教員の出産力に接近して居ることが認められる。持續期間四一年以上について見ても一夫婦當りの出生兒數は家事使用人の五・七七人及び農業者の五・六一人に對し四・九四人と五人にも達しない状態である。従つて教員と同じ型の初高後低に入れるのが適當と思はれる。

さて妻の職業の種類別一夫婦當り出生兒數を更に婚姻持續期間別に觀察するといふことは單なる一夫婦當り出生兒數によるよりも精密である反面に於て、各職業の出産力の差違を全體として摺む點に於ては却つて不便であることは止むを得ない。分析が進むに従つて全體的な判斷が困難になり、一得一失を免れない。そこで大多數の妻が妊孕期間を経過するものと思はれる處の婚姻持續期間三一—四〇年に於ける出生兒數が大體職業別出産力の總體的差違を表現してゐるものと假定し、この持續期間に於ける一夫婦當り出生兒數を多い順に並べると、家事使用人(五・八八人)、製絲工(五・四八人)、農業者(五・三八人)、紡織工(四・八七人)、其の他有業者(四・六八人)、教員(四・六五人)、其の他女工(四・五三人)、無業(四・四一人)となり、家事使用人、製絲工、農業者、紡織工の出産力は高く、其の他有業者、

教員、其の他女工、無業の出産力は低いといふことが出來、先に述べた妻の職業の種類別一夫婦當り出生兒數の順位と大體一致することが認められるのである。尙人絹工の持續期間三一—四〇年に於ける出生兒數は六・三八人と異常な値を示してゐるが、之は觀察數の過少に基づく偶然の結果であつて、全持續期間を綜合的に觀察するならば、その生産力が教員に類似せる極度に低いものであることが推測出来る。

以上は婚姻持續期間別に、妻の職業の種類別一夫婦當り出生兒數を觀察したのであるが、しかし同一の婚姻持續期間でも、職業によつて婚姻年齢に差がある場合には、それは必ずしも出産力の尺度として完全であるとは云へない。それ故職業別の婚姻年齢の差違を消去した處の婚姻持續期間別の出生兒數を觀察することがより精密な方法といふことが出来る。勿論かくの如くに分析が次第に緻密となるに従つて、觀察が孤立的となり、全體としてこの職業別出産力を判斷することは段々難しくなることを免れない。しかし今吾々が知りたいと思ふものは先づ全體的、總括的な結果であるから、分析された個々の數値には成可く捕はれないで、出来るだけ概括的な結果を導き出すやうにしようと思ふ。

處で婚姻年齢の區分を如何にするかが問題であるが、出來れば各歲別にすることが最も良いであらう。しかし今回の調査では調査數の關係から各歲別は餘りに細かに過ぎ、結果が非常に不規則のものとなるので五歲階級に括ることとした。しかもなほ、その内で實際に使用に耐えるものは二〇—二四歳の分のみであるからこゝでは二〇—二四歳のみについて記述を行ふに止める。

尙妻の内二〇—二四歳で結婚した者の割合を職業別に見ると、女工五三・〇% (紡織工五二・〇% 人絹工五九・〇% 製絲工五四・〇%) 其の他女工四六・〇% 農業者四〇・

%教員五八%家事使用人五一%其の他有業者四六%有業者合計四五%無業
 四六%總合計四六%であつて、各職業を通じて大體四〇乃至六〇%位のもの

はこの年齢で結婚してゐるのである。従つて二〇—二四歳で結婚したもの
 のみについて觀察することも強ち不都合ではないと云へるであらう。

第四表 妻の職業の種類、婚姻年齢(二〇—二四歳)及び婚姻持續期間別夫婦數並に一夫婦當り出生兒數

婚姻持	女 工		女 工 内		農業者	教 員	家 事 使用人	其の他 有業者	合 計	無 業	總 合 計
	織	紡織工	人絹工	製絲工							
一年未滿	六〇二	二四〇	四〇五	三〇三	七三	四〇二	一四	三〇三	一七六	三〇三	二〇二
一 年	三六	三〇五	三〇四	九〇六	三三	三〇五	七	三〇六	五九五	九〇六	六〇六
二 年	三三〇	四〇九	三六〇	九五〇	三〇一	一〇	九	三〇九	五八〇	九〇九	六〇七
三 年	一七二	四〇一	二二	七九	一九一	二二	六	三三	四九七	七二	五六九
四 年	一四一	四一六	元	五二	一五五	七	一	四三	四三	七	五〇
五 年	一八〇	四二一	一九	一〇二	一七八	一八	三	七〇	四九	一九	五五七
六 年	一九二	三〇	八	二六	三三	二	八〇	七	五三	二〇	六八
七 年	一九二	二六	二六	一〇三	二二三	一〇	七	三三	五六	三三	六〇
八 年	三三	三〇	二〇	二四	二四	二〇	六	二二	六八	二七	七二
九 年	一八	二九	九	二二	三〇	二	七	三	六三	三〇	六七
一〇 年	一三	四〇	三	二七	三三	一	六	五	四九	三	五四
一一一五年	八〇	二六	二	五九	六	三	三〇	三	三三	三	三六
一六一〇年	七二	二二	一六	五五	七	四	二九	四	三二	三	三五
二一三〇年	八九	一三	一六	五五	八	四	六〇	四	三三	三	三五
三一四〇年	二六	一九	二	一九	四	一	三	三	三	三	三
四一年以上	五	五	一	四	六	五	三	四	三	三	三
合 計	四六九	八八	二六	二九	四〇	二六	三〇	二六	三〇	二六	三〇

以下第四表について簡単な觀察を行はう。
 農業者の出産力が初低後高型に屬することは既に述べた處であるが、第
 四表についても大體同様のことか謂へる。試みに婚姻持續期間三年をとつ

と出生兒數は三・二人て女工及び家事使用人の三・五人よりも少く、總平均
 に見ると、一夫婦當り出生兒數は一・二人で、女工、教員、家事使用人、
 無業の一・三人よりも僅かながら少く、また持續期間一〇年をとつて見る

の三・三人に比して僅かに多いといふ状態であつて、其の出産力は普通に想像される程高いものではない。然るに婚姻持続期間が長くなるに従つて、その出産力は次第に顯著となる。試みに三一—四〇年をとつて見ると、出生兒數は五・三人で家事使用人の五・六人を除けば、有ゆる職業中最も多く、更に四一年以上に於ては出生兒數は五・二人で、紡織工及び其の他女工を除けば最も多く、總平均五・一人以上の出生兒數を示してゐる。當四一年以上といふ持続期間に於ける紡織工及び其の他女工の數は夫々一六人及び六人に過ぎず、その出生兒數が眞實の出産力を表してゐるか否かは疑はしい。假にこれを除外して見れば、持続期間四一年以上に於ては農業者が最高の出産力を示してゐることになる。

次に家事使用人について見るに、先づ婚姻持続期間三年に於ける出生兒數は一・三人で農業者の一・二人及び總平均の一・二人に比して僅かながら多い。持続期間一〇年について見ると、出生兒數は三・五人で紡織工(三・七人)及び製絲工(三・六人)を除けば最も多く、總平均の三・三人に比べても若干多い。比較的短かい婚姻持続期間に於ける家事使用人の出産力は決して低い方ではなく、先づ高い方の部類に入れて差支へないと思はれる。持続期間一〇年以上の比較的長いものについて見ると、家事使用人の出産力は非常に高く、殊に持続期間は二年以上に於ては極めて顯著である。試みに持続期間二—三〇年をとつて見ると、出生兒數は六・〇人で他の有ゆる職業に比して飛抜けて多く、總平均の五・三人とも著しい差違が見られる。然るに其れ以上の持続期間に於ては出生兒數は減少し、持続期間四一年以上に於ては五・一人となり、農業者(五・二人)よりも僅かながら少くなつてゐるがしかしそれでも依然として第二位の高い出産力を示して居る。持続期間四一年以上に於ける紡織工の出生兒數が五・三人と家事使

用人よりも多いが、この期間に於ける紡織工の數は僅かに一六人に過ぎないから、この分は除外して考へた方が適當であらう。家事使用人の出産力が初高後高型に屬するものであるといふことがこゝでも當該るのである。

次に女工であるが、先づ女工を全體として觀察しよう。例により平均的に見て大體最初の出生兒の生れる頃である持続期間三年をとつて見ると、女工の出生兒數は一・三人で農業者の一・二人よりも多く、家事使用人の一・三人と同數となつて居る。更に大體三人の出生兒の生れる頃である持続期間一〇年をとつて見ると、その出生兒數は三・五人で家事使用人(三・五人)と同じく、總平均の三・三人よりも多い。比較的短かい持続期間に於ける女工の出産力は先づ高い方に屬すると云つて良いであらう。

持続期間一〇年以上に於ても極めて高い出産力を示してゐるが、しかし持続期間一六—二〇年以上となると家事使用人との間に相當の開きを生じて居る。持続期間二—三〇年をとつて見ると女工の出生兒數は家事使用人の六・〇人に對し五・五人である。尤も農業者が五・三人で女工以下であり、また總平均も五・三人で女工以下であつて、この持続期間に於ける出産力が依然として高いことに變りはない。持続期間三一—四〇年に於ては女工の出生兒數は五・一人で家事使用人(五・六人)及び農業者(五・三人)以下となる。

しかし之等の長い持続期間に於ても女工の出産力は家事使用人及び農業者に次いで依然として高い。そこで初高後高の型はこゝでもまた當該るといつて良い。

次に女工の内譯について見る。先づ紡織工の婚姻持続期間三年をとつて見ると、その一夫婦當り出生兒數は一・三人で家事使用人及び教員の一・三

人と等しく農業者の一・二人、總平均の一・二人よりも多い。更に持續期間十年について見ると出生兒數は三・七人で家事使用人の三・五人農業者の三・二人及び總平均の三・三人よりも多く、教員の一・二人、人絹工の二・四人とは雲泥の差がある。持續期間一〇年までの比較的短かいものについて総合的に觀察して紡織工の出産力が高い方であると云つて良いであらう。持續期間一〇年以上に於ける紡織工の出産力は著しく高く、一六―二〇年までは家事使用人と同一或は多少高くさへある。然しそれ以上の長い持續期間について見ると家事使用人との間に可成り著しい差違を現し、また持續期間三一―四〇年に於ては農業者に追越される。即ち持續期間二一―三〇年について見ると紡織工の出生兒數は五・五人で家事使用人の六・〇人と間に相當大なる開きが見られ、更に持續期間が三一―四〇年となると、五・〇人となり家事使用人の五・六人、農業者の五・三人以下となつて居る。しかし紡織工の出産力は農業者に近似して依然高い方であることには變りはない。初高後高型に入れらるべきものと考へられる。

次に人絹工であるが、二〇―二四歳で結婚した人絹工の數は二六一名と非常に少く、之を更に婚姻持續期間別に見ると各持續期間に於ける其の數は極めて少數となり、持續期間別出生兒數がはたして眞實の出産力を示してゐるか否かは疑はしいが、先づ婚姻持續期間三年について見ると、その出生兒數は一・二人で農業者の一・二人に等しく、家事使用人及び女工の一・三人より僅かながら少い。更に持續期間一〇年をとつて見ると、その出生兒數は二・四人で家事使用人の三・五人、農業者の三・二人、女工の三・五人、總平均の三・三人に比し格段に少い。これより更に長期の持續期間一六―二〇年を取つて見ても、その出生兒數は四・六人で家事使用人の五・六人、女工の五・四人、總平均の四・九人、農業者の四・七人以下であ

る。持續期間がこれ以上に長期となると、觀察數が非常に少くなり、出生兒數も極めて不規則な状態を示してゐるから、この部分は觀察から除外した方が適當であらう。然し人絹工の各持續期間別出生兒數を総合的に眺めるならばその出産力が全體として可成り低いものであるといふことは云つて良いと思はれる。人絹女工の出産力はこゝでもまた初低後低型の特徴を示してゐると云へるだらう。

次に製絲工の婚姻持續期間三年について見ると、その出生兒數は一・四人で他の有ゆる職業よりも多い。持續一〇年に於ては三・六人で紡織工の三・七人を除けば最大の出生兒數を示してゐる。持續期間一〇年以上に於ても大體家事使用人と同程度の極めて高い出産力を示して居り、持續期間二一―三〇年及び三一―四〇年に於ては夫々五・六人及び五・二人となつて居り、家事使用人に比して夫々〇・四人少く、また三一―四〇年に於ては農業者の五・三人に比して僅か乍ら少い。四一年以上に於ては家事使用人と等しく五・二人、農業者の五・二人に比して〇・一人と僅かに少い。何れにしても長期の持續期間に於ける製絲工の出産力は家事使用人及び農業者と竝んで高く初高後高の型に入れらるべきである。

次に其の他女工であるが例によつて婚姻持續期間三年をとつて見ると、その出生兒數は一・二人で有ゆる職業中最も少い。更に持續期間一〇年について見るに、出生兒數は三・二人で農業者と等しく家事使用人及び女工の三・五人よりも若干少く、總平均の三・三人よりも僅かに少い。そこで短期の持續期間に於ける其の他女工の出産力は先づ低い方であると見て良い。持續期間一〇年以上に於ける出産力も低い方で、試みに二一―三〇年について見ると、その出生兒數は四・八人で家事使用人の六・〇人女工の五・五人及び農業者の五・三人に比して格段に少く、また總平均の五・三人

とも顯著な差違がある。また持続期間三一四〇年について見ると、出生児数は四・三人で家事使用人の五・六人、農業者の五・三人及び總平均の五・二人とは著しい差違がある。かくの如く婚姻持続期間の短期長期ともに其の他女工の出産力は低く、第三表について云へたと同様に初低後低の型に屬するものと云ふことが出来る。

次は教員であるが、持続期間三年に於ける出生児数は一・三人で家事使用人と等しく、農業者の一・二人よりも僅かながら多い。また女工の一・三人とも等しく總平均の一・二人よりも多い。持続期間が稍長い六年といふ處をとつて見ると、その出生児数は二・五人で家事使用人の二・一人、農業者の一・九人、女工の二・二人、總平均の二・〇人に比して可成り多いことが分る。然るに持続期間が一〇年となると、その出生児数は二・六人で、家事使用人及び女工の三・五人、農業者の三・二人、總平均の三・三人に比して著しく少く、人絹工の二・四人を除けば有ゆる職業中最も少い。持続期間一〇年以上の比較的長いものに於ける出産力もまた極めて低く、試みに二一—三〇年について見ると出生児数は僅かに四・四人で、家事使用人の六・〇人、農業者及び總平均の五・三人とは著しい差違があり、人絹工を除けば有ゆる職業中最も少い。持続期間三一—四〇年に於ても、家事使用人の五・六人、農業者の五・三人、總平均の五・二人に對し僅かに四・二人と極めて少い。

かやうに、出産力が短かい持続期間に於て可成り高いに拘らず、長期の持続期間に於て非常に低いといふことが教員の出産力に見られる特異な現象である。教員の出産力はこゝでもまた初高後低の型を現してゐる。尙この型に屬するものは各種の職業中教員のみであるといふことは興味深きことである。

次に其の他有業者であるが、先づ婚姻持続期間三年をとつて見ると、その出生児数は一・二人で家事使用人、女工及び教員の一・三人より少く、農業者の一・二人と等しく、先づその出産力は低い方であるといへよう。持続期間一〇年について見ても、その出生児数は三・一人で家事使用人の三・五人、農業者の三・二人よりも少く、また總平均の三・三人にも及ばないといふ状態で比較的短時の持続期間に於ける出産力は低い部類に入れらるべきものと云へやう。更により長い持続期間について見てもその出産力は低く、持続期間二一—三〇年に於ける出生児数は四・六人で家事使用人の六・〇人、女工の五・五人、農業者の五・三人、總平均の五・三人に比して著しく少く、教員の四・四人よりも僅かに多いといふ状態である。更に持続期間三一—四〇年について見ても、出生児数は四・九人で家事使用人の五・六人、農業者の五・三人、總平均の五・二人に及ばない。其の他有業者の出産力は依然初低後低の型に屬するものと認められる。

最後に無業について見るに婚姻持続期間三年に於ける出生児数は一・三人で家事使用人、教員、女工と等しく總平均の一・二人よりも多く決して少い方ではない。持続期間一〇年に於ける出生児数は三・一人で家事使用人及び女工の三・五人、總平均の三・三人、農業者の三・二人よりは少いが教員の二・六人に比べると相當多い。右の如く持続期間三年及び十年のみについて見ると無業の出産力は強ち低い方とは云へないが、四年乃至九年の中間期をも考慮に入れて総合的に判断すると、出産力を高低何れかに分類するとすれば、低の方に入れらるべきものと考へられる。持続期間一〇年以上について見るに、大體教員と其の他有業者の中間の出産力を示して居り、矢張り低の部類に入れるのが至當であらう。即ち持続期間二一—三〇年について見ると、出生児数は四・五人で家事使用人の六・〇人、女工の

の中でも其の他女工は寧ろ短期従業員に近く、教員は稍中期従業員に近い型を有つものと云へやう。

次に女工を全體として見ると多少短期型を帯びた中期型を呈してゐるが、之は製絲工の數が他の女工に比して壓倒的に多いために、製絲工の中期型が強く影響したためと解される。

さて以上の如く職業の従業員間の型は職業の種類によつて著しい差違があるのであるが、これが職業活動と結婚生活との間の調和の難易と關聯のあることは容易に想像される。例へば農業といふ妻の職業活動は結婚生活と兩立し易い性質のものであるが、其の従業員間は均一型であり、家事使用人の如く一般に他人の家に住込みで勤務することの多い職業は概して結

婚生活と兩立し難いものであつて短期従業員となり、また教員の如く職業と結婚生活とが必ずしも兩立し難いものではないといふものは中期型を探るといふ風に、職業の種類と従業員の間には密接な關係があるやうに思はれる。また従業員間の型と職業別婚姻年齢との間にも何等かの關聯があるものと考へられるが概説を目的とする本稿に於ては之等の稍立入つた事項についての記述は、別の機會に譲ることとする。

さて本論に立返へり、職業の種類、従業員間及び婚姻持続期間別夫婦數竝に一夫婦當り出生兒數を示せば、第二表イ、ロ、ハの如くである。尙従業員間は五年未滿、五―九年及び一〇年以上の三區分で可成り粗いが、觀察數の關係から餘り細分するのは不適當と認められたからである。

第二表 妻の職業の種類、従業員間及び婚姻持続期間別夫婦數竝に一夫婦當り出生兒數

イ、従業員間五年未滿

婚姻持続期間	女工		紡織工		人絹工		製絲工		其の他		農業者		教員		家事使用人		其の他有業者		有業者合計	
	一夫婦當り出生兒數	夫婦數																		
一年未滿	四	〇・三	二六	〇・三	六	〇・三	三	〇・三	三〇	〇・一	八五	〇・二	四	〇・三	三	〇・二	一九	〇・三	一八四	〇・三
一年	一七	〇・六	三〇	〇・七	三	〇・五	四	〇・六	三三	〇・六	三九	〇・六	一〇	〇・四	七	〇・七	三二	〇・七	五六三	〇・六
二年	一五	〇・八	四〇	〇・八	二	一・〇	六	〇・九	四	〇・八	三三	〇・八	一六	〇・九	六	一・〇	八	〇・八	五五五	〇・八
三年	一〇	一・一	四一	一・一	二	一・一	三	一・一	三	一・一	一九	一・一	五	一・一	四	一・一	三	一・一	四三六	一・一
四年	二	一・四	二	一・六	一	一・四	一	一・六	一	一・三	一	一・五	二	一・五	一	一・五	一	一・四	四〇四	一・四
五年	二	一・九	三	二・一	一	一・五	一	二・一	二	一・五	一	二・一	三	二・〇	一	一・八	三	一・八	二四〇	一・八
六年	三	二・三	四	二・三	一	二・一	一	二・三	二	二・一	二	二・一	二	二・〇	一	一・八	三	二・一	二四〇	二・一
七年	一	二・九	七	二・七	一	二・五	〇	二・六	二	二・三	一	二・九	六	二・三	一	二・一	三	二・一	二六〇	二・一
八年	一	三・二	元	二・七	一	二・六	〇	三	二	二・六	一	三・〇	五	二・一	一	二・〇	三	二・一	二五三	二・一
九年	〇	二・八	二〇	二・八	五	二・四	一	二・八	二	二・七	六	二・七	五	二・八	九	二・三	八	二・三	二五三	二・三

(口) 從業期間五—九年

婚姻 持 續 期 間	女 工		紡 織 工		人 絹 工		製 絲 工		其 他		農 業 者		教 員		家 事 使 用 人		其 他 有 業 者		有 業 者 合 計	
	夫 婦 數	當 り 出 生 兒 數	夫 婦 數	當 り 出 生 兒 數	夫 婦 數	當 り 出 生 兒 數	夫 婦 數	當 り 出 生 兒 數	夫 婦 數	當 り 出 生 兒 數	夫 婦 數	當 り 出 生 兒 數	夫 婦 數	當 り 出 生 兒 數	夫 婦 數	當 り 出 生 兒 數	夫 婦 數	當 り 出 生 兒 數	夫 婦 數	當 り 出 生 兒 數
10 年	九七	三四	七〇	三八	六	二五	四	二〇	二六	九	三四	四	二八	七四	三三	二八	三三	三九	三三	
一—五年	五〇五	四二	一九一	四二	三	三二	四	四〇	四〇	三	三八	一八	三七	四八	四三	一〇九	三八	一〇九二	四二	
六—一〇年	四七一	三三	一六七	五五	二	五〇	三	七五	四七	三	四四	二〇	三七	四三	五七	一〇三	四六	一〇五四	五三	
三—五年	五三	五六	一九九	五八	八	六二	六	五三	四三	四	四八	二九	五二	八〇	六二	六二	一四七七	五九	五三	
三—四〇年	二七	五八	三三	五〇	二	二五	一	二二	四八	二	四〇	一六	五六	五三	六二	六〇	七四	六〇	六〇	
二—四〇年	四	五七	四	五三	〇	〇	三	五八	四	二	二〇	一	五六	二六	五九	八	四一	七四	五七	
二—五年	五〇六	五四	一九九	五三	一〇	二七	四	四三	四九	二〇	二〇	一	三〇	三二	四八	八三	八三六	五七	五七	
一—五年	一八	三五	三	二八	三	二七	一	二五	二八	二	二六	一	二七	二六	二六	二四	四九	五七	二八	
〇 年	一〇	三五	三	二八	三	二七	一	二五	二八	二	二六	一	二七	二六	二六	二四	四九	五七	二八	
九 年	一〇	三五	三	二八	三	二七	一	二五	二八	二	二六	一	二七	二六	二六	二四	四九	五七	二八	
八 年	一〇	三五	三	二八	三	二七	一	二五	二八	二	二六	一	二七	二六	二六	二四	四九	五七	二八	
七 年	一〇	三五	三	二八	三	二七	一	二五	二八	二	二六	一	二七	二六	二六	二四	四九	五七	二八	
六 年	一〇	三五	三	二八	三	二七	一	二五	二八	二	二六	一	二七	二六	二六	二四	四九	五七	二八	
五 年	一〇	三五	三	二八	三	二七	一	二五	二八	二	二六	一	二七	二六	二六	二四	四九	五七	二八	
四 年	一〇	三五	三	二八	三	二七	一	二五	二八	二	二六	一	二七	二六	二六	二四	四九	五七	二八	
三 年	一〇	三五	三	二八	三	二七	一	二五	二八	二	二六	一	二七	二六	二六	二四	四九	五七	二八	
二 年	一〇	三五	三	二八	三	二七	一	二五	二八	二	二六	一	二七	二六	二六	二四	四九	五七	二八	
一 年	一〇	三五	三	二八	三	二七	一	二五	二八	二	二六	一	二七	二六	二六	二四	四九	五七	二八	
一年未滿	一〇	三五	三	二八	三	二七	一	二五	二八	二	二六	一	二七	二六	二六	二四	四九	五七	二八	
合 計	三三三七	三三七	三三三七	三三七	三三三七	三三七	三三三七	三三三七	三三三七	三三三七	三三三七	三三三七	三三三七	三三三七	三三三七	三三三七	三三三七	三三三七	三三三七	三三三七

妻の職業別出産力調査結果概説(一)

(八) 從業期間一〇年以上

婚姻 持 續 期 間	女 工		紡織工		人絹工		製絲工		其の他		農業者		教 員		家事使用人		其の他有業者		右業者合計	
	夫婦數 當り出 生兒數	一夫婦 當り出 生兒數																		
一年未滿	一〇	〇・三	二	〇・〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一 年	五	〇・六	一〇	〇・三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二 年	五	〇・九	一五	〇・七	一	〇・〇														
三 年	九	一・三	九	一・四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
四 年	六	一・六	九	一・一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
五 年	九	一・七	八	一・六	一	一・〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六 年	六	二・四	八	二・四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
七 年	八	二・三	七	二・一	〇	一・一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
八 年	八	二・九	一〇	三・三	一	一・〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
九 年	九	三・〇	六	三・二	三	三・五	六	三・一	五	三・二	三	三・六	三	三・三	四	三・八	三	三・二	三	三・七
一〇 年	七	三・三	九	三・四	四	三・五	九	三・一	五	三・二	四	三・六	四	三・三	四	三・八	三	三・二	三	三・七
二一五年	四	三・七	七	四・〇	一	三・三	九	三・八	七	三・五	六	三・七	七	三・四	四	三・九	三	三・三	三	三・六
一六—一〇年	五	四・〇	六	四・〇	一	四・三	三	四・五	八	三・七	二	三・七	三	三・四	三	三・六	三	三・三	三	三・六
三一三〇年	五	四・四	二	三・八	五	二・六	五	四・五	二	四・二	五	三・七	三	三・六	三	三・六	三	三・三	三	三・六
三二四〇年	二	四・四	七	三・四	三	三・七	一	四・六	四	三・七	四	三・八	三	三・六	三	三・七	三	三・三	三	三・六
四二年以上	三	四・六	三	三・〇	一	四・〇	三	四・三	二	三・七	三	三・八	三	三・七	三	三・八	三	三・三	三	三・六
合 計	二六九	三・五	一九一	二・七	四六	三・三	一九三	三・五	四二〇	三・七	二五七	三・六	三六	三・七	三五	三・七	三九	三・六	四四	三・六

さて從業期間別出産力の觀察に當つては次の二つの方法がある。第一の方法は同一職業について、從業期間別に出生力を觀察する方法であり、第二の方法は同一の從業期間について異なる職業間の出生力を比較する方法である。以下先づ第一の方法から始め、之に續いて第二の方法について簡単に説明をすることにす。

從業期間が五年未滿から五十九年更に一〇年以上と次第に長くなるにつて同一職業について、其の出生力の上に如何なる變化が生ずるかといふことを先づ女工から極めて簡単に觀察しよう。結論を先に述べると、女工に於ては婚姻持續期間が一〇年以下の場合には餘り差違が認められないが、それが一〇年以上と長くなると、從業期間

の最も長い一〇年以上のものの出産力は極端に低いが、五年未満と五十九年のものとの間には殆ど差違がないといふ結果となつて居る。婚姻持続期間一六―二〇年以上に於ては従業期間一〇年以上のもの五年未満及び五十九年との間には一子内外の大きな開きがある。各婚姻持続期間について細かな比較をすることは却つて結果を不明瞭ならしめる恐れがあるから、例によつて婚姻持続期間三十一―四〇年に於ける一夫婦當り出生兒數が夫々の集團の出産力の差違を正しく表現して居ると假定すると、この持続期間に於ける従業期間一〇年以上のもの出生兒數は四・六人に過ぎないが、五年未満のものが五・八人、五十九年が五・六人となつて居り従業期間が長期となるに従つて出生兒數が減少してゐることが分る。尙第三節第三表に於て女工の婚姻持続期間三十一―四〇年に於ける一夫婦當り出生兒數は五・三人であつたから、之と比較して従業期間一〇年以上のもの出生力が如何に低いか分る。

次に女工の内譯について見ると、紡織工についても女工と同様のことが云へるのである。尤も紡織工に於ては總數の内従業期間五年未満のものが過半數を占めて居り、五十九年となると相當少くなり、特に一〇年以上従業したものは非常に少く五年未満の四分の一以下である。従業期間五年未満の統計數値は比較的滑かな曲線を描くのであるが、五十九年となると稍、不規則となり、一〇年以上となると非常に不規則となる。従つて従業期間別の出生力を正確に比較することは出来ないが、有ゆる婚姻持続期間について総合的に判断すると、女工全體についてと同様のことが云へる。持続期間一六―二〇年以上について見ると従業期間一〇年以上のもの、五年未満及び五十九年のものとの間には出生兒一・五人程度の非常に大きな開きが見られる。例によつて婚姻持続期間三十一―四〇年をとつて見ると、従

業期間一〇年以上のもの出生兒數は僅かに三・四人であるが、五年未満は五・〇人、五十九年は五・七人となつて居る。五年未満の出生兒數が非常に少いが、こゝでは觀察數が極端に少數となつてゐるから、そのための偶然的結果であらう。全婚姻持続期間について総合的に判断すると従業期間五年未満と五十九年との間には餘り差は無く、強ひて差をつければ五年未満のもの出生力が全體として若干高いやうに思はれる。第三節第三表の持続期間三十一―四〇年の出生兒數四・九人は其の前後の持続期間に比べて已に異常に低いのであるが、之に比較してさへ従業期間一〇年以上のもの出生兒數(三・四人)は一・五人も少ないのであつて、従業期間が長くなつた場合紡織工の出生力も如何に低いか分る。

次に人絹工はたゞさへ少數の上、之を更に従業期間別、婚姻持続期間別に觀察すると、結果は非常に不規則となり、それから一般的な特徴を掴むことは困難であり、人絹工については明確なる結論を得難いが、示された結果を大觀すると矢張り五年未満の出生力が高であることが推測出来る。試みに比較的觀察數の多い婚姻持続期間一一―一六年について見ると、出生兒數は従業五年未満が三・八人、五十九年が三・一人、一〇年以上が三・三人で五年未満の出生兒數が最も多い。

製絲工は女工中で最も多數であり、従業期間別の出生兒數も相當滑かな曲線を描いて居るから結果は先づ信頼して良いものと考へる。製絲工についても紡織工と全く同一の事が云へるのであつて、比較的長期の、特に一六―二〇年以上の婚姻持続期間に於ては従業期間一〇年以上のものとの其の他のものとの間には出生兒數一人内外の大きな開きが見られる。婚姻持続期間三十一―四〇年について見ると従業期間一〇年以上の一夫婦當り出生兒數は四・六人であるが、五年未満は六・二人、五十九年は五・八人となつてゐ

る。第三節第三表の該當數値(單純なる婚姻持續期間別一夫婦當り出生兒數)は五・五人であるから、之と從業期間一〇年以上のものとの間には約一人の大きな開きがあることになる。從業期間五年未滿のものとして五・九年のものとの間には餘り差は無く大體同程度の出生力と見て良いであらう。

次に其の他女工は、觀察數が少く、人絹工程ではないが、非常に不規則な結果を示してゐる。しかし余ての婚姻持續期間について総合的な判断を下すと、矢張り從業期間一〇年以上のもの出生力が最も低いことが推察出来る。婚姻持續期間二一・三〇年について見ると從業期間五・九年及び五年未滿のもの出生兒數は夫々五・三人及び五・二人で餘り差違は無いが、從業一〇年以上のものは四・一人で前者とは非常に大きな開きがある。尙第三節第三表の該當數値は四・七人で、從業期間一〇年以上のものよりも可成り多い。

次に家事使用人であるが、家事使用人に於ては從業一〇年以上といふのは非常に少數で五年未滿が斷然多く、全體の七割近くを占めて居る。そして婚姻持續期間一〇年以下に於ては從業期間一〇年以上及び五・九年について可成り不規則な數値の動きを示してゐる部分が見られるが婚姻持續期間一・一五年以上は可成り規則正しい曲線を描いて居り、長期の持續期間に於ける結果については先づ相當に信頼を置いて良いやうである。一・一五年以上の比較的長期の婚姻持續期間に於ては從業期間一〇年以上と五年未滿及び五・九年のもの出生力との間には著しい差違が見られる。また五年未滿と五・九年の間にも明瞭な差違が認められ、五年未滿のもの出生兒數は五・九年のものに比して大體〇・四人程度多い。持續期間三・一四〇年に於ては、從業期間一〇年以上のもの出生兒數は四・四人、之に對し五年未滿は六・一人、五・九年は五・六人となつて居る。第三

節の該當數値は五・九人であつて、從業期間一〇年以上のものとの間には一・五人の大きな開きがある。

次に農業者であるが、これは既に述べた各職業とは正に逆の傾向を示して居り、從業期間の長期のものの方が却つて高い出生力を示してゐるのである。尤も五・九年及び一〇年以上との間には左程大きな差はない。試みに婚姻持續期間三・一四〇年について見ると、從業期間五年未滿の出生兒數は四・〇人、之に對し五・九年が四・九人、一〇年以上が五・四人となつて居る。また第三節の該當數値は五・五人であるから從業期間五年未滿のもの出生力が如何に低いかが分る。

次に教員は、觀察數が極めて少數のために結果は著しく不規則であるが、全體を大觀して、矢張り從業期間の長くなる程出生力が低下してゐることが推察出来る。試みに比較的觀察數の多い、婚姻持續期間二一・三〇年について見ると、出生兒數は從業五年未滿が五・四人、五・九年が三・九人、一〇年以上が三・六人であり、また婚姻持續期間一六・二〇年について見ると、從業五年未滿の出生兒數は五・二人、五・九年が三・八人、一〇年以上が三・四人となつてゐる。尙第三節の該當數値は四・四人及び四・一人であつて從業期間五年未滿のみがこの平均値を超えてゐるに過ぎない。

最後に其の他業者について見るに、矢張り一般と同様のことが云へるのであつて、婚姻持續期間三・一四〇年について見ると、出生兒數は從業五年未滿が六・〇人、五・九年が五・六人、一〇年以上が四・五人となつて居る。また婚姻持續期間二一・三〇年について見ても五年未滿が五・一人、五・九年が四・六人、一〇年以上四・五人となつて居り、出生兒數は從業期間の短かいもの程多いことが認められる。尙第三節の該當數値は四・七人及び四・六人で從業期間一〇年以上のものは何れも此の平均以下である。

以上を要するに同一職業について、其の従業期間が長くなるに従つてその出産力が如何に變化するかを見るに、農業者を唯一の例外として、總て従業期間の長いものの出産力が低下せることを知るのである。尤も従業期間五年未滿と五十九年との間には餘り著しい差は無いが、少くとも五年未滿と其れ以上の間にはかゝる事實が極めて明瞭に見られるのである。

以上は同一職業について、従業期間が異なるに應じて出産力が如何に變化するかを視たのであるが、次に第二の方法として同一の従業期間について各職業間の出産力の差違を極めて簡単に觀察しよう。已に述べた第一の方法はいはば縦の比較であり、之から述べる第二の方法は横の比較とも云ふことが出来やう。

先づ従業期間五年未滿について見ると、農業者の出産力が有ゆる婚姻持續期間を通じて最も低く、特に一年以上の比較的長期の婚姻持續期間に於て極めて低いことが注目をひく。持續期間三—四〇年をとつて見ると出生兒數は僅かに四・九人で第三節の該當數値五・四人に比して〇・五人の大きな開きを示してゐる。第二節に於ては、農業者の出産力は家事使用人に次いで最も高いといふことを述べたのであるが、然し農業者を更に従業期間別に分類して觀察すると、従業期間が五年未滿といふ短期のものに於ては其の出産力が極めて低いことを知るのである。しかし従業期間が五年未滿、しかも婚姻持續期間一年以上といふ如きものは、農業に五年未滿従業した以外は、長く無業であつたものであつて、吾々が普通に考へるやうな本格的農業者とは餘程性質を異にするものである。第二節に於ける農業者の内には勿論かゝる種類のものが農業者として含まれて居る譯であるが、農業者と更に従業期間別に分類すると、従業五年未滿には右に述べたやうな特殊のものが特に分離集中されて、かゝる結果を來せるものと思

はれる。

次に家事使用人について見るに、其の出産力は有ゆる婚姻持續期間を通じて一般に極めて高く、特に持續期間一六—二〇年以上に於ては常に全職業中の最高の出産力を示してゐる。従業期間が五年未滿と比較的短かい場合には家事使用人の出産力は極めて高いといふことが出来る。試みに婚姻持續期間三—四〇年について見ると、その出生兒數は六・一人で平均値と見られる第三節の單純なる婚姻持續期間別出生兒數五・九人に比して若干多くなつてゐる。

次に女工は婚姻持續期間一六—二〇年までは大體家事使用人と同程度の出産力を示してゐるが、それ以後は常に多少とも劣つてゐるが全體として依然高い出産力を示して居る。持續期間三—四〇年に於ける出生兒數を第三節と比較すると前者の五・八人に對し後者は五・三人であり、短期従業の女工の出産力は女工全體の平均よりも高いことが分る。

教員については觀察數過少のため餘り明確な結果は出てゐないが、比較的長期の持續期間に於ける出産力が第三節の結果に比較して案外低くないことに氣付くのである。持續期間三—四〇年の出生兒數は五・六人で第三節の該當數値四・七人に比し一子近くの大きな開を示してゐる。また持續期間二—三〇年について見ても、本表の五・四人に對し第三節第三表の四・一人と矢張り従業五年未滿のもの出生兒數の方が平均値よりも非常に多くなつてゐる。そこで輕々しく斷定することは出来ないが、従業期間が五年未滿と比較的短かい場合には教員の出産力もそれ程低くないのではないかといふことが推測される。さうは云つても教員の出産力が家事使用人及び女工等に比べて依然として相當に低いことに變りはない。

其の他有業者の出産力は婚姻持續期間の比較的短期なものに於ては農業

者よりも若干高い程度、比較的長期のものに於ては大體教員と類似のものとしてよいであらう。婚姻持續期間三一—四〇年について見ると出生兒數は六・〇人となつて居り、家事使用人と女工の中間にあつて非常に多いが、然しこの持續期間に於ては觀察數は僅かに二四に過ぎず、この持續期間の前後の状態から判斷して、これが眞實の出産力を表示してゐるとは考へ難い。第三節に於ける數値も五・四人となつて居る。かれこれ考慮に入れて、其の他有業者の眞實の出産力は先づ教員程度のものではないかと想像される。

次に女工の内譯について見るに、紡織工の出産力は婚姻持續期間の短期及び中期を通じて略、家事使用人に近く可成り高いものであるが、たゞ持續期間一六—二〇年以後は家事使用人に比して相當劣ることが分る。しかし劣るといつても他の職業に比べれば依然高いものである。婚姻持續期間三一—四〇年に於ける出生兒數は觀察數過少のためか不自然に少く五・〇人であるが、しかも第三節の該當數値四・九人よりは多い。

人絹工については觀察數過少のため明確には云へないが、有ゆる持續期間を通じて、其の出産力は短期及び長期とも可成り低いやうに判斷される。

次に製絲工の出産力は婚姻持續期間一一—五年までは大體家事使用人及び紡織工と同程度に高いが一六—二〇年以上に於ては家事使用人に比し相當の開きを生ずる。しかし依然家事使用人に次いで最も高い方であり、大體紡織工と相似た状態を示して居る。持續期間三一—四〇年に於ける出生兒數は六・一人で第三節第三表の五・五人よりも可成り多い。

其の他女工の出産力は有ゆる持續期間を通じて一般に極めて低いことが認められる。婚姻持續期間三一—四〇年に於ける出生兒數は四・八人で家

事使用人に比して一・〇人以上の大きな開きがある。しかしこれを第三節第三表の數値四・五人に比べると僅かながら多いのである。

以上を要するに從業期間が五年未滿と短かい場合に於ては職業別出産力の状態に關して第三節第三表について述べた事が大體當嵌るといふことが出来るのである。婚姻持續期間三一—四〇年に於ける出生兒數の順に職業名を並べると、家事使用人、製絲工、其の他有業、教員、紡織工、其の他女工、農業の順であり、第三節の結果とは、機械的に見たならば完全には一致しないが、しかし上に述べた諸事情を考慮に入れて綜合的に判斷すると大體一致するものと見てよいと思はれる。即ち家事使用人、製絲工、紡織工の出産力は高く、教員、其の他有業、其の他女工、人絹工の出産力は低い部類に入るものと云つて良い。但し農業者のみは例外で、これが例外であるのはこゝに農業者として表章されてゐるものの中に、いはば農業者らしくない農業者を多數含む結果であると考へられる。

第二に從業期間五年未滿のものの出産力が一般に第三節第三表の云はば平均値よりも高いといふことは注目すべき現象であるが、これについては既に述べた。

以上は從業期間五年未滿のものについて觀察したのであるが次に、從業期間が五—九年となつた場合に職業別出産力に如何なる變化が見られるかを觀察しよう。

從業期間が五年未滿から五—九年と長くなると各職業の出産力が全體として低下することは既に述べた通りであるが、職業別出産力の相對的地位にも變化が生じて來る。

先づ目立つ事は農業者の出産力の状態である。農業者の出産力が婚姻持續期間一〇年位までは依然として低い、持續期間が長くなるに従つてそ

の出産力は従業五年未滿の場合に比して絶對的にも相對的にも良好となり、家事使用人、女工との差を縮めて行き、殊に持續期間一年以上に於ては遂に家事使用人を追越し、女工に迫つてゐることは著しい特色である。しかし婚姻持續期間全體として見るとき農業者の出産力は家事使用人及び女工とは可成りの遜色があると云はなければならぬ。例によつて持續期間三一四〇年をとつて見ると、農業者の出生兒數は四・九人で家事使用人及び女工の五・六人とは可成りの開きが認められ、また第三節の該當數値五・六人とも相當の差違のあることが分る。

次に注目すべき點は家事使用人及び女工ともに依然高い出産力を示してゐるが従業期間五年未滿或は又第三節第三表に於けるのは異なり、長期の持續期間に於ける兩者の出産力の差違が非常に僅少のものとなつて居り、持續期間一年以上に於ては女工の出産力が却つて家事使用人よりも高いといふことである。そしてかゝる接近が主として家事使用人の側に於ける出産力の低下によるものであることは注目すべきことである。先にも一言せる如く、かゝる現象には恐らく職業活動と結婚生活との調和の難易の問題が影響してゐるものと想像される。試みに従業期間五年未滿のものについて見ると、婚姻持續期間三一四〇年の家事使用人の出生兒數は六・一人であるが、従業期間が五一九年となると、それは四・八人と甚だしく減少してゐる。一方女工に於ては該當數値は夫々五・八人及び五・六人で餘り差は無く、家事使用人と女工の出産力の接近が主として家事使用人の側に於ける出産力の低下によることが分る。

次に女工の内譯について見ると、紡織工の出産力が依然として高い。婚姻持續期間三一四〇年に於ける出生兒數は五・七人で家事使用人、女工よりも却つて多い。従業期間五年未滿及び第三節第三表に於ては家事使用

人の出産力は紡織工よりも遙かに高かつたのである。なほ従業期間が五年未滿から五一九年となつても紡織工の出生兒數の絶對値は餘り變化なく、従つて紡織工の地位の上昇は主として家事使用人の側の出産力低下によることは女工全體についてと全く同一である。

次に製絲工は全職業中最高の出産力を示して居り、婚姻持續期間三一四〇年に於ける出生兒數は五・八人で紡織工、家事使用人よりも多い。尤も出生兒數の絶對値は従業期間五年未滿の六・一人に比して若干少くはなつてゐる。

次に従業期間五一九年の人絹工の數は極めて少數であり、特に長期の婚姻持續期間に於てそうであつて、統計數値は甚だ不規則な動きを示して居るから、そこから結論を掴み出すことは困難であるが、婚姻持續期間全體を通過して、その出産力が他の職業に比して著しく低いことが想像される。試みに婚姻持續期間二一三〇年について見ると、その出生兒數は僅かに四・〇人で教員の三・九人に次いで最も少い。

其他女工も人絹工と同様の理由で、現れた結果は非常に不規則であるが、これまた低い出産力の部に入れて良いであらう。比較的觀察數の多い持續期間二一三〇年について見ると、出生兒數は五・三人で家事使用人、製絲工、紡織工とは相當著しい差がある。

次は教員であるが、これまた觀察數過少のために結果は著しく不規則ではあるが、各持續期間を大觀するならば、その出産力が有ゆる職業中で最も低い部類に入るといふことが判断される。觀察數の比較的多い持續期間二一三〇年について見ると、出生兒數は三・九人で有ゆる職業中の最低である。

最後に其の他有業であるが、これまた従業期間が五年未滿から五一九年

となると共に出生力は若干低下して居るが、その低下が比較的輕微である結果として、他の職業に對する相對的地位には餘り變動はないが依然低出生力の部類に屬する。試みに觀察數の比較的多い、婚姻持續期間二一—三〇年について見ると、その出生兒數は四・六人で教員の三・九人と農業者の五・二人の中間にあり、家事使用人の五・八人とは一・二人と極めて大なる差がある。

以上を要するに、從業期間五—九年に於ける、各職業別出生力の相對的地位の變化としては農業者の地位が上昇したと、家事使用人の地位が低下したといふ二點が特に目立つのである。

從業期間が五—九年以上と長くなると、農業者、女工及び其の他有業者を除き、各職業別の夫婦數は極めて少くなり、結果も可成り不規則となるから、大きな特徴について簡単に述べるに止める。先づ第一に農業者を除く他の職業の出生力が從業期間五—九年に比して全般的に低下する結果として農業者の地位が著しく高まることに特に注目を惹く點であ

つて、婚姻持續期間三一—四〇年に於ける農業者の出生兒數は五・四人なるに對し、女工四・六人、其の他有業四・五人、家事使用人四・四人及び教員四・二人で、農業者との間に〇・八人から一・二人までの大きな開きが見られる。農業者の地位の上昇せる反面、女工及び家事使用人の地位の低下せることは誠に顯著な事實であつて、農業者と家事使用人及び女工の地位は正に轉倒して居るのである。

以上横の比較から得られた結果の要點をこゝに再述すれば、農業者の出生力の相對的地位は從業期間の長期となると共に上昇するといふこと、從業期間の長期化に伴ふ出生力の相對的地位の低下は家事使用人に於て最も甚だしく、家事使用人に次いで女工に於て甚しいといふことが最も顯著な現象である。

其の他詳細に見ると種々の特徴が見られるが、全體として觀察數が十分でなく、また職業によつて夫婦數に著しい差違があるから、詳細にわたる事項についてはこゝに言及するのを差控へて置く。

彙報

人口問題研究第四卷第十、十一、十二號彙報目次

- 一、現情勢下に於ける國政運営要綱の閣議決定
- 二、業事法施行期日の件及同法施行令の公布
- 三、厚生省分課規程の改正
- 四、特定職種に對する男子就業禁止に關する件等の公布
- 五、兵役法中改正の件その他兵役關係諸法令の公布
- 六、滿洲國緊急農地造成計畫に對する協力援助に關する件の閣議決定
- 七、大藏省の結婚保險並に修學保險要綱の發表
- 八、臺灣同胞に對する徵兵制施行の決定
- 九、大東亞會議の開催並に大東亞共同宣言の採擇
- 十、南方諸地域に關する諸情報

彙報

現情勢下に於ける國政運営要綱の閣議決定

戰局の緊迫に即應すべき國政の運営、特に國內態勢の各部門に於ける調期的刷新を目的とし昭和十八年九月二十一日の閣議は現情勢下に於ける國政運営要綱を決定、同日情報局より左の如く發表せられた。就中、その國內態勢強化方策は、必勝の信念と國民志氣の昂揚軍需生産特に航空戦力の飛躍的擴充、日滿を通ずる食糧の絶對的自給自足の確立、國內防衛態勢の徹底強化等を目標とし、之が具體的方途として行政運営の決戦化、國民動員の徹底等の諸施策を強力實踐せんとするもので、殊に國民動員の徹底に關する諸施策や帝都及び重要都市防衛の爲の官廳、工場等の地方分散に伴ふ、都市人口の疎散等は直接人口問題と關聯するところ極めて大きい。

現情勢下に於ける國政運営要綱

(昭和十八年九月二十一日閣議決定)

方針

内外の現時局に鑑み悠久なる國體觀念に徹し、必勝の信念を堅うし、各種の施策を完勝の一點に集中し、以て、聖戰目的を完遂せんとす。之が爲

- 一、統帥と國務との關係を更に緊密化し、其の間に寸隙なからしめ、雄渾活潑なる戰爭指導の遂行を期す。
- 二、雄渾活潑なる作戰に即應し國內諸般の態勢を徹底的に強化す。
- 三、戰爭完遂の一翼として機敏鋭利たる外交を行ふ。

國內態勢強化方策

- 第一、國內態勢強化の目標を左の諸點に置く、
 - 一、官民を擧げて常に今次聖戰の本義に徹せしむると共に、其の容易ならざる大業なることを覺悟せしめ、必勝の信念を以て、不屈不撓、盡忠報國の誠を致さしむ。
 - 二、國力を擧げて軍需生産の急速増強を圖り、特に航空戦力の躍進的擴充を圖る。
 - 三、日滿を通ずる食糧の絶對的自給態勢を確立す。
 - 四、國內防衛態勢の徹底強化を圖る。
- 第二、國內態勢強化の爲特に執るべき方途左の如し。
 - 一、今次聖戰に對する思想を確立し、民心の作興を期し、國內言論の指導を強化すると共に、國內諸般の取締を強化し、苟も國論分裂の虞ある者に對しては徹底的の措置を講ず。
 - 二、行政運営の決戦化を圖る。
 - (イ) 政務執行の敏速化の徹底を圖る。
 - (ロ) 中央各廳業務を徹底的に地方廳に移讓すると共に地方行政の簡素敏活を圖り尚ほ地方行政協議會の機能強化す。
 - (ハ) 豫算の徹底的單純化。
 - (ニ) 官廳事務の徹底的簡素化就中許可認可事項の整理特に重要企業に對する書類監督制の廢止、監督系統の簡易化、決戦に不必要なる行政事務の廢止を徹底的に行ふ。
 - (ホ) 行政機構を整理し、其の徹底的簡素化を圖ると共に決戦行政遂行の態勢を整へしむ。

(一) 作業廳の施設並に人員の能率の徹底向上を圖る。

(ト) 前各號に關聯し、再び官廳人員の大幅縮減を行ふ。

(チ) 重要生産に對する軍官發注の統一を圖る。

(リ) 一層官紀の肅正を圖り之が爲に必要な措置を講ず。

(ヌ) 官廳職務の決戦化を圖る。

(註) 時間の絶對的勵行、土曜半休制の廢止を行ひ、且晝夜を通じ、又休日と雖も、官廳の機能をして斷續なく運行せしむる如く措置す。

三、國民動員の徹底を圖る。
之が爲

(イ) 一般徵集猶豫を停止し理工科系統の學生に對し、入營延期の制を設く。

理工科系統の學校の整備擴充を圖ると共に法文科系統の大學、専門學校の統合整理を行ふ。

普通教育の爲に必要な教員の確保を圖ると共に其の採用に付ては廣く適材を得るの措置を講ず。

(ロ) 徵集徵用の範圍を擴大普遍化し、特種技術を掌る者以外の除外例を撤廢す。

(ハ) 女子の動員を強化す。

(ニ) 速に勤務配置の適正を圖る。

(ホ) 停年制を撤廢する等各職域に於ける年齢の制限を撤廢し高齢者の活用を圖る。
(ヘ) 第二、九、一〇項に基く官廳等の整理に依りて、生ずる所の人員は、綜合的計畫の下に、

悉く、之を戰爭遂行に參與せしむ。

(ト) 義務教育八年制を引續き延期す。
四、國內防衛態勢の徹底強化の爲、特に左の方途を執る。

(イ) 國內防衛行政の統一的運營を圖る。

(ロ) 國家重要な地區、軍事上重要な施設並に軍事上重要な工場鑛山に對し極力防空を強化す。

(ハ) 帝都及重要都市の防衛を全くする爲に之等の都市に於ける官廳工場、家屋等に對し必要な整理を行ふ。

之が爲官廳は率先して措置を講ず、細目は別紙の如し。

公共團體、各種外廓團體、各種統制機關、統制會社等は官廳に準じ、所要の整理を行ふものとす。

(三) 前號に關聯し、速に官廳其の他の機構並に人員の地方分散の綜合的計畫を樹立實行す。

(ホ) 民間の企業整備を促進し、官廳の整理に準じて、帝都及重要都市に於ける家屋店舗の整理を行ふ。

五、重要企業の國家性を經營上更に明確ならしめ生産責任制を確立せしむる如く諸般の措置を講ず。

六、海陸輸送の一貫的強化を圖る。

七、租稅及國民貯蓄を更に強化し徹底的に資金の戦力集中を圖り其の効果を最大限に發揮せしむ。

八、價格及配給制度の徹底的簡素化を圖る。

九、各種外廓團體は官廳に準じ之を整理し及業務の運營に徹底的刷新を圖る。

一〇、各種統制機關並に統制會社等生産第二線部面

に對し徹底的整理を行ふと共に其の業務及事務に付き、官廳に準じて徹底的刷新を行ひ、其の人員を縮減す。

備考 方針一、及三、に關する方策に付ては別途考究す。

(別紙)
帝都及重要都市の防衛に關し官廳の措置すべき細目

一、官設工場に付ては其の業務を地方工場に移管し、之を廢止す。

二、要綱第三項の(イ)號の措置に即應し、學校校舎の整理を行ふ。

三、官廳事務の徹底簡素化に即應し官廳廳舎の整理を行ふ。

四、帝都並に重要都市に存在することを必要とせざる各種官廳施設の地方移轉を行ひ、其の廳舎を整理す。

之等に關聯して官廳廳舎の再配置を行ひ防空設備良好なるものに集中し、脆弱なる廳舎は、之を撤去疎開す。

藥事法施行期日の件及同法施行令の公布

藥事法施行期日の件並に同法施行令は、昭和十八年十月六日付官報を以て左の如く公布せられた。

藥事法施行期日ノ件 (昭和十八年十月五日勅令第七百六十二號)

藥事法ハ昭和十八年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス。

藥事法施行令

(昭和十八年十月五日) 勅令第七百六十三號

ルモノ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ藥劑師試験ヲ受

クルコトヲ得ズ

一 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 瘡腫者又ハ盲者

第四條 六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタル者、

藥事ニ關シ罰金ニ處セラレタル者又ハ藥事ニ關シ不

正ノ行爲アリタル者ニハ藥劑師試験ヲ受クルコトヲ

許サザルコトアルベシ

第五條 前四條ニ規定スルモノノ外藥劑師ノ免許ニ關

シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 厚生大臣ハ藥局開設者ヲシテ其ノ受領シ得ベ

キ調劑報酬ニ關シ藥劑師會ノ定ニ依リシムル命令ヲ

發スルコトヲ得

第七條 厚生大臣ハ適正ナラザル調劑報酬ノ變更ニ關

シ地方長官ニ於テ必要ナル處分ヲ爲シ得ル命令ヲ發

スルコトヲ得

第八條 藥事法第十八條及第四十七條ノ規定ノ適用ニ

付テハ樺太廳長官ノ假免許ヲ受ケタル醫師、齒科醫

師又ハ獸醫ハ之ヲ醫師、齒科醫師又ハ獸醫師ト看做ス

附則

第九條 本令ハ藥事法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十條 大正三年勅令第二百號及大正十五年勅令第十

六號ハ之ヲ廢止ス

第十一條 藥劑師法第二條第二項第一號ノ規定ニ依リ

文部大臣ノ指定シタル學校ハ第一條第一項第一號ノ

規定ニ依リ文部大臣ノ指定シタル學校ト看做ス

第十二條 本令施行ノ際從前ノ規定ニ依リ藥劑師試験

ノ受験資格ヲ有スル者ハ第二條ノ規定ニ拘ハラズ昭

和二十八年十二月三十一日迄仍藥劑師試験ノ受験資
格ヲ有ス

第十三條 本令ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號

布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年ノ懲役

又ハ禁錮以上ノ刑ニ、同法ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ

六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタルモノト看做ス

第十四條 大正三年勅令第二百號又ハ之ニ基キテ爲ス

處分ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍舊令ニ依ル

第十五條 度量衡法施行令中左ノ通改正ス

第六條ノ二中「藥劑師法」ヲ「藥事法」ニ改ム

第十六條 道府縣手数料令中左ノ通改正ス

第一條第一號中「賣藥部外品」ヲ「醫藥部外品」ニ改メ

同條第五號及第六號ヲ削ル

第十七條 樺太施行法律特例中左ノ通改正ス

第十二條 削除

第二十八條 削除

第三十一條 削除

第十八條 醫療關係者職業能力申告令中左ノ通改正ス

第二條第一項中「藥劑師法」ヲ「藥事法」ニ、「樺太廳

長官ノ免許又ハ假免許ヲ受ケタル醫師、齒科醫師及

藥劑師」ヲ「樺太廳長官ノ假免許ヲ受ケタル醫師及齒

科醫師」ニ改ム

第十九條 醫療關係者徵用令中左ノ通改正ス

第二條第二項中「藥劑師法」ヲ「藥事法」ニ、「樺太廳

長官ノ免許又ハ假免許ヲ受ケタル醫師、齒科醫師及

藥劑師」ヲ「樺太廳長官ノ假免許ヲ受ケタル醫師及齒

科醫師」ニ改ム

〔參照〕
大正三年(九月二十)勅令第二百號ハ輸出又ハ移出スル

第一條 藥事法第三條ノ規定ニ依ル藥劑師ノ免許ハ左

ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ與フ

一 大學令ニ依ル大學ニ於テ藥學ヲ修メ學士ト稱ス

ルコトヲ得ル者、官立若ハ公立ノ藥學專門學校若

ハ醫學專門學校藥學科ヲ卒業シタル者又ハ文部大

臣ニ於テ之ト同等以上ト認メ指定シタル學校ヲ卒

業シタル者

二 藥劑師試験ニ合格シタル者

三 外國藥學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ藥劑師免許

ヲ得タル帝國臣民ニシテ厚生大臣ニ於テ第一號ノ

藥學專門學校ノ卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有シ且

適當ト認定シタルモノ

四、厚生大臣ノ指定シタル外國ノ國籍ヲ有シ其ノ國

ニ於テ藥劑師免許ヲ得タル者ニシテ厚生大臣ニ於

テ適當ト認定シタルモノ

前項第四號ノ規定ニ依リ指定ヲ爲スハ帝國ノ藥劑師

ニ對シ試験ヲ要セズ藥劑師免許ヲ與フル國タルコト

ヲ要ス

第二條 藥劑師試験ハ左ニ掲グル者ニ非ザレバ之ヲ受

クルコトヲ得ズ

一 前條第一項第一號ニ該當セザル私立ノ藥學專門

學校若ハ醫學專門學校藥學科又ハ文部大臣ニ於テ

之ト同等以上ト認メ指定シタル學校ヲ卒業シタル

者

二 外國藥學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ藥劑師免許

ヲ得タル者ノ中前條第一項第三號又ハ第四號ニ該

當セザル者ニシテ厚生大臣ニ於テ適當ト認定シタ

賣藥ノ取締ニ關スル件及同十五年(三月十八)勅令第十
六號ハ藥劑師法第二條第二項第三號ノ資格ニ關スル
件ナリ

厚生省分課規程の改正

行政機構整備實施に伴フ厚生省分課規程の改正は左
の如ク、昭和十八年十一月一日より施行せられた。

厚生省分課規程

第一條 大臣官房ニ左ノ三課ヲ置ク

秘書課

總務課

會計課

第二條 秘書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 官吏ノ進退身分及賞罰ニ關スル事項

二 官吏ノ服務ニ關スル事項

三 恩給ニ關スル事項

四 敘位敘勳及褒賞ニ關スル事項

五 儀式禮典ニ關スル事項

六 大臣ノ官印及省印ノ管守ニ關スル事項

七 機密ニ關スル事項

第三條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 所管行政ノ綜合調整ニ關スル事項

二 所管行政ニ關スル調査審議立案一般ニ關スル事
項

三 所管行政ニ必要ナル資材ニ關スル事項

四 所管行政ノ考査一般ニ關スル事項

五 厚生省研究所ニ關スル事項

六 文書ノ接受、發送、編纂及保存ニ關スル事項

七 成案文書ノ審査及進達ニ關スル事項

八 官報掲載ニ關スル事項

九 統計ノ編纂及報告ニ關スル事項

十 圖書ノ分類及管理ニ關スル事項

十一 各局課ノ主管ニ屬セザル事項

第四條 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 一般會計及特別會計ニ關スル經費及諸收入ノ豫
算決算並ニ會計ニ關スル事項

二 本省所管會計ノ監督ニ關スル事項

三 國有財産及物品ニ關スル事項

四 營繕ニ關スル事項

五 省中取締ニ關スル事項

六 請入ノ進退及監督ニ關スル事項

七 厚生省職員共濟組合ニ關スル事項

第五條 大臣官房ニ審査委員ヲ置ク

一 審査委員ハ法令其ノ他重要ナル事項ヲ審議ス

第六條 健民局ニ左ノ五課ヲ置ク

涵養課

指導課

修練課

母子課

鍛鍊課

第七條 涵養課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 人口ノ涵養及國民ノ保健ノ企畫ニ關スル事項

二 健民指導體制ノ整備確立ニ關スル事項

三 保健指導施設ノ總括調整ニ關スル事項

四 保健所及保健婦ニ關スル事項

五 國民體力管理ニ關スル事項

六 他ノ主管ニ屬セザル人口ノ涵養及國民ノ保健ニ
關スル事項

關スル事項

第八條 指導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 健民生活ノ指導ニ關スル事項

二 榮養ニ關スル事項

三 救護、救療其ノ他社會事業ニ關スル事項

四 戰時災害保護及罹災救助ニ關スル事項

五 方面委員ニ關スル事項

六 社會福利施設ニ關スル事項

七 國民共同勤勞施設ニ關スル事項

八 地方改善ニ關スル事項

九 協和事業ニ關スル事項

十 他ノ主管ニ屬セザル國民生活ノ保護指導ニ關ス
ル事項

第九條 修練課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 健民修練ノ企畫ニ關スル事項

二 健民修練ノ實施ニ關スル事項

三 修練施設ニ關スル事項

四 國民厚生運動ニ關スル事項

五 體力檢査後ノ措置ニ關スル事項但シ療養指導及
療養措置命令ニ關スルモノヲ除ク

第十條 母子課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 妊産婦及乳幼児ノ保健指導ニ關スル事項

二 保育施設ニ關スル事項

三 結婚及出産ノ獎勵ニ關スル事項

四 民族優生ニ關スル事項

五 其ノ他母性、乳幼児及児童ノ保護指導ニ關スル
事項

第十一條 鍛鍊課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國民鍛鍊ノ企畫ニ關スル事項

賣藥ノ取締ニ關スル件及同十五年(三月十八)勅令第十
六號ハ藥劑師法第二條第二項第三號ノ資格ニ關スル
件ナリ

厚生省分課規程の改正

行政機構整備實施に伴ふ厚生省分課規程の改正は左
の如く、昭和十八年十一月一日より施行せられた。

厚生省分課規程

第一條 大臣官房ニ左ノ三課ヲ置ク

秘書課

總務課

會計課

第二條 秘書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 官吏ノ進退身分及賞罰ニ關スル事項

二 官吏ノ服務ニ關スル事項

三 恩給ニ關スル事項

四 敘位敘勳及褒賞ニ關スル事項

五 儀式禮典ニ關スル事項

六 大臣ノ官印及省印ノ管守ニ關スル事項

七 機密ニ關スル事項

第三條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 所管行政ノ綜合調整ニ關スル事項

二 所管行政ニ關スル調査審議立案一般ニ關スル事
項

三 所管行政ニ必要ナル資材ニ關スル事項

四 所管行政ノ考査一般ニ關スル事項

五 厚生省研究所ニ關スル事項

六 文書ノ接受、發送、編纂及保存ニ關スル事項

七 成案文書ノ審査及進達ニ關スル事項

八 官報掲載ニ關スル事項

九 統計ノ編纂及報告ニ關スル事項

十 圖書ノ分類及管理ニ關スル事項

十一 各局課ノ主管ニ屬セザル事項

第四條 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 一般會計及特別會計ニ關スル經費及諸收入ノ豫
算決算並ニ會計ニ關スル事項

二 本省所管會計ノ監督ニ關スル事項

三 國有財産及物品ニ關スル事項

四 營繕ニ關スル事項

五 省中取締ニ關スル事項

六 請入ノ進退及監督ニ關スル事項

七 厚生省職員共濟組合ニ關スル事項

第五條 大臣官房ニ審査委員ヲ置ク

一 審査委員ハ法令其ノ他重要ナル事項ヲ審議ス

第六條 健民局ニ左ノ五課ヲ置ク

涵養課

指導課

修練課

母子課

鍛鍊課

第七條 涵養課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 人口ノ涵養及國民ノ保健ノ企畫ニ關スル事項

二 健民指導體制ノ整備確立ニ關スル事項

三 保健指導施設ノ總括調整ニ關スル事項

四 保健所及保健婦ニ關スル事項

五 國民體力管理ニ關スル事項

六 他ノ主管ニ屬セザル人口ノ涵養及國民ノ保健ニ
關スル事項

關スル事項

第八條 指導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 健民生活ノ指導ニ關スル事項

二 榮養ニ關スル事項

三 救護、救療其ノ他社會事業ニ關スル事項

四 戰時災害保護及羅災救助ニ關スル事項

五 方面委員ニ關スル事項

六 社會福利施設ニ關スル事項

七 國民共同勤勞施設ニ關スル事項

八 地方改善ニ關スル事項

九 協和事業ニ關スル事項

十 他ノ主管ニ屬セザル國民生活ノ保護指導ニ關ス
ル事項

第九條 修練課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 健民修練ノ企畫ニ關スル事項

二 健民修練ノ實施ニ關スル事項

三 修練施設ニ關スル事項

四 國民厚生運動ニ關スル事項

五 體力檢査後ノ措置ニ關スル事項但シ療養指導及
療養措置命令ニ關スルモノヲ除ク

第十條 母子課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 妊産婦及乳幼児ノ保健指導ニ關スル事項

二 保育施設ニ關スル事項

三 結婚及出産ノ獎勵ニ關スル事項

四 民族優生ニ關スル事項

五 其ノ他母性、乳幼児及児童ノ保護指導ニ關スル
事項

第十一條 鍛鍊課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國民鍛鍊ノ企畫ニ關スル事項

二 國民鍛鍊ニ關スル事項

二 武道及體育運動ノ調査研究並ニ普及獎勵ニ關スル事項

三 武道及體育運動指導者ノ教養ニ關スル事項

四 武道及體育運動團體ニ關スル事項

五 武道場、鍛鍊廣場其ノ他鍛鍊施設ニ關スル事項

六 其ノ他體育訓練ニ關スル事項

第十二條 衛生局ニ左ノ四課ヲ置ク

醫務課

藥務課

醫療課

防疫課

第十三條 醫務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 醫師、齒科醫師其ノ他醫療關係者ニ關スル事項

二 國民醫療法ノ施行ニ關スル事項

三 醫療關係者ノ技能登錄及徵用ニ關スル事項

四 醫療器材ニ關スル事項

五 他ノ主管ニ屬セザル醫事ニ關スル事項

第十四條 藥務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 藥事法ノ施行ニ關スル事項

二 醫藥品及醫藥部外品ニ關スル事項

三 藥用植物ノ栽培及採取ニ關スル事項

四 阿片、毒物及劇物ニ關スル事項

五 衛生材料ニ關スル事項

六 他ノ主管ニ屬セザル藥事及衛生資材ニ關スル事項

第十五條 醫療課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 結核ニ關スル事項

二 癩ニ關スル事項

三 勤勞衛生ニ關スル事項但シ體力管理ニ關スルモ

ノヲ除ク

四 他ノ主管ニ屬セザル醫療ニ關スル事項

第十六條 防疫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 急性傳染病ニ關スル事項

二 飲食物ノ衛生ニ關スル事項

三 清掃衛生及多衆集合スル場所ノ衛生ニ關スル事項

項

四 水道及下水道ニ關スル事項

五 屠場及屠畜ニ關スル事項

六 海港檢疫及航空檢疫ニ關スル事項

七 精神病、性病、寄生蟲病、原蟲病及地方病ニ關スル事項

八

トヲホーム其ノ他慢性傳染病ニ關スル事項

第十七條 勤勞局ニ左ノ八課ヲ置ク

庶務課

登錄課

企畫課

整備課

動員第一課

動員第二課

管理課

施設課

第十八條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國民動員實施計畫ノ實施ノ總括ニ關スル事項

二 勤勞政策及勤勞行政一般ニ對スル情報及啓發ニ關スル事項

三 國民職業指導所ノ監理及監査ニ關スル事項

四 所管各種外廓團體ノ指導ノ總括ニ關スル事項

五 局内各課事務ノ連絡ニ關スル事項

六 他課ノ主管ニ屬セザル事項

第十九條 登錄課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 國民登錄ニ關スル事項

二 國民勞務手帳ニ關スル事項

三 勤勞統計一般ニ關スル事項

四 職業適性及勞務動態ノ調査ニ關スル事項

五 其ノ他勤勞給源ノ調査ニ關スル事項

第二十條 企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 綜合勤勞力ノ發揚擴充ニ關スル重要政策ノ企畫ニ關スル事項

二 國民動員實施計畫ノ設定ニ關スル事項

第二十一條 整備課ニ於テハ勤勞給源ノ開拓整備ニ關スル事項ヲ掌ル

第二十二條 動員第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 一般青年ノ動員ニ關スル事項

二 國民徵用ノ總括ニ關スル事項

三 職業轉換ニ關スル事項

第二十三條 動員第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 學校卒業者及學生ノ動員ニ關スル事項

二 國民勤勞報國協力令ノ施行ニ關スル事項

三 女子動員ノ強化促進ニ關スル事項

四 他ノ主管ニ屬セザル動員ニ關スル事項

第二十四條 管理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金給料其ノ他給與ニ關スル事項

二 勤勞者ノ表彰及懲戒ニ關スル事項

三 勤勞者援護ニ關スル事項

四 勤勞者ノ訓練ニ關スル事項

五 技能者ノ養成ニ關スル事項

六 工場法其ノ他勤勞管理法令ノ施行ニ關スル事項

但シ勤勞衛生ニ關スルモノヲ除ク

七 其ノ他他ノ主管ニ屬セザル勤勞力ノ保全増強及

勤勞能率ノ昂揚ニ關スル事項

第二十五條 施設課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勤勞者用物資ニ關スル事項

二 勤勞者住宅其ノ他住宅ニ關スル事項

三 勤勞者ノ厚生施設整備ニ關スル事項

第二十六條 保險局ニ左ノ三課及一所ヲ置ク

保險課

國民保險課

年金課

健康保險指導所

第二十七條 保險課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 健康保險法ノ施行ニ關スル事項

二 勞働者災害扶助責任保險法ノ施行ニ關スル事項

三 健康保險特別會計及勞働者災害扶助責任保險特

別會計ニ關スル事項

禁止職名

事務補助者 一般事務ノ補助ヲ爲ス者ニシテ主トシ

左ノ各號ノ一ニ該當スル業務ニ従事スルモノ

一、文書ノ受付、發送、仕譯

二、文書、カード、圖書、資料等ノ

淨書、謄寫、複寫

三、文書、カード、圖面、圖書、資

料其ノ他之ニ類スルモノノ分類、

整理、出納

四、所定ノ方法形式ニ依ル傳票、

カード、帳簿等ノ記載

五、所定ノ方法形式ニ依ル傳票、帳

簿、諸計表等ノ集計又ハ計算

四 他ノ主管ニ屬セザル社會保險ニ關スル事項

第二十八條 國民保險課ニ於テハ國民健康保險法ノ施

行ニ關スル事項ヲ掌ル

第二十九條 年金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞働者年金保險法ノ施行ニ關スル事項

二 船員保險法ノ施行ニ關スル事項

三 勞働者年金保險特別會計及船員保險特別會計ニ

關スル事項

第三十條 健康保險指導所ニ於テハ健康保險被保險者

ノ健康保持ニ關スル施設ノ調査並ニ指導ニ關スル事

項ヲ掌ル

附則

厚生省審査委員規程ハ之ヲ廢止ス

特定職種に對する男子就業禁止に關

する件等の公布

昭和十八年九月二十二日厚生省に於いては、同日閣

禁止年月日 禁止範圍

昭和十九年 十四年以上

三月十五日 四十年未滿

ノモノ

議決定の後發表せられたる國內態勢強化方策の具體化

に即應すべき戰時勞務對策の一施策として、二十一日

閣議決定を経たる男子就業の制限禁止に關する件、並

に女子勤勞動員の促進に關する件の具體的内容を發表

した。

その骨子は職種十七に互り十四歳以上四十歳未滿の

男子の就業を禁止し、之に替ふるに新規學校卒業者、

十四歳以上の未婚者、整備學校の在學者、企業整備に

よる轉職可能者等よりなる女子勞働力を以てせんとす

るもので、之を掲ぐれば以下の如くである。

勞務調整令施行規則第十條ノ二ノ

規定ニ依ル男子從業者ノ雇入使用

就職及從業ヲ禁止スル職種年月日

及其ノ範圍ニ關スル件指定

(昭和十八年九月二十三日)

(厚生省告示第五百五十六號)

六、傳票、證票、カード、乘車券、

諸計表其ノ他之ニ類スルモノノ照

合検査

七、所定ノ方法形式ニ依ル證票、案

內書、通知書、請求書、報告書、

諸計表等ノ記載

現金出納係 現金出納器ニ依リ主トシテ現金ノ計算

出納ノ業務ニ従事スル者 昭和十九年

一月十五日 同

小使、給仕、官公署、工場、會社、銀行、學校、病

院、事務所等ニ於テ書類ノ運搬、受付、

掃除、其ノ他ノ雜務ニ従事スル者 同

物品販賣業 賣店、賣場等ニ於テ客ニ接シ主トシテ

ノ店員、賣 商品ヲ販賣スル業務ニ従事スル者 同

子 行商、呼賣 行商、呼賣ノ業務ニ従事スル者 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

所原員數を具體的に調査し優先充足すること

(一) 航空機關係工場

(二) 政府作業廳

(三) 官廳及之に準ずべきもの (特に男子徴用に依り補充を要するもの)

(四) 男子就業の制限又は禁止に依り女子の補充を要するもの

二、動員の對象たる女子は概ね左の如くすること

(一) 新規學校卒業者

(二) 十四歳以上の未婚者

(三) 整備せらるべき不急不要學校在學者

(四) 企業整備に依る轉職可能者

三、女子勤勞の態様としては従前のものに依る外新に

女子勤勞挺身隊(假稱)を自主的に組織せしめ相當の指導者の下に團體的に長期(通常一年乃至二年)出動をたさしむるの制度を採用すること

四、女子動員促進の方法としては従前の方式に依るの外左の要領に依ること

(一) 都府縣指導の下に市區町村長をして極力其の就職の勧奨に努むること

右の場合に於ては町内會、部落會、隣組、婦人會、學務長等をして積極的に協力せしむること

(二) 學校卒業者を以てする女子挺身隊に付ては都府縣指導の下に學務長等を中心として結成せしむるやう指導すること

(三) 食糧増産に必要な農村女子勞力は之を確保し置くこと

五、女子動員の實效を擧ぐる爲皇國本來の家族制度と女子の特性とを考慮し特に風紀の堅持、品位の向

上、保健等に留意し概ね左の方針に依り女子勤勞管理に一段の創意と工夫を凝し之が刷新強化を圖ること

(一) 寄宿舎其の他適當なる收容施設あるものを除き自宅通勤者に限定すること

(二) 女子従業員の爲更衣室、洗面所、便所等は男子従業員と區分して之を設けしむること

(三) 女子従業員の爲寄宿舎を設置する場合に於ては男子と別個所にするの外寄宿舎管理を家庭的ならしむると共に設備に付特に女子の特質を考慮せしむること

(四) 女子の能力及經驗に應じ責任を持たしむる如く職場配置を考慮せしむると共に其の地位昇進の途を開かしむること

(五) 女子の就業時間、休憩時間、始業及終業の時刻、休日等に付特段の配慮を爲さしむると共に其の通勤に付所要の措置を講ずること

(六) 女子の賃金水準引上の爲賃金統制上所要の措置を講ずること

(七) 女子従業員の配置に際しては其の資質を均一ならしむるやう努むると共に可及的に女子従業員のみにて作業せしむる職場作業方式等に付工夫すること

(八) 女子の多數勤務する職場及び女子寄宿舎には適當なる女子指導者を設けること

(九) 女子従業員に對しては必要なる基礎訓練並に簡易なる技能教育を授け能率増進に資せしむること

(十) 女子従業員には家庭の主婦としての心得其の

他女子としての躰に必要な施設を爲し修養を怠らしめざること

(十一) 女子挺身隊に付ては確實なる團體的管理及び隊員保護の方途を講ずること

六、當時要員の動員確保の外女子勞力の全面的戦力化を圖る爲家事勞力に付ては更に極度の壓縮を加へ之を國民共同勤勞施設に動員すること

七、五に掲げた勤勞管理刷新事項の外左に掲ぐる事項に付特に考慮すること

(一) 文部省に於ては高等女學校及女子專門學校在學中に於て必要なる職業知識を授けると共に特に必要なる輔導を要する作業の爲輔導施設の擴充を圖ること

(二) 託兒所の設置、妊娠婦家庭患者等の爲にする女子勤勞組織の整備等女子勤勞動員上必要なる特別の考慮を拂ふこと

(三) 物資匭給等に因由する生活荷重を軽減するの方途を講じ一般家庭婦人をして生産増強に挺身し易からしむること

(四) 女子指導者(女子勤勞管理者、女子現場係員、容母、保母等を含む)養成の爲必要なる措置を講ずること

八、其の他

(一) 女子の戦時意識並に勤勞愛國精神の昂揚を圖り併せて本要綱の趣旨を一般國民及指導者層に滲透せしむる爲大政宣贊會を中心として大日本婦人會、大日本青少年團等關係團體協力の下に一大國民運動を展開せしむること、特に家庭側就中母親の理解協力を得るの方途を講ずること文部省に於

て

て

て

て

ては國民學校及高等女學校に對して特に女子勞務員の趣旨を徹底せしむる爲特別の考慮を拂ふこと
本件實施の爲必要な女子勤勞者用物資、施設、資材等に付ては協力既存のもの活用を圖ると共にやむを得ざるものに付ては之が確保に付特別の考慮を爲すこと

兵役法中改正の件その他兵役關係諸

法令の公布

戦局の苛烈化に伴ふ軍動員の擴充強化を主旨とし、第八十三帝國議會に於いて協賛を經たる兵役法中改正の件その他之と前後する一聯の兵役關係諸法令の骨子を示せば概ね以下の如くである。

兵役法中改正の件 (昭和十八年十月三十日)

昭和二年四月一日公布法律第四十七號兵役法に規定せらるる第二國民兵役の期間延長を骨子とし、同法第九條第二項中「年齢十七年ヨリ四十年迄」とあるを「年齢十七年ヨリ年齢四十五年ニ滿ツル年ノ三月三十一日迄」と改められた外、之に伴ふその他種々の改正が行はれた。

在學徵集延期臨時特例 (昭和十八年十月一日)

兵役法第四十一條第四項の規定に依り當分の内在學の事由に因る徵集の延期は之を行はざる旨を定め、即日施行せらるることとなつた。

入營(召集)を延期すべき學校及入營(召集)を延期すべき期間に関する件 (昭和十八年十一月十三日)

特に入營(召集)を延期せらるべき學校として技術關係及び教育關係の諸學校が指定せられた。

徵兵適齡臨時特例 (昭和十八年十二月二十三日)

兵役法第二十四條の二の規定に依り當分の内同法第二十三條第一項及第二十四條に規定する徵兵適齡を十九年に變更する旨公布せられた。

滿洲國緊急農地造成計畫に對する協力援助に關する件の閣議決定

日滿を通ずる食糧の絕對自給態勢確立の國策に則り、昭和十八年十一月二十二日の閣議は「滿洲國緊急農地造成計畫に對する協力援助に關する件」を附議決定、同日情報局より左の如く發表せられた。

因みに今回の農地造成の對象となつてゐるのは、第二松花江の水力發電堰堤による人造湖を水源とする下流一帯及び東遼河下流に新規に水田を造成するとともに、既定の開墾計畫のうち三江省の鶴立崗、蓮江口、太平鎮、東安省の黑寨、吉林省の新開河、飲馬河、岔路口、北安、龍江兩省にまたがる呼裕爾河、北安省の綏化、龍江省の甘南、錦州省の盤山、奉天省の康平の十二既著手開拓地造成計畫の繰り上げを含むもので、昭和二十年末を以つて之が完成を期するものである。

情報局發表

滿洲國においては、現情勢下における食糧基地としての使命のいよ／＼加重せられたるに鑑み、進んで緊急農地造成計畫案を提議せられたのであるが、帝國政府においては欣然これを受入れ、本日の閣議において

滿洲國農地造成計畫に對する本邦側の協力援助に關する件の決定をみたのである。即ちこれにより本計畫實施に要する資材、資金、技術等は本邦側より全面的に協力援助することとなり、もつて眞に日滿一體決戦下喫緊の要件たる食糧自給態勢確立強化のため相共に邁進することとなつた次第である。

大東亞相談

現下の食糧需給關係に鑑み、滿洲國の食糧供給基地としての使命はますます重大性を加へ、今後滿洲國における食糧の飛躍的増産に對しては多大の期待がかけられてゐるのである。滿洲國政府においては、積極的にかゝる要請に即應するため、從來採り來つた各般の施策を一段と徹底強化すると共に新に確實にして效率的なる増産對策として劃期的農地造成計畫を樹立し、日滿相協力これが達成を圖るため滿鐵部總務長官一行上京せられ、本邦側に對しこれを提案したのである。政府においては直ちに現地案に基き關係事務當局において検討を遂げたる所、意見の一致を見たるをもつていよ／＼本日閣議にこれを附議し本計畫に對する協力援助方に關し基本の方針を決定した次第である。今回の緊急農地造成計畫は、明年事業に著手、明後昭和廿年完成、僅々二箇年の短日月を以て第二松花江地區及び東遼河地區において新たに水田を造成すると共に既定造成計畫地區の繰上を實施し、完成の曉にはその生産物は擧げてわが國に供出せられわが食糧需給に貢獻せんことを期するものである。しかしてこれが完成のためには、土地造成關係のみにて巨額の經費と延數千萬人の勞働力とを投じ、且つ相當量の資材、

機器並に技術を注入せねばならぬのであるが、帝國政府としては本事業の趣意並に效果に鑑み資金、資材、技術等各部面に互り積極的に参畫協力し以てその達成を期すべく決意した次第である。本事業遂行のためには今後幾多困難なる事情が豫想せられるのであるが、これが完遂のためには日滿兩國益、その連繫を強化すると共に、關係各方面の深き理解と眞摯なる協力を切望する次第である。本計畫の實施により日滿を通ずる食糧の自給態勢は更に強化せらるゝこととなるのであつて決戦下洵に御同慶に堪へない。本計畫を積極的に提案せられたる滿洲國の好意に對しては茲に深甚の謝意を表する次第である。

大藏省の結婚出生保險並に修學保險

要綱の發表

大藏省に於いては昭和十八年九月、結婚出生保險並に修學保險に關する兩要綱を發表、保險會等はその實施を勸奨したが、單に國民貯蓄増強の爲のみならず、人口政策的見地からもその趣旨内容には關心せらるゝところ極めて大きい。兩要綱の内容を掲ぐれば以下の如くである。

結婚出生保險要綱

第一、方針

大東亞共榮圈の中核たる皇國の責務を完遂せんが爲には我が國人的資源の擴充を圖るの要あり、之が方途として此の際結婚の時期を早め出生を増加せしむる施策を講ずること亦喫緊の要事と謂はざるべからず。仍

て保險の物質を活用し人口増殖の基幹たる結婚及出生を積極的に奨励し、併せて國民貯蓄増強の要請に資せんが爲左記要領に依る新種保險を創設實施せんとす。

第二、要領

本保險は主として父兄が其の子女の爲に子女を被保險者として保險に附するものにして、子女が一定年齢迄に結婚したるとき結婚と同時に結婚給付を、爾後保險期間満了迄の間に於て出生の實を擧げる毎に出生給付を爲す仕組とす。尙結婚前の死亡に對しても既拂込保險料に一定割合の利息を附して返還し、又滿期の際に於ける生存子女數に比例して利益金の分配を行ふ等の考慮を爲せり。

第三、内容

(一) 被保險者の範圍及選擇

内地在住の内地人にして、男子に在りては零歳より廿五歳、女子に在りては零歳より廿一歳迄とし診査を行はず。

(二) 保險給付

(1) 結婚給付 (イ) 特定年齢(男子に在りては廿六歳、女子に在りては廿二歳以下同じ)迄に結婚したるときは結婚給付を爲し (ロ) 特定年齢に達したるも未婚のときは該保險契約は満了とし既拂込保險料のみを支拂ふ。

(2) 出生給付 結婚したる者にして、滿期年齢(男子に在りては卅六歳、女子に在りては卅二歳以下同じ)に達する迄に子女を出生したるときは、其の都度結婚給付金額の二割に相當する金額を支拂ふ。

(3) 死亡給付 特定年齢前の未婚者の死亡に對しては、既拂込保險料に年三分五厘の複利を附したる金額を支拂ふ。

(三) 保險金額の單位

保險契約一件に付結婚給付の金額單位を五百圓とす。

(四) 保險料の拂込期間

保險料の拂込期間は被保險者の加入年齢に依り適宜之を定むるものとす。

(五) 利益又は剩餘金の分配

利益又は剩餘金は滿期年齢に達したる者に對し、滿期年齢時に於ける出生子女の數に準じ分配するものとす。

(六) 特定年齢及滿期年齢の延長

入營、應召、其他公務に服したるに因り、結婚又は結婚したるも同居する能はざる者に對し公の證明あるときは、特定年齢及滿期年齢又は滿期年齢を、結婚又は同居する能はざる期間に相當する期間延長するものとす。

(備考)

(1) 庶子及私生子は本保險の取扱に付ては嫡出子たる身分を取得したるとき出生したるものと看做すこと。

(2) 本保險の加入者が再婚したる場合に於て結婚給付金を重複して受領し得ること。但し再婚後の出生に依て出生給付を受くるを得ること。

結婚出生保険料見込表

(對結婚給付金一千圓)

加入年齢	男 子		女 子	
	全期拂込 (二五歳迄拂込)	一時拂込	全期拂込 (二一歳迄拂込)	一時拂込
0	毎年 円 三六八	毎年 円 五七六	毎年 円 四一〇	毎年 円 六五五
一	四〇三	五七二	五二〇	六四四
二	四三六	五九二	五四六	七〇二
三	四七〇	六一三	五八四	七六〇
四	五〇三	六三〇	六二二	八一九
五	五三六	六四七	六五〇	九〇七
六	五七〇	六六四	六七〇	九六五
七	六〇三	六八〇	六八六	一〇二三
八	六三六	六九六	七〇二	一〇八〇
九	六七〇	七一三	七一八	一一三六
一〇	七〇三	七三〇	七三六	一二〇〇
一一	七三六	七四七	七五三	一二六六
一二	七七〇	七六三	七六九	一三三二
一三	八〇三	七七九	七八五	一三九八
一四	八三六	七九五	八〇一	一四六四
一五	八七〇	八一一	八〇七	一五三〇
一六	九〇三	八二七	八二三	一五九六

修學保險要綱

(監 保) 昭一八、九、三〇

第一、方針

父兄等保護者の不慮の死亡に依り優秀なる素質と才能とを有する年少の學徒が、修學の繼續を困難とする事實多々ある處、現行保險制度中所謂學資保險と稱せらるゝものは、單に一定年齢の到達のみを保險事故とする生存保險にして眞の學資保險に非ず。進學に必要

なる學資金確保に對する保險施設としては完からざる憾みあり。仍て左記要領に依り修學のみを對象とする特殊保險を創設し、以て經濟上の理由に基く修學の困難を救済すると共に、現下喫緊の要事たる國民貯蓄増強の要請に資せんとす。

第二、要領

本保險は契約者が自己及子女を被保險者として保險に附するものにして、契約者が子女の修學前に死亡せるときは修學中全期間、修學途中に於て死亡せるときは爾後の修學殘期間に對し、毎年修學種類に應當する學資金を給付し、以て子女の學資金需要の充足に遺憾なからしむる仕組とす。

第三、内容

(一) 契約者、保險金受取人の年齢範圍及診査の有無契約者(以下乙と稱す)は内地人とし其の年齢範圍は二十歳以上四十五歳、保險金受取人(以下甲と稱す)として指定せらるべきものの年齢範圍は零歳以上中等學校の修學を目的とするものには十歳迄、高等專門學校の修學を目的とするものには十四歳迄、大學の修學を目的とするものには十七歳迄とし診査を行はず。

(二) 保險給付

(1) 乙が保險加入後三年を経過して死亡し、又は經過前と雖も戰爭、變亂、災害若は法定傳染病に因りて死亡せる場合甲が修學前なるときは夫々の學制に定むる修學全期間中、甲が修學中なるときは其の殘期間に對し甲の就學を條件として毎年學資金の給付を行ふものとす。但し給付すべき學資金額が、既拂込保險料の額に達せざるときは其の差

額を修學期間満了のとき乙の相續人若は其の指定せる者に支拂ふ。

(2) 乙が保險加入後三年未滿にして戰爭、變亂、災害若は法定傳染病に因らずして死亡せるとき、又は甲が修學前に死亡せるときは既拂込保險料を返還するものとす。

(3) 甲が修學中死亡せる場合に於て既拂込學資金が既拂込保險料に達せざるときは其の差額を返還するものとす。

(4) 甲の修學期間満了迄甲乙共生存せるときは既拂込保險料を返還するものとす。

(三) 保險種類及保險金額の單位

本保險の種類は左の三種とし契約者は個別的に又は希望する組合せに依り附保するを得るものとす。

中等學校の修學に對し一口毎年百五十圓 (以下第一類と稱す)

高等專門學校の修學に對し一口毎年三百圓 (以下第二類と稱す)

大學の修學に對し一口毎年四百圓 (以下第三類と稱す)

(備考) 中等學校 高等專門學校及大學の範圍は別紙の如し。

(四) 保險金額の限度
本保險の最高金額は各單位の夫々五倍とす。

(五) 保險料の拂込期間
保險料の拂込期間は第一類又は第一類及第二類若は第一類、第二類及第三類を組合せるものには十二歳迄、第二類又は第二類及第三類を組合せるものには十六歳迄、第三類に付ては十八歳迄と

す。但し保険料拂込期間中乙の死亡せるときは爾後
の保険料を免除するものとす。

(六) 經理及利息又は剩餘金の分配

本保險は他の保險と區別し特別に計算し、利益又
は剩餘金は甲の修學期間満了迄甲乙共生せる契約
に對し契約保險金額に比例し分配するものとす。

別紙

一、中等學校とは、中等學校令に依る中等學校、師
範教育令に依る師範學校豫科、高等學校令に依る
高等學校尋常科、盲學校及聾啞學校令に依る盲學
校及聾啞學校の中等部、學習院學制に依る學習院
中等科、女子學習院學制に依る女子學習院中等科、
陸軍幼年學校令に依る幼年學校並に此等の諸學校
に準ずる學校を謂ふ。

二、高等專門學校とは、師範教育令に依る師範學校
本科及高等師範學校、高等學校令に依る高等學校
高等科、大學令に依る大學豫科、專門學校令に依
る專門學校、學習院學制に依る學習院高等科、女
子學習院令に依る女子學習院高等科、海軍兵學校
令に依る海軍兵學校並に此等の諸學校に準ずる學
校を謂ふ。

修學保險保險料見込表

(一) 中等學校の修學(第一類)

子女一父兄	三歲	二五	三〇	三五	四〇	四五
加入	門	門	門	門	門	門
〇歲加入	一六三	一五〇	一五三	一七〇	二〇七	二五九
三	一九一	一八一	一八七	二〇三	二三六	二七三

(二) 高等專門學校の修學(第二類)

子女一父兄	三歲	二五	三〇	三五	四〇	四五
加入	門	門	門	門	門	門
〇歲加入	一七六	一七三	一八三	二一八	二六〇	二九七
三	二〇六	一九九	二〇九	二三六	二七四	三二二
五	二二八	二三一	二三〇	二五七	三〇六	三五三
七	二七六	二七六	二八〇	二九六	三三三	三八〇
一〇	三三九	三三七	三三六	三六三	四〇九	四六二

(三) 大學の修學(第三類)

子女一父兄	三歲	二五	三〇	三五	四〇	四五
加入	門	門	門	門	門	門
〇歲加入	一九四	一七四	一七三	二〇三	二四〇	二八三
三	二二六	二〇九	二一五	二四二	二八三	三二八
五	二五七	二四四	二五七	二九三	三三三	三八〇
七	三〇五	二七六	二七三	三一六	三五三	四〇三
一〇	三六六	三三三	三三〇	三七四	四一七	四六二

(四) 第一類、第二類を組合せたるもの

子女一父兄	三歲	加入	四〇
〇歲加入	二九四	二六三	四二七
三	三四七	三三〇	四九一
五	三九七	三九〇	四九一

(五) 第一類、第二類及第三類を組合せたるもの

子女一父兄	三歲	加入	四〇
〇歲加入	三七三	三五五	五四七
三	四一三	四〇〇	五〇三
五	四五三	四三〇	五三三

(備考) 括弧内は保險金千圓に對する割合なり。

臺灣同胞に對する徵兵制施行の決定

朝鮮同胞に對する徵兵制施行の決定については本誌
第三卷第六號本欄既報の如くであるが、今回更に臺灣
同胞に對しても徵兵制を施行する旨昭和十八年九月二
十三日閣議に於いて正式決定をみ、同日情報局より左
の如く發表せられた。

情報局發表

本日の閣議において「臺灣同胞に對し徵兵制を施行
し昭和廿年度よりこれを徵集し得る如く準備を進むる
こと」に關し決定を見たり。

大東亞會議の開催並に大東亞共同宣

言の採擇

大東亞共榮圏の大理想を象徴し、東亞の歴史に一轉
機を劃すべき大東亞會議は昭和十八年十一月五日東京
都永田町帝國議事堂に於いて開催せられ、日本國、中
華民國、タイ國、滿洲國、フィリピン共和國、ビルマ
國の五箇國代表相會し、獨立親和による共存共榮の理
想を名實ともに明徴し大東亞戰爭の目的と成果とを全
世界に向つて宣明するに到つたが、翌六日には日本代
表東條首相の提案による大東亞宣言を滿場一致を以つ
て可決、共存共榮、獨立親和、文化昂揚、經濟繁榮、世
界進運貢獻の五原則を明らかにするに到つた。大東亞
會議事務局發表の右宣言を掲ぐれば左の如くである。

(大東亞會議事務局發表)

昭和十八年十一月五日及六日の兩日東京に於て大東

亞會議を開催せり同會議に出席の各國代表者左の通り

日本國

内閣總理大臣 東條英機閣下

中華民國

國民政府行政院院長 汪兆銘閣下

タイ國

内閣總理大臣「ビー・ピン・ソングラム」
元帥閣下の名代として

滿洲國

國務總理大臣 張景惠閣下

フィリピン共和國

大統領 ホセ・ペー・ラウレル閣下

ビルマ國

内閣總理大臣 バー・モウ閣下

同會議に於ては大東亞戰爭完遂と大東亞建設の方針とに關し各國代表は隔意なき協議を遂げたる處全會一致を以て左の共同宣言を採擇せり

大東亞共同宣言

抑々世界各國が各其所を得相倚り相扶けて萬邦共榮の樂を偕にするは世界平和確立の根本要義なり

然るに米英は自國の繁榮の爲には他國家他民族を抑壓し特に大東亞に對しては飽くなき侵略擄取を行ひ大東亞隸屬化の野望を逞うし遂には大東亞の安定を根柢より覆さんとせり大東亞戰爭の原因茲に存す

大東亞各國は相提携して大東亞戰爭を完遂し大東亞を米英の桎梏より解放してその自存自衛を全うし左の要綱に基き大東亞を建設し以て世界平和の確立に寄與せんことを期す

一、大東亞各國は協同して大東亞の安定を確保し道義に基き共存共榮の秩序を建設す

一、大東亞各國は相互に自主獨立を尊重し互助敦睦の實を擧げ大東亞の親和を確立す

一、大東亞各國は相互に其の傳統を尊重し各民族の創

造性を伸暢し大東亞の文化を昂揚す

一、大東亞各國は互恵の下緊密に提携し其の經濟發展を圖り大東亞の繁榮を増進す

一、大東亞各國は萬邦との交誼を篤うし人種的差別を撤廢し普く文化を交流し進んで資源を開放し以て世界の進運に貢獻す

南方諸地域に關する諸情報

フィリピン共和國の獨立その他南方諸地域に關する最近の諸情報を集記すれば以下の如くである。

フィリピン共和國の獨立宣言竝に

日比同盟條約の締結

フィリピン民族の民族的獨立は大東亞共榮確立の爲の一環として屢々帝國政府の公約するところであつたが、昭和十八年十月十四日フィリピン共和國の獨立宣言として遂にその實現を見るに到り、大東亞戰爭の耀々たる戦果とその聖戰目的とを愈々明確にするに到つたといへよう。なほ同日マニラに於いて締結日比同盟條約を掲ぐれば左の如くである。

日本國「フィリピン」國同盟條約

(昭和十八年十月二十日)
(條約第十二二號)

大日本帝國天皇陛下及「フィリピン」共和國大統領ハ

日本國ガ「フィリピン」國ヲ獨立國家トシテ承認スルコトニ決シタルニ因リ

兩國相互ニ善隣トシテ其ノ自主獨立ヲ尊重シツツ緊密ニ協力シテ道義ニ基ク大東亞ヲ建設シ以テ世界全般

ノ平和ニ貢獻センコトヲ期シ確乎不動ノ決意ヲ以テ之ガ障害タル一切ノ禍根ヲ芟除センコトヲ欲シ之ガ爲同盟條約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク各其ノ全權委員ヲ任命セリ

大日本帝國天皇陛下

特命全權大使從三位村田省藏

「フィリピン」共和國大統領

國務大臣「クラロ、エメ、レクト」

右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好安當ナルヲ認メタル後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條 締約國間ニハ相互ニ其ノ主權及領土ノ尊重ノ基礎ニ於テ永久ニ善隣友好ノ關係アルベシ

第二條 締約國ハ大東亞戰爭完遂ノ爲政治上、經濟上及軍事上緊密ナル協力ヲ爲スベシ

第三條 締約國ハ大東亞ノ建設ノ爲相互ニ緊密ニ協力スベシ

第四條 本條約ノ實施ノ爲必要ナル細目ハ締約國當該官憲間ニ協議決定セラルベシ

第五條 本條約ハ締約國ニ於テ其ノ批准ヲ了シタル日ヨリ實施セラルベシ

第六條 本條約ハ成ルベク速ニ批准セラルベシ批准書ノ交換ハ「マニラ」ニ於テ成ルベク速ニ行ハルベシ

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名調印セリ

日本國「フィリピン」國間同盟條約附屬了解事項

條約第二條ニ付 同條ニ規定スル大東亞戰爭完遂ノ爲ノ軍事上ノ緊密ナル協力ノ主タル態様ハ左ノ通トス

「フィリピン」國ハ日本國ノ爲スベキ軍事行動ノ爲

一切ノ便宜ヲ供與スベク又日本國及「フィリピン」國ハ「フィリピン」國ノ領土及獨立ヲ防衛スル爲相互ニ緊密ニ協力スベシ

シヤン地方等のビルマ國領土編入の決定

大東亞共榮圈建設の趣旨によるビルマ國の獨立承認につき、帝國政府は昭和十八年九月二十五日更にシヤン地方等のビルマ國領土に編入を承認せる日緬領土條約を調印し翌二十六日情報局より左の如く發表せられた。

基く大東亞を建設するの不動の決意を以て左の通り協定せり。

第一條 日本國は「ビルマ」國が「ケントン」及「モンバン」兩州以外の「シヤン」諸州、「カレンニ」諸州並に「ワー」地方を其の領土として編入することを承認す。

第二條 日本國は、本條約實施の日より九十日以内に前條の規定する地域に於て、現に其の行ふ行政を終止すべし。

第三條 本條約の實施の爲必要なる細目は、兩國當該官憲間に協議決定せらるべし。

スマトラ原住民に對する政治參與の決定

ジャワ、マライ等の原住民に對する政治參與の實現に引續き、スマトラの原住民に對する政治參與の實施も、昭和十八年十月八日現地軍政當局の手によりその實施要綱を發表せらるゝに到つた。新聞電報の報ずるところによりその要領を掲ぐれば概ね以下の如くである。

一、左の要領により各州毎に原住民代表より成る諮問機關を設置する。

(イ) 名稱 州參議會

(ロ) 議員數 十乃至卅名

(ハ) 議員の選任 約半數は村長等の推薦したものの、他の半數は宗教團體その他の團體員、若しくは徳望篤く且つ學識經驗あるものゝ中より州長官任命す

(ニ) 議員資格 特に制限せず

(ホ) 議員年限 一年但し再任を妨げず

(ヘ) 議長及び副議長 議員互選せるものゝ中より州長官任命す

(ト) 定例會議のほか臨時會議を開催す

(チ) 職務權限 政務に關し州長官の諮問に應じて答申し必要に應じ建議する

(リ) 議員の互選により當任委員若干名を置き常時州長官の諮問に答へしむ

(ヌ) 議員は名譽職とし議長三千ギルダ、副議長二千ギルダ、議員一千五百ギルダの手當を支給す

二、左の要領により官吏の登用を圖る他その待遇を改善す。

(イ) 各州に原住民を長とする厚生局を設置し主として原住民の福祉に關する事項を處理せしむ

(ロ) 右の他努めて官吏に登用しこれを活用す

(ハ) 官吏養成施設を整備擴充す

○スマトラ原住民に對する政治參與に關する軍政監談

スマトラ原住民に對する政治參與の具體案を決定し、これを發表するに至つたことは實に大東亞共榮圈建設に關する帝國の根本方針の發現であつて、本職の最も欣快とするところである。今回の發表案の要點は第一、各州毎に現住民代表よりなる諮問機關を設置すること。第二、原住民官吏をつとめて登用する二點であつて、その趣旨は諸君の政治的欲求を統治の上に反映せしめ、諸君にとりても好ましき政治を行はんとするにほかならないのである。

廿五日ラングーンにて署名調印された日緬領土條約要旨次の如し。

シヤン地方等に於けるビルマ國の領土に關する日本國ビルマ國間條約要旨

大日本帝國政府及「ビルマ」國政府は、兩國緊密に協力して米英兩國に對する共同の戰爭を完遂し、道義に